

第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

皆野町成年後見制度利用促進基本計画

皆野町再犯防止推進計画



令和5年3月
皆野町
皆野町社会福祉協議会

はじめに



皆野町では、平成30年3月に「第2期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域の様々な福祉課題に対応してまいりましたが、近年の少子高齢化により高齢者のみの世帯が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者、8050問題やひきこもりなどの新たな複合的な課題に対応するため、重層的な相談支援体制の強化が必要となっています。

また、地域社会から孤立する人や身寄りがいないため生活に困難を抱える人を支援するため、すべての住民が尊厳ある本人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度等を活用しながら地域で支え合うことが必要となっています。

さらに、犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、成育環境等から様々な生きづらさを抱えている場合もあることから、それらの方の再犯を防止するため、社会復帰後の地域社会で孤立することのないよう、地域における各種サービスの提供が重要になっています。

これらの課題に対応するため、皆野町においても地域共生社会の実現を目指し、基本理念を「笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり」として、「第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「皆野町成年後見制度利用促進基本計画」「皆野町再犯防止推進計画」を一体的に策定いたしました。

今後は、本計画に基づく取組を町全体で進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員、関係機関をはじめ、各種調査にご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

令和5年3月

皆野町長・皆野町社会福祉協議会会長 柴崎 勉

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 3 |
| 4 策定体制..... | 3 |
| (1) 皆野町地域福祉計画策定委員会..... | 3 |
| (2) 住民意向の把握..... | 3 |
| 第2章 地域福祉の現状..... | 4 |
| 1 人口の状況..... | 4 |
| (1) 人口構成の推移..... | 4 |
| (2) 推計人口..... | 5 |
| 2 高齢者の状況..... | 6 |
| (1) 高齢者人口・高齢化率の推移..... | 6 |
| (2) 高齢者世帯数の推移..... | 7 |
| (3) 要支援・要介護高齢者数の推移..... | 8 |
| 3 子どもの状況..... | 9 |
| (1) 出生数等の推移..... | 9 |
| (2) 子どもがいる世帯数の推移..... | 10 |
| 4 障がい者(児)等の状況..... | 11 |
| (1) 障がい者(児)数の推移..... | 11 |
| (2) 難病患者数の推移..... | 12 |
| 5 生活困窮者の状況..... | 13 |
| (1) 生活保護受給者数の推移..... | 13 |
| (2) 生活困窮者自立相談支援事業等の推移..... | 14 |
| 6 災害時要援護者の状況..... | 15 |
| 7 社会福祉協議会の活動..... | 16 |
| (1) 社会福祉協議会の事業内容..... | 16 |
| (2) 社会福祉協議会の主な事業の実施状況..... | 19 |
| 第3章 地域福祉推進の課題..... | 20 |
| 1 地域福祉に関する意識調査結果のまとめ..... | 20 |
| (1) 町民福祉意識調査結果..... | 20 |
| (2) 民生委員・児童委員調査結果..... | 31 |
| (3) 福祉ボランティア活動団体等調査結果..... | 36 |

| | | |
|-------|--------------------------------------|----|
| 2 | 地域福祉に関する施策の実施状況 | 40 |
| | (1) 相談支援体制 | 40 |
| | (2) 相談機関の連携 | 42 |
| | (3) 住民の福祉活動支援 | 42 |
| | (4) 福祉意識の高揚、住民の生きがいづくり | 48 |
| 3 | 地域福祉推進の課題 | 50 |
| | (1) 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応 | 50 |
| | (2) 地域包括支援センターを核とした相談支援の推進 | 50 |
| | (3) 住民福祉活動の活性化 | 51 |
| | (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 | 51 |
| 第4章 | 施策の展開 | 52 |
| 1 | 基本理念 | 52 |
| 2 | 基本目標 | 53 |
| | (1) 一人で悩まないまちづくり(相談支援体制の整備) | 53 |
| | (2) ええげえしのまちづくり(住民福祉活動の支援) | 53 |
| | (3) 安心と生きがいのあるまちづくり(福祉のまちづくり) | 53 |
| | (4) 自分らしく生きるまちづくり(皆野町成年後見制度利用促進基本計画) | 53 |
| | (5) 明るいまちづくり(皆野町再犯防止推進計画) | 53 |
| 3 | 施策体系 | 54 |
| 4 | 計画の内容 | 56 |
| 基本目標1 | 一人で悩まないまちづくり(相談支援体制の整備) | 56 |
| | (1) 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化 | 57 |
| | (2) 障がい者への相談支援の充実 | 57 |
| | (3) 子どもへの相談支援体制の整備 | 57 |
| | (4) 生活困窮者への相談支援の充実 | 58 |
| | (5) 誰一人取り残さない相談支援体制の構築 | 58 |
| | (6) 権利擁護 | 58 |
| 基本目標2 | ええげえしのまちづくり(住民福祉活動の支援) | 61 |
| | (1) 民生委員・児童委員活動の支援強化 | 63 |
| | (2) ボランティア活動の支援 | 63 |
| | (3) 新たな住民福祉活動の発展支援 | 63 |
| | (4) 地域活動の強化 | 64 |
| | (5) 社会福祉協議会の事業の充実 | 64 |

| | |
|--|----|
| 基本目標3 安心と生きがいのあるまちづくり(福祉のまちづくり)..... | 66 |
| (1) 生きがいのあるまちづくり..... | 67 |
| (2) 防災体制やバリアフリーの充実..... | 67 |
| (3) 移動支援..... | 67 |
| (4) 福祉意識の高揚..... | 68 |
| 基本目標4 自分らしく生きるまちづくり(皆野町成年後見制度利用促進基本計画) | 70 |
| (1) 成年後見制度等の周知と利用支援..... | 73 |
| (2) 成年後見制度の実施体制の構築..... | 73 |
| 基本目標5 明るいまちづくり(皆野町再犯防止推進計画)..... | 74 |
| (1) 地域理解の促進..... | 76 |
| (2) 福祉サービス等の利用支援..... | 76 |
| 第5章 計画の推進..... | 77 |
| 1 推進体制..... | 77 |
| 2 目標指標..... | 77 |
| 3 進行管理..... | 78 |
| 資 料..... | 79 |
| 1 策定委員会設置要綱..... | 79 |
| 2 策定委員名簿..... | 80 |
| 3 策定経過..... | 81 |
| 4 用語説明..... | 82 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 皆野町では、平成29年度に基本理念を「笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり」を基本理念として策定した「第2期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の計画期間が令和4年度で終了します。
- また、*成年後見制度の利用支援、再犯防止への対応も含め、近年の国・県の動向を踏まえ、*地域共生社会の実現を目指して新たに「第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」「皆野町*成年後見制度利用促進基本計画」「皆野町再犯防止推進計画」を策定するものです。

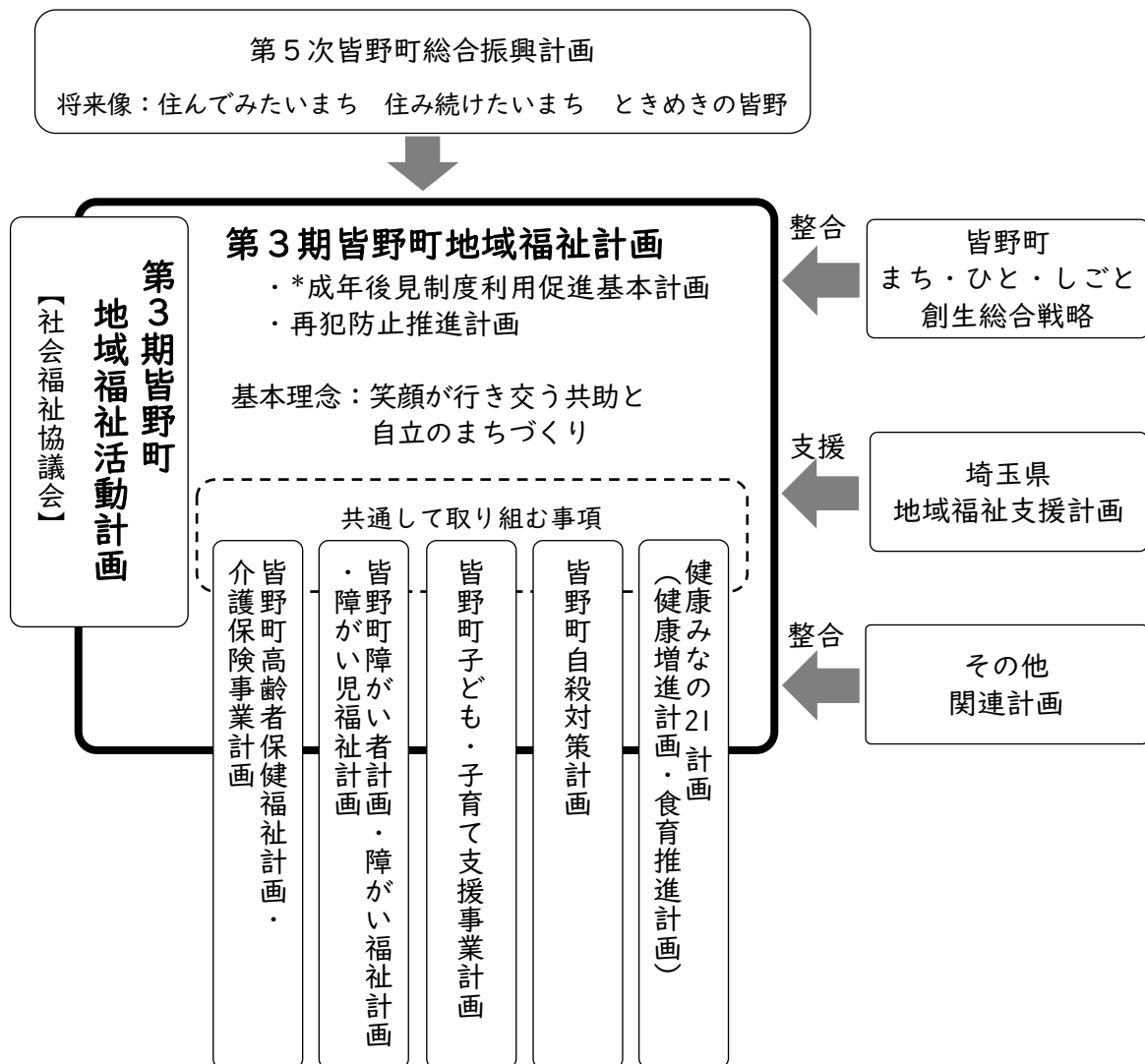
◆近年の国・県の動向

- 平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日施行）
 - ・再犯防止のため、住まいや就労など地域ぐるみの支援体制の整備
- 平成29年5月 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）
 - ・「*我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・理念実現に向けた包括的な支援体制づくりについて規定
 - ・地域福祉計画の充実（福祉各分野の上位計画として位置づけ）
- 令和2年3月 埼玉県ケアラー支援条例
 - ・埼玉県ケアラー支援計画策定（令和3年3月）
 - ・多様なケアラー（*ヤングケアラー）への支援
- 令和2年6月 社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行）
 - ＜*地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律＞
 - ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
 - ・「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援（狭間のニーズへの対応）」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的な支援体制の整備
- 令和3年3月 「*地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正
 - ・市町村地域福祉計画策定のガイドラインの改正
- 令和4年3月 第二期*成年後見制度利用促進基本計画策定（令和4～8年度）
 - ・*成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・尊厳ある本人らしい生活を継続するための*成年後見制度の運用改善
 - ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

2 計画の位置づけ

- 皆野町地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく計画です。皆野町地域福祉活動計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づく団体となる社会福祉協議会の計画です。
- 皆野町*成年後見制度利用促進基本計画は、*成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律29号）第14条第1項に基づく計画です。
- 皆野町再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律104号）第8条に基づく計画です。
- これらを一体的に策定する本計画は、第5次皆野町総合振興計画の将来像である「住んでみたいまち 住み続けたいまち ときめきの皆野」を実現するための部門別計画であり、関連計画等と整合を図り策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

○計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画であり、令和9年度に計画の見直しを行います。

■皆野町の各計画の期間

| 年 度 | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) |
|--------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総合振興計画（基本構想10か年、基本計画5か年） | 第5次（後期基本計画） | | | | | 第6次 |
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画（各期5か年） | 第2期 | 第3期 | | | | |
| *成年後見制度利用促進基本計画（各期5か年） | （第1期） | | | | | |
| 再犯防止推進計画（各期5年） | （第1期） | | | | | |
| 自殺対策計画（各期5か年） | （第1期） | 第2期 | | | | |
| 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（各期3か年） | 第8期 | 第9期 | | | 第10期 | |
| 障がい者計画・障がい福祉計画（各期3か年） | 第6期 | 第7期 | | | 第8期 | |
| 障がい児福祉計画（各期3か年） | 第2期 | 第3期 | | | 第4期 | |
| 子ども・子育て支援事業計画（各期5年） | 第2期 | | 第3期 | | | |
| 健康みなとの21計画（各期5か年） （健康増進計画・食育推進計画） | 第3期 | 第4期 | | | | |

4 策定体制

（1）皆野町地域福祉計画策定委員会

○町議会議員、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等による計画策定に係る審議を実施しました。

（2）住民意向の把握

①町民福祉意識調査の実施

○町民の福祉意識を把握するため、18歳以上1,000人を対象にアンケートを実施しました。

②福祉活動団体等への調査

○地域において福祉活動を行っている民生委員・児童委員及び福祉ボランティア活動団体・個人へのアンケートを実施しました。

③パブリックコメントの実施

○計画（素案）について、広く町民からの意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉の現状

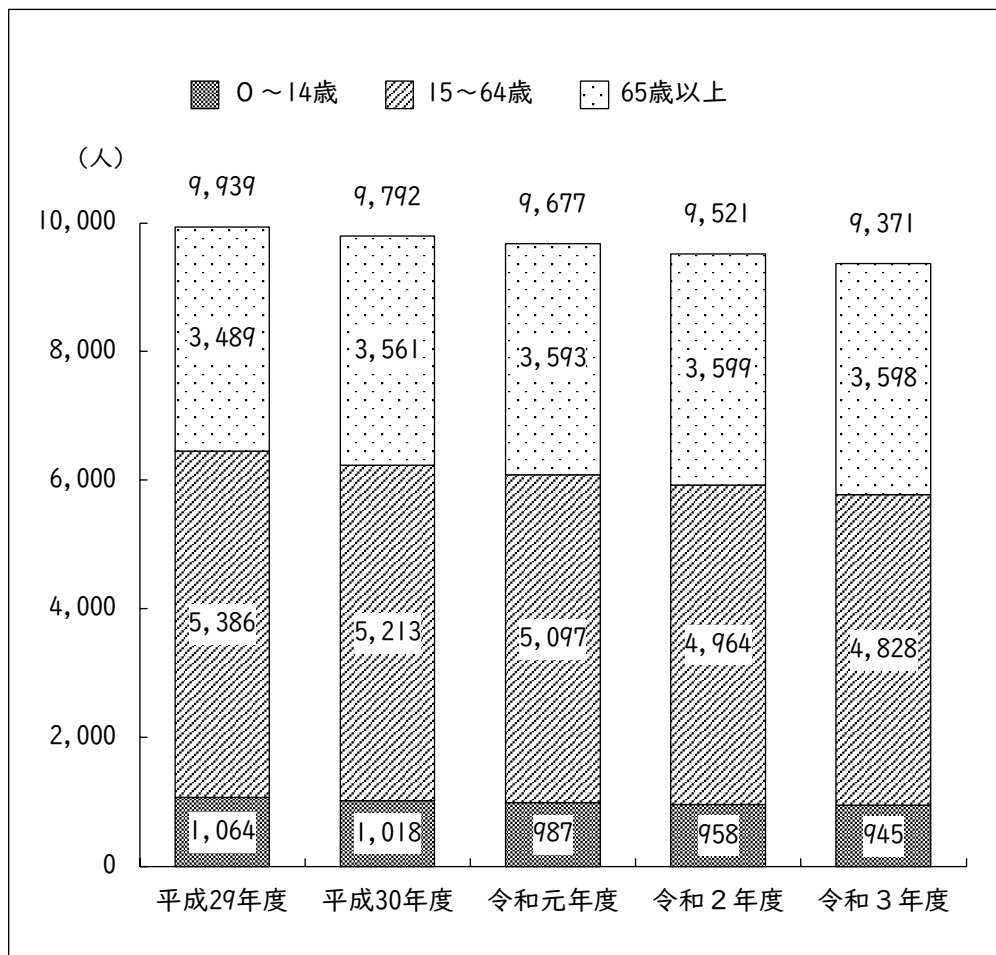
1 人口の状況

(1) 人口構成の推移

○総人口は、平成29年度の9,939人から減少し、令和3年度は9,371人で568人減少しています。

○年齢3区分別人口では、0歳から14歳人口及び15歳から64歳人口は減少し、65歳以上人口は令和2年度まで増加していましたが、令和3年度にかけて横ばいとなっています。

人口構成（年齢3区分別人口）の推移



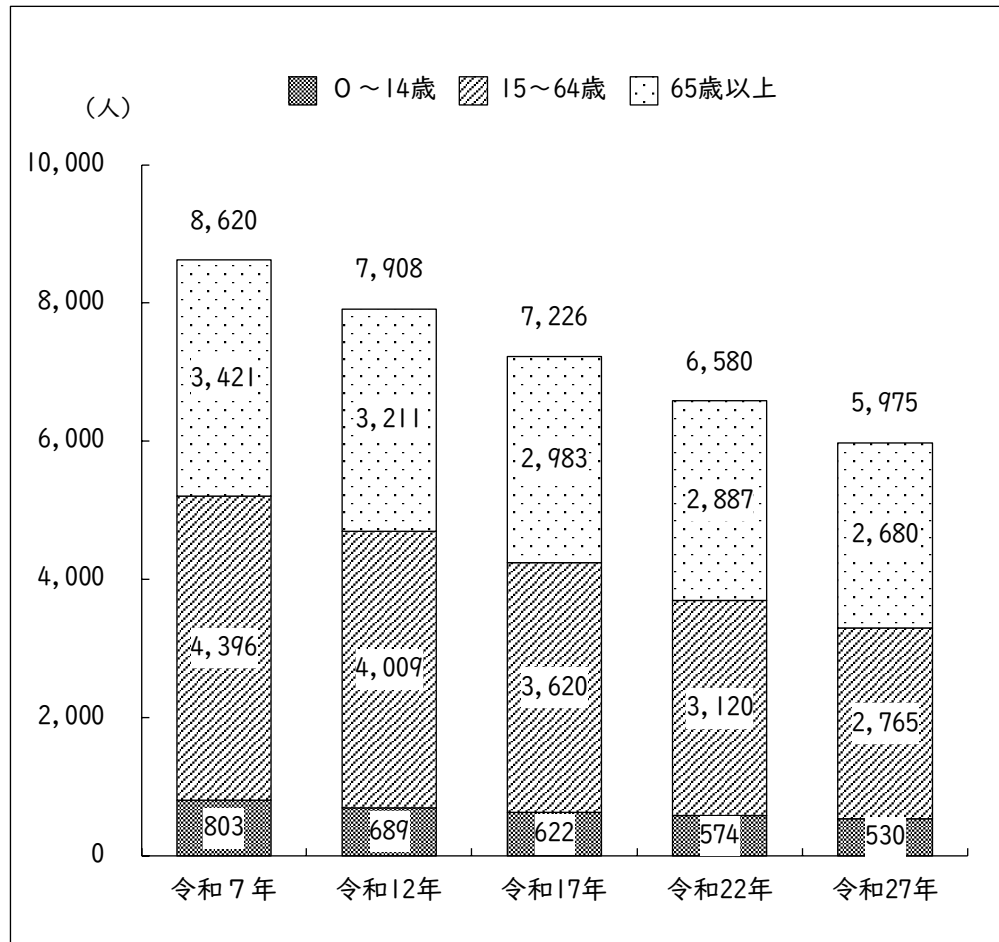
注) 各年度1月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 推計人口

○第2期皆野町人口ビジョンによる独自推計人口では、総人口は今後も減少する見通しであり、0歳から14歳人口及び15歳から64歳人口だけでなく、65歳以上人口も減少することが見込まれます。

皆野町の推計人口（独自推計）



注) 各年10月1日現在

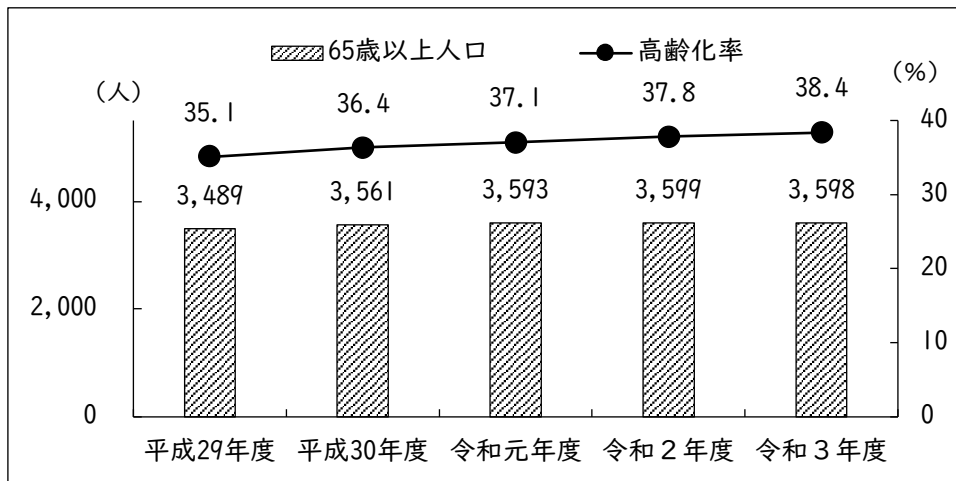
資料：第2期皆野町人口ビジョンより作成

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

- 65歳以上の高齢者人口は、平成29年度から令和2年度にかけて増加していましたが、令和2年度から令和3年度は約3,600人で推移しています。
- 高齢化率は、総人口が減少し65歳以上人口の増加により、平成29年度の35.1%から令和3年度の38.4%に上昇しています。
- 75歳以上人口も令和元年度にかけて増加しましたが、令和2年度以降は約1,800人で推移しています。
- 75歳以上率は、令和2年度から75歳以上人口は増加していませんが、総人口の減少により平成29年度の17.9%から令和3年度の19.2%へ上昇しています。

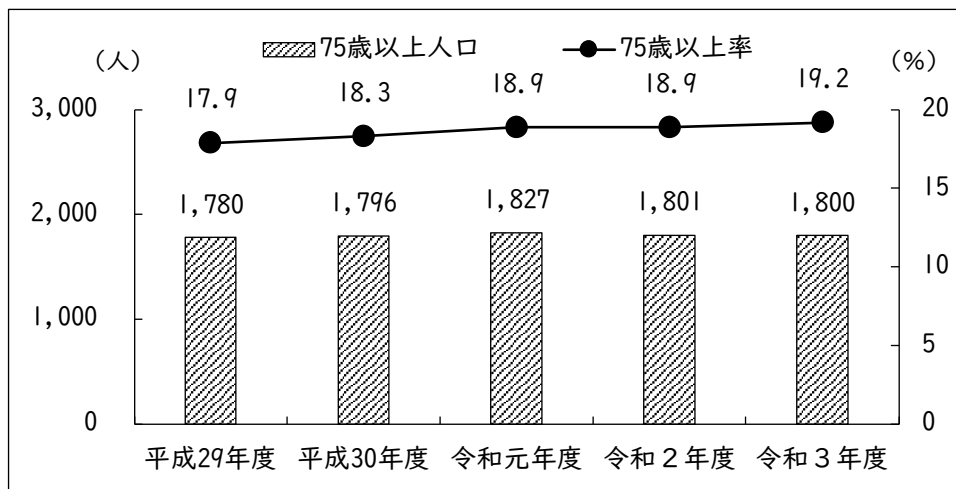
高齢者人口・高齢化率の推移



注) 各年度1月1日現在

資料：住民基本台帳

75歳以上人口・75歳以上率の推移



注) 各年度1月1日現在

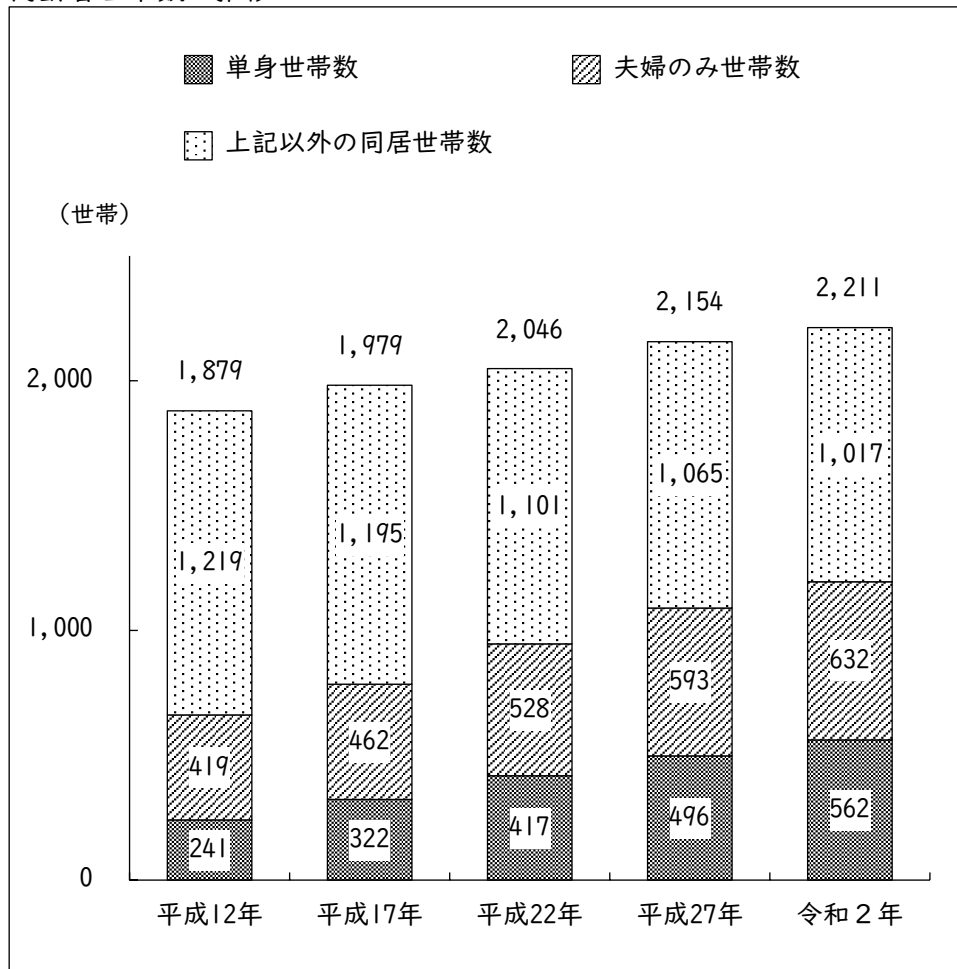
資料：住民基本台帳

(2) 高齢者世帯数の推移

○65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成12年以降増加し、令和2年は2,211世帯で総世帯数の約6割を占めています。

○高齢者の単身世帯数、夫婦のみ世帯数は、平成12年以降ともに増加し、平成22年から令和2年の10年間で単身世帯数は145世帯、夫婦のみ世帯数は104世帯増加しています。

高齢者世帯数の推移



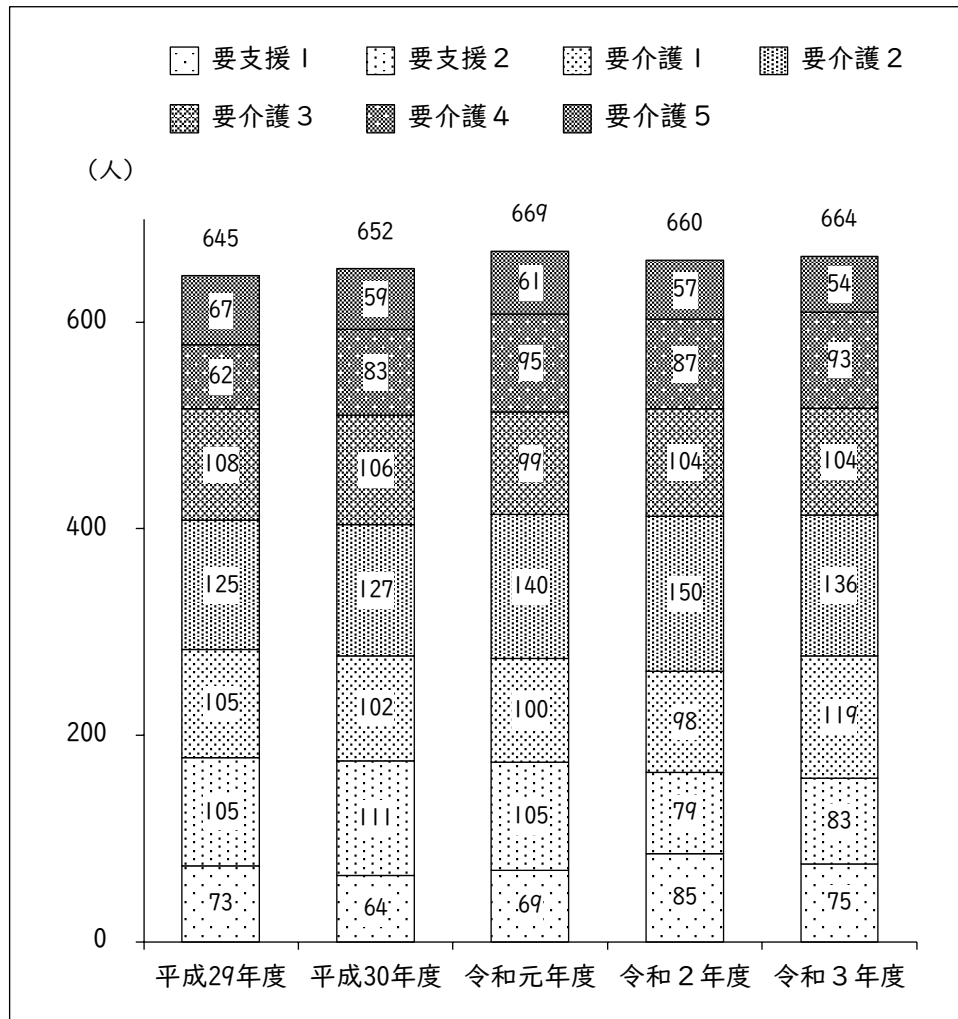
注) 夫婦のみ世帯は、夫または妻のいずれかが65歳以上の世帯 資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護高齢者数の推移

○要支援・要介護認定者数は、平成29年度から令和元年度にかけて増加していましたが、近年は660人台で推移しています。

○介護度別では、令和2年度から令和3年度にかけて、要支援2が減少し要介護1が増加しているほか、要介護4も増加しています。

要介護・要支援認定者数の推移



注) 各年度3月末現在

資料：福祉課

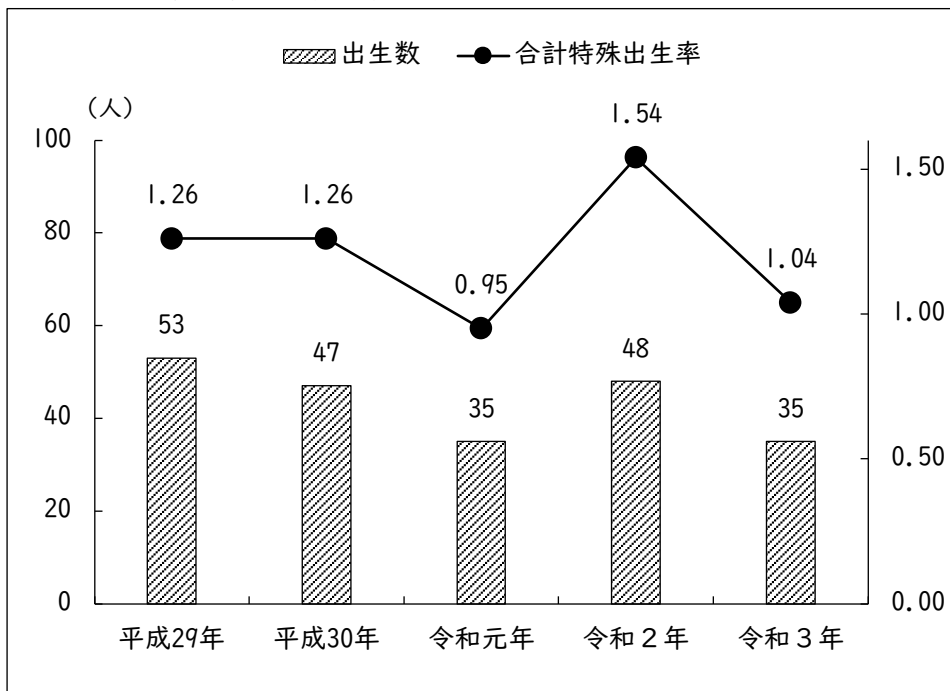
3 子どもの状況

(1) 出生数等の推移

○出生数は、平成29年の53人から減少し、令和3年では35人となっています。

○合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する値であり、令和3年は1.04となっています。

出生数、合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県

注) 合計特殊出生率の算出に用いる女性人口は、埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)。但し、令和2年は国勢調査による日本人女性人口。

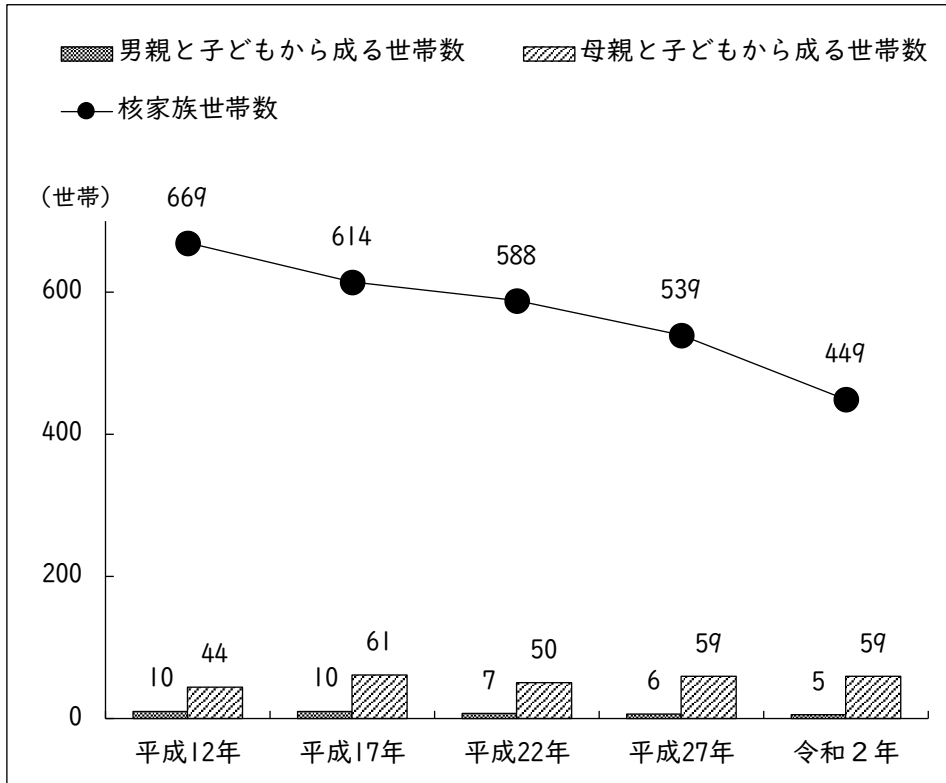
(2) 子どもがいる世帯数の推移

○18歳未満の子どものいる核家族世帯数は、平成27年の539世帯から令和2年の449世帯へと90世帯減少しています。

○男親と子どもから成る世帯数は、平成12年以降では10世帯以下で推移しています。

○母親と子どもから成る世帯数は、平成17年以降では60世帯前後で推移しています。

核家族で18歳未満の子どものいる世帯数の推移



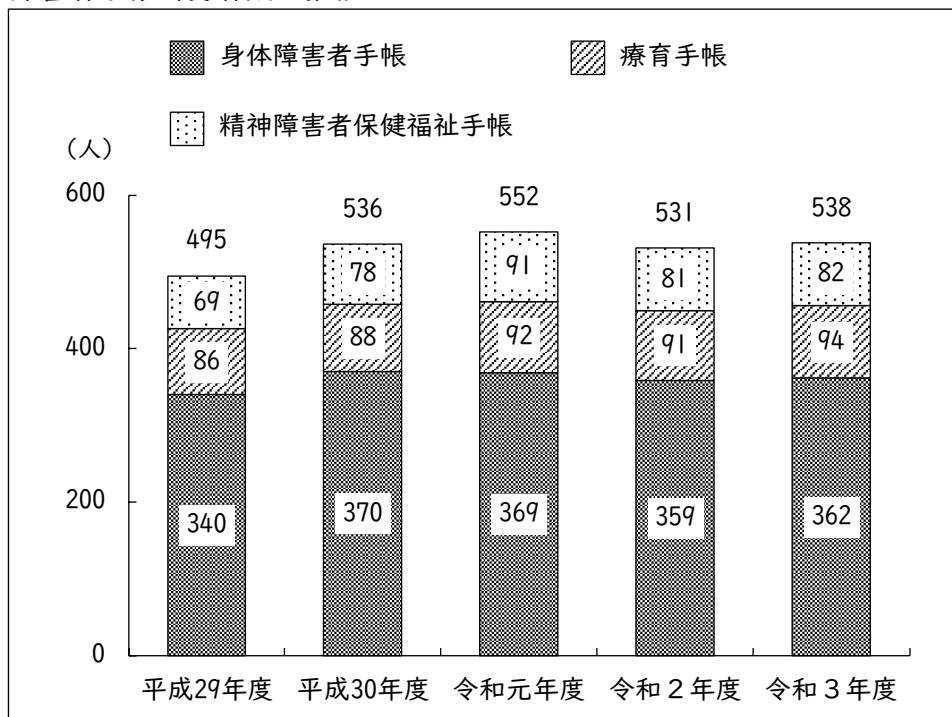
資料：国勢調査

4 障がい者(児)等の状況

(1) 障がい者(児)数の推移

- 障害者手帳の所持者数は、平成29年度以降は増加しており、令和3年度では身体障害者手帳所持者が362人、療育手帳所持者94人、精神障害者保健福祉手帳所持者が82人です。
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成29年度以降、120人前後で推移しています。

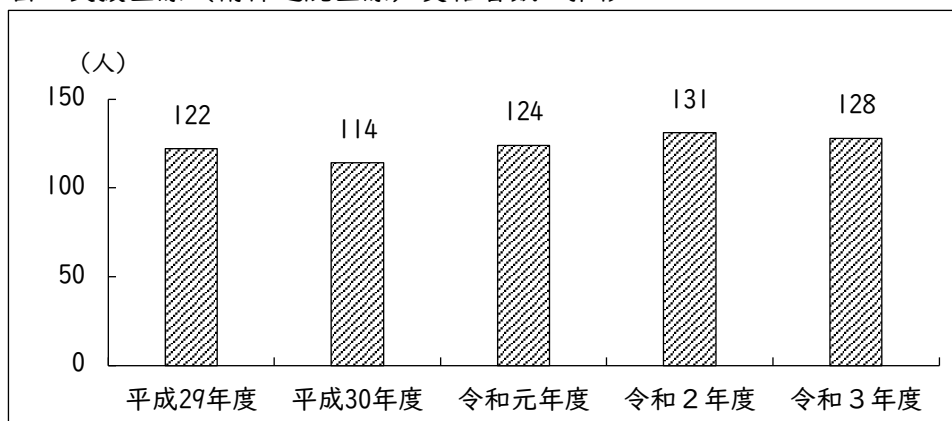
障害者手帳所持者数の推移



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



注) 各年度末現在

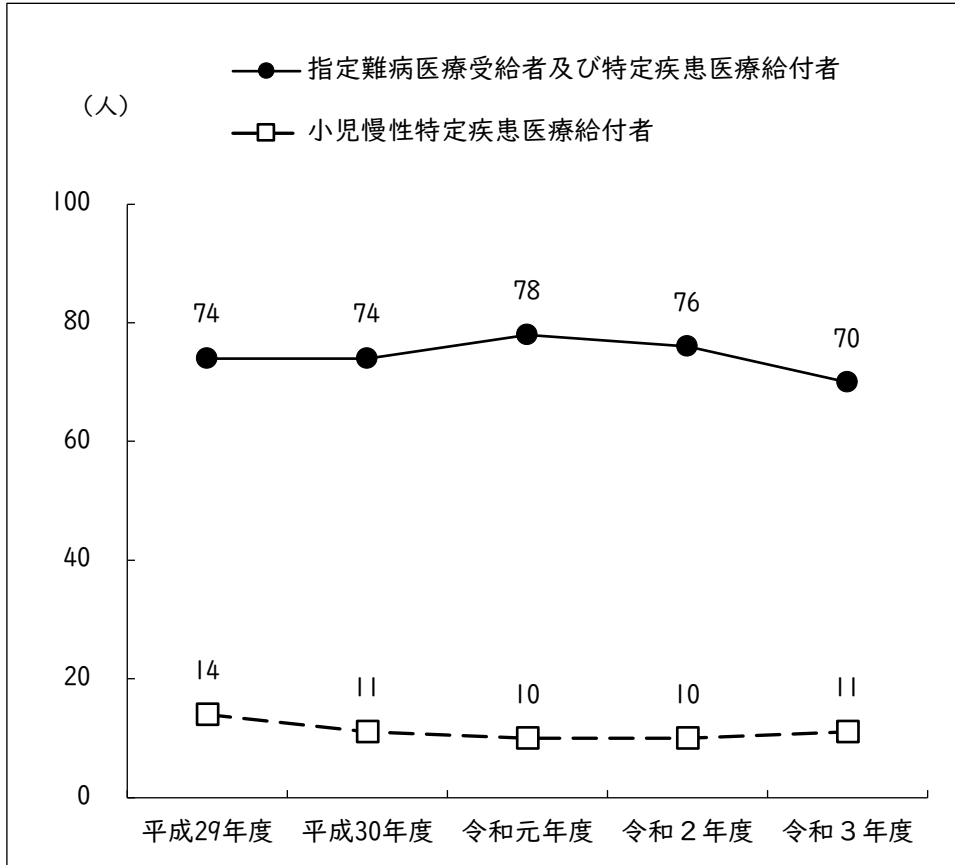
資料：埼玉県

(2) 難病患者数の推移

○指定難病医療受給者及び特定疾患医療給付者は、平成29年度以降、70人台で推移しています。

○小児慢性特定疾患医療給付者は、平成29年度以降、10人台で推移しています。

医療給付者数の推移



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

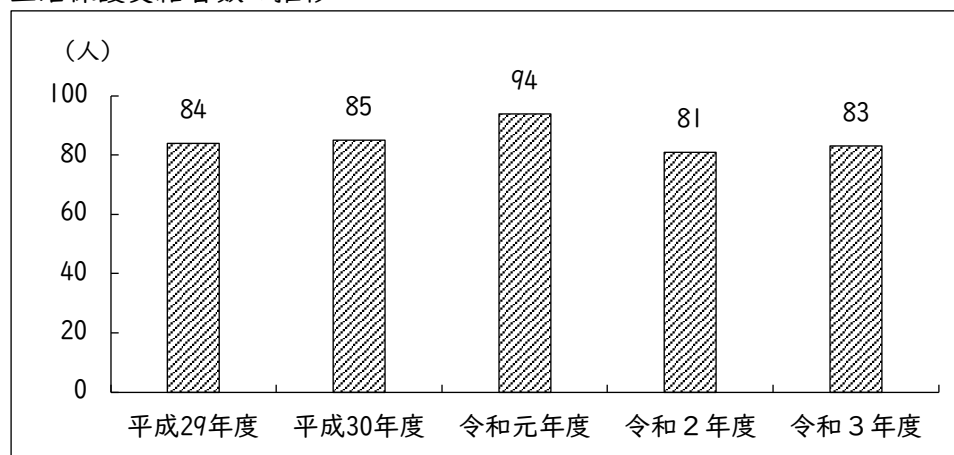
5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給者数の推移

○生活保護受給者数は、平成29年度以降、80人台から90人台で推移しています。

○生活保護世帯の類型別保護世帯数は、高齢者世帯が最も多く、25世帯ほどで推移しています。

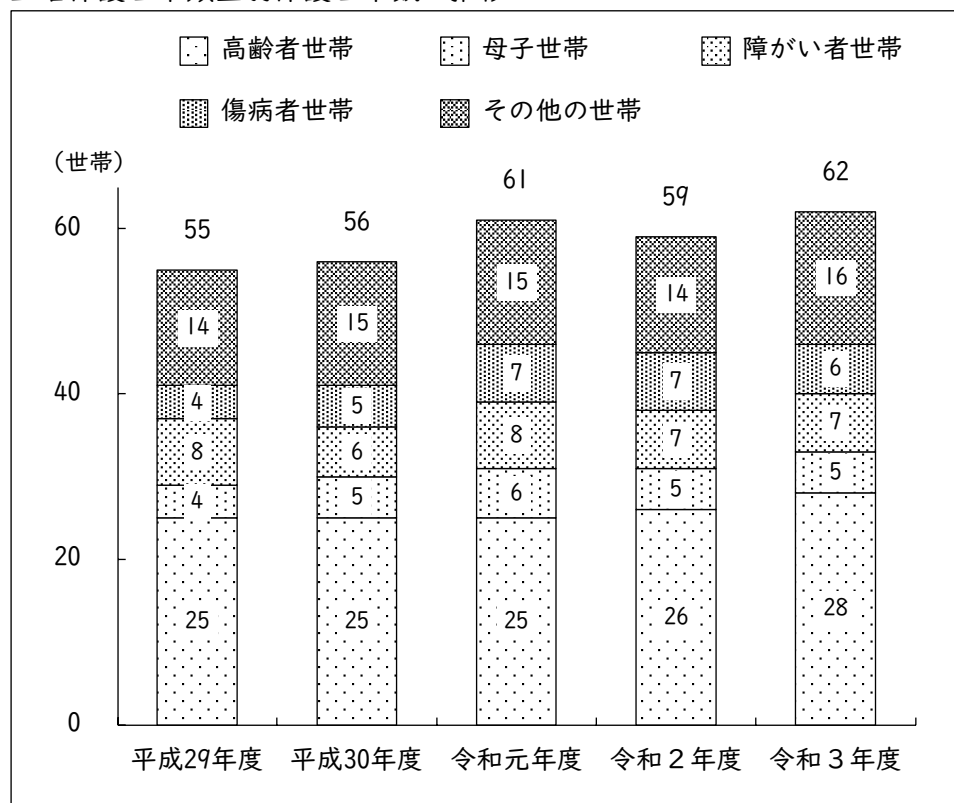
生活保護受給者数の推移



注) 各年度末現在

資料：埼玉県

生活保護世帯類型別保護世帯数の推移



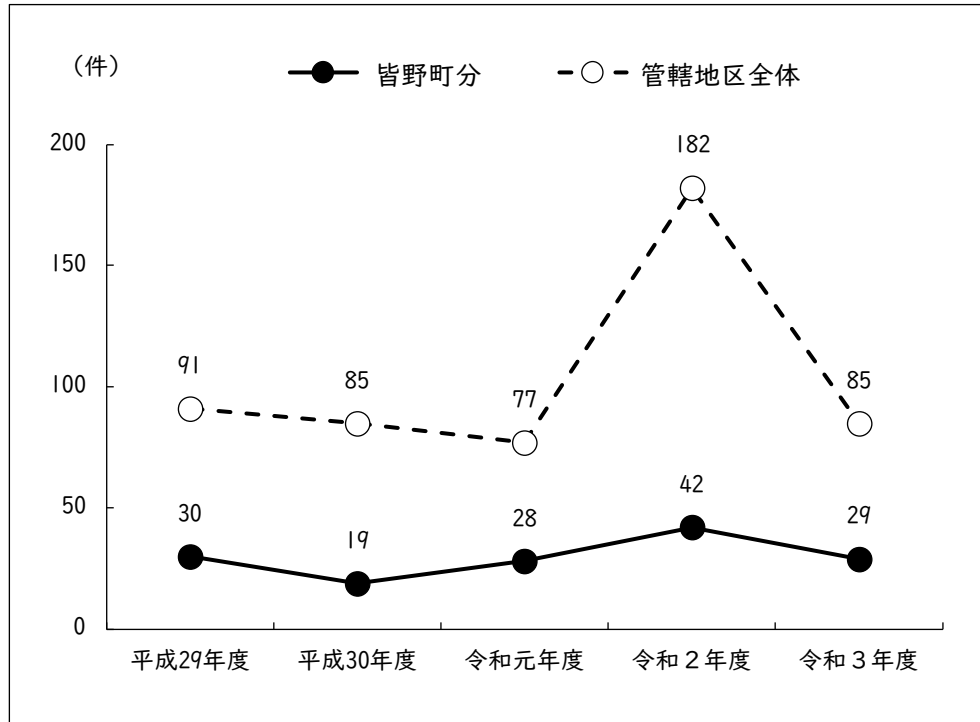
注) 各年度末現在

資料：埼玉県

(2) 生活困窮者自立相談支援事業等の推移

○生活困窮者自立支援制度の皆野町分の相談件数は、管轄地区全体（皆野町、横瀬町、長瀬町、小鹿野町）と同様に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が増加し42件でしたが、令和3年度では29件となっています。

生活困窮者自立支援制度相談件数の推移

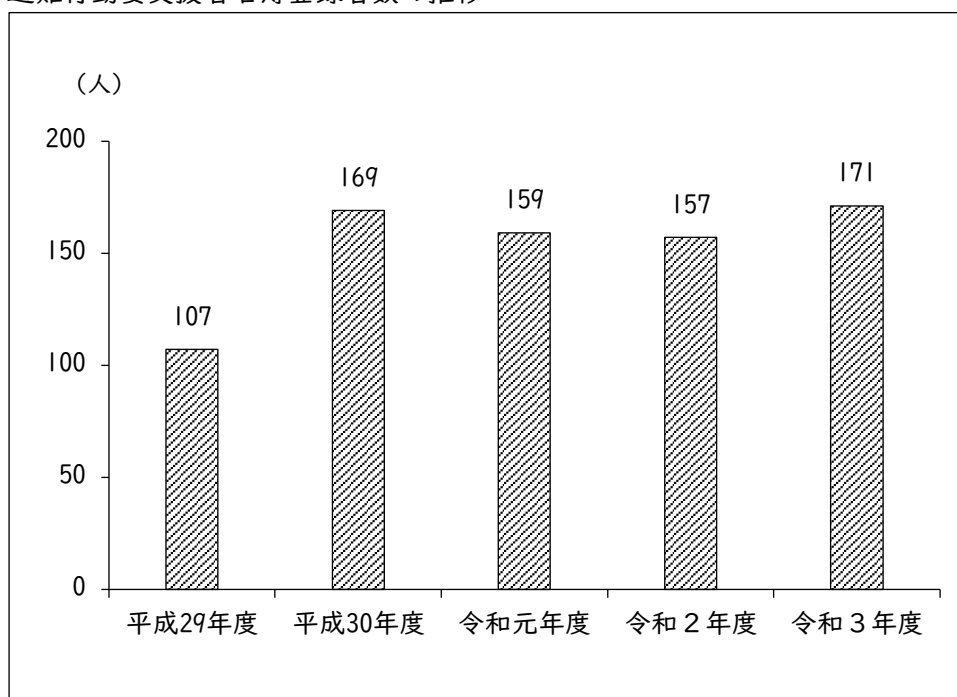


注) 各年度末現在 資料：埼玉県 (*アスポート相談支援センター埼玉秩父)

6 災害時要援護者の状況

○皆野町では、要介護認定の要介護3から5の認定を受けている方、身体障害者手帳、療育手帳[㊤]を所持している方などで、災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする「避難行動要支援者」を把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。令和3年度末現在で171人の登録があり、個別計画に基づいて災害時の安否確認、避難支援を行うこととしています。

避難行動要支援者名簿登録者数の推移



資料：福祉課

7 社会福祉協議会の活動

(1) 社会福祉協議会の事業内容

○社会福祉協議会では、地域住民及び皆野町と協働して地域福祉を推進し、少子高齢化、高齢者世帯の増加、社会的孤立や生活困窮など地域が抱える課題の解決に柔軟に対応するため、次の事業を実施しています。

社会福祉協議会の事業内容

| 事業 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 高齢者健康づくり支援事業 | 健康維持とコミュニケーションを目的に、長生クラブ連合会が主催するグラウンドゴルフ大会(年8回)や、健康に対する意識の向上及び取組の推進を目的に健康講座等を実施します。 |
| ひとり暮らし高齢者ほんわか交流会 | 80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、親睦を深めたり外出のきっかけを作ることを目的に、ボランティアの運営協力により交流会を実施します。 |
| ひとり暮らし高齢者給食サービス(年3回) | 80歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、家庭的な食生活が楽しめることと、安否確認を目的に、皆野町赤十字奉仕団の協力により実施します。 |
| ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動(年8回) | 在宅で見守りを必要とする80歳以上のひとり暮らしの家庭をボランティアの方が訪問し、乳酸菌飲料を持参するとともに、声掛け、安否確認等の見守り活動を推進します。 |
| ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問 | 消防署の協力により、担当地区民生委員・児童委員及び町・社会福祉協議会職員が同行し、対象者の火気扱い場所の点検を実施します。町の依頼を受け緊急通報システム設置者には点検を併せて行います。 |
| 訪問介護、訪問型サービス事業 | 介護認定で要支援、要介護状態となった方が可能な限りその居宅において自立して日常生活を送れるよう、入浴、排泄、食事等の支援、援助を行います。 |
| 居宅サービス事業 | 障がいのある方が、居宅で生活できるように、家事援助や身体介護等の支援を行います。 |
| 移動支援事業 | 障がいのある方が地域における自立生活及び社会参加ができるよう、外出時における移動の介護、援助を行います。 |
| 福祉有償運送サービス | 要介護状態の方が通院する場合に移送サービスを行います。 |

| 事業 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 難病患者通院旅費助成事業 | 難病で町外に通院されている方が、必要とする治療を容易に受けられ、難病の早期治療を図ることを目的に、通院に要する交通費を補助します。 |
| 介護者手当支給事業 | 疾病、障がいにより、介護を要する状態が6か月以上継続している高齢者及び障がい者等と同居し、介護している社会福祉協議会会員に月額3,000円を支給します。 |
| 車いす等福祉機器貸出事業 | 必要に応じ、車いす、松葉杖等の福祉機器を貸し出します。 |
| 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと） | 認知症等の判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう権利擁護事業の推進を図ります。 |
| 社会福祉大会（表彰式典等）開催 | みんなの皆野ふれあいまつりにあわせ、福祉関係功労者を表彰し、その功績を称えます。 福祉団体、ボランティア団体等の参加による交流活動を支援します。 |
| 社協だよりの発行（年4回） | 住民や地域、ボランティア等による身近な福祉活動の状況や社会福祉協議会が実施している事業など様々な福祉情報を発信します。 |
| 地域ネットワーク促進事業 | 町内の学校、団体、関係機関等と福祉に関する情報を共有し、ネットワークの構築に取り組み、協働した福祉のまちづくりを目指します。 |
| ボランティアセンター事業 | ボランティア活動をしたい方とボランティア活動をしてほしい方をつなぐ橋渡し役を行います。ボランティアに関する様々な情報の収集や発信、ボランティア活動に必要な機材・備品の貸出等を行います。 |
| ボランティア講座の開催 | ボランティア活動のきっかけづくりとして、手話や絵手紙、読み聞かせ等の各種講習会を開催します。 |
| 小・中学校・高校ボランティア事業への支援連携 | 様々なボランティア体験の機会を提供します。 行政と連携し、学校で行う*福祉教育活動に協力します。 |
| 在宅介護者のつどい事業 | 現に家庭で寝たきりや認知症高齢者の介護にあたっている方を対象に、介護者同士がその悩みや体験談を話し合い交流を深め、心身のリフレッシュを図ります。 |
| 在宅介護者友愛訪問 | 介護者の孤独感の軽減を図るため、在宅介護者の家庭を社会福祉協議会職員が訪問し、労いの声掛けを行います。 |

| 事業 | 内容 |
|------------------------|--|
| 暮らしに活かす介護教室 | 町民を対象に、介護への理解と家庭で活かせる介護技術の基本を身に付けるため介護教室を開催します。 |
| 住みよい地域づくり事業助成 | 自らの地域をより住みよくしていこうとする自発的な意思に基づいた福祉活動（特に高齢者、障がい児（者）、児童、子育て問題に対する福祉活動）を行う自治会等に20,000円を限度に助成します。 |
| 歳末たすけあい援護金の配布 | 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、民生委員・児童委員の協力のもと、援護金を配布します。 |
| 心配ごと相談（年6回） | 日常の困りごとや、遺言、相続、成年後見など、日常生活で起こった様々な問題の相談に応じます。 |
| 福祉資金貸付事業（社会福祉協議会） | 低所得世帯の応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長を図るため、50,000円以内を貸し付けます。 |
| 生活福祉資金貸付事業（埼玉県社会福祉協議会） | 実施主体は埼玉県社会福祉協議会で、貸付窓口が町の社会福祉協議会となっています。総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等があります。 |
| 福祉団体育成事業 | 長生クラブ連合会、身体障がい者福祉会、遺族会、赤十字奉仕団の事務局を担い、各団体の活動を支援します。 |
| 行路者旅費支給 | 現に収入欠除している方または収入の途がない方に対し、その応急的需要を満たすことを目的とし、500円以内を支給します。 |
| 被災者見舞金支給 | 暴風雨、洪水、地震その他の異常な自然現象または爆発等により、住家が全壊、全焼、流出あるいは半壊半焼する等の被害を受けた方に見舞金10,000円を支給します。 |

(2) 社会福祉協議会の主な事業の実施状況

○主な事業の実施状況は次の通りとなっています。

○令和2年度、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症対策として、事業の実施回数を縮小したり、サービスの利用・提供が減少した事業もありました。

ボランティア講座

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | 6 | 6 | 7 | 2 | 2 |
| 参加人員(人) | 95 | 109 | 135 | 15 | 22 |

資料：社会福祉協議会

ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 |
| 対象者数(人) | 1,346 | 1,274 | 1,275 | 819 | 824 |

資料：社会福祉協議会

ひとり暮らし高齢者給食サービス

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| 対象者数(人) | 288 | 435 | 271 | 155 | 310 |

資料：社会福祉協議会

ひとり暮らし高齢者家庭防火訪問

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 対象者数(人) | 167 | 187 | 182 | 151 | 171 |

資料：社会福祉協議会

心配ごと相談

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 開催数(回) | 12 | 12 | 11 | 6 | 6 |
| 相談件数(件) | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |

資料：社会福祉協議会

第3章 地域福祉推進の課題

1 地域福祉に関する意識調査結果のまとめ

(1) 町民福祉意識調査結果

①町民福祉意識調査の実施概要

○町民の福祉意識等を把握するため、次の方法により調査を実施しました。

町民福祉意識調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|------|--------------------------------|
| 対象者数 | 18歳以上の町民 1,000人（住民基本台帳から無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送配付、郵送回収 |
| 調査期間 | 令和4年9月6日～令和4年9月20日 |
| 回収状況 | 回収票数575票、回収率57.5% |

②回答者の属性

○今回の調査回答者の基本属性は、性別では「男性」、「女性」が同様の値であり、年齢は「70歳以上」が全体の3分の1であり、世帯形態では「夫婦のみ世帯」が4割台であり、地区別では皆野地区が約半数となっています。

ア 性別 単位：人（％）

| | | |
|---|-----|-------------|
| | 総数 | 575 |
| 1 | 男性 | 276 (48.0) |
| 2 | 女性 | 292 (50.8) |
| 3 | その他 | 3 (0.5) |
| 4 | 無回答 | 4 (0.7) |

イ 年齢 単位：人（％）

| | | |
|---|---------|-------------|
| | 総数 | 575 |
| 1 | 29歳以下 | 100 (17.4) |
| 2 | 30～40歳代 | 107 (18.6) |
| 3 | 50～60歳代 | 166 (28.9) |
| 4 | 70歳以上 | 198 (34.4) |
| 5 | 無回答 | 4 (0.7) |

ウ 世帯形態 単位：人（％）

| | | |
|---|--------|-------------|
| | 総数 | 575 |
| 1 | 単身世帯 | 60 (10.4) |
| 2 | 夫婦のみ世帯 | 141 (24.5) |
| 3 | 二世帯世帯 | 264 (45.9) |
| 4 | 三世帯世帯 | 92 (16.0) |
| 5 | 兄弟姉妹世帯 | 5 (0.9) |
| 6 | その他世帯 | 6 (1.0) |
| 7 | 無回答 | 7 (1.2) |

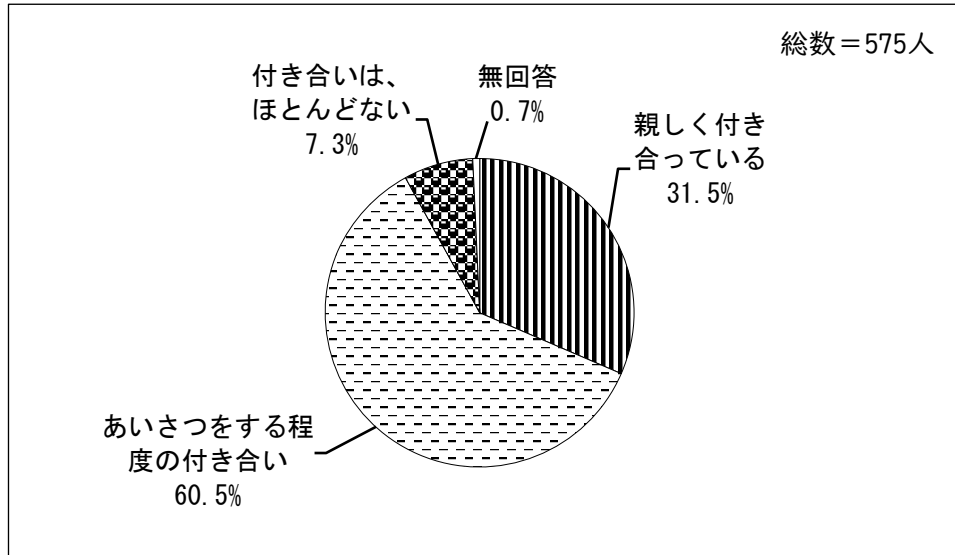
エ 地区別 単位：人（％）

| | | |
|---|-------|-------------|
| | 総数 | 575 |
| 1 | 皆野地区 | 297 (51.7) |
| 2 | 国神地区 | 105 (18.3) |
| 3 | 日野沢地区 | 38 (6.6) |
| 4 | 金沢地区 | 42 (7.3) |
| 5 | 三沢地区 | 84 (14.6) |
| 6 | わからない | 2 (0.3) |
| 7 | 無回答 | 7 (1.2) |

③地域のお付き合い

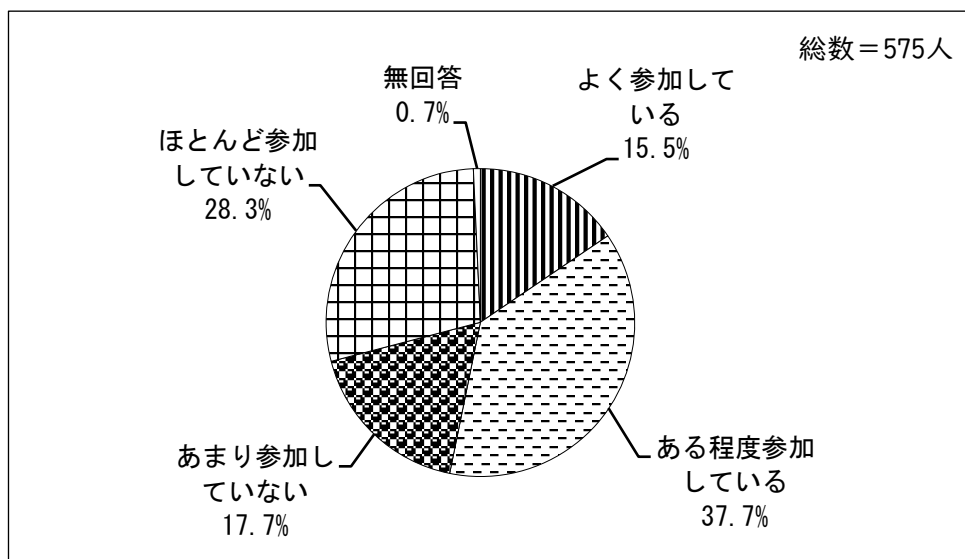
○近所付き合いは9割程度ありますが、「付き合いは、ほとんどない」方もいます。

問5 近所付き合いの度合い



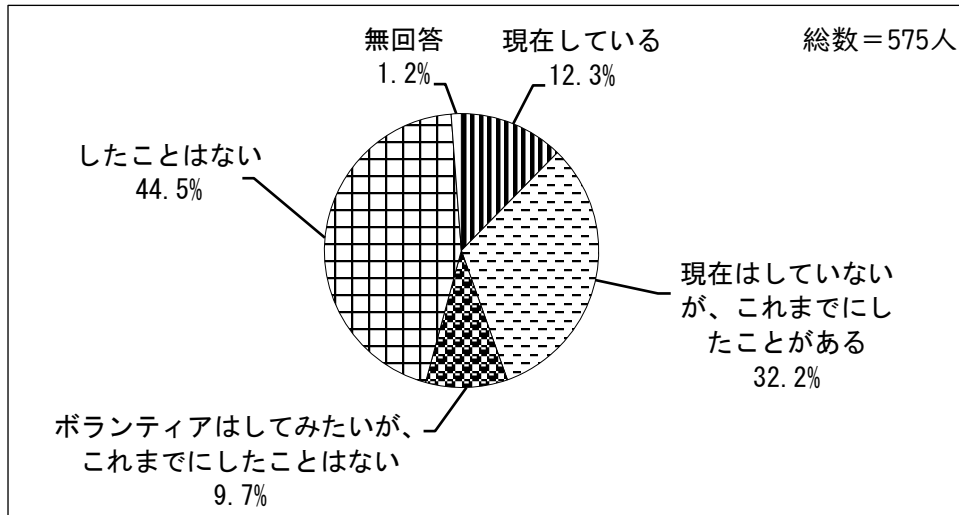
○地域の行事やお祭りへの参加は5割程度ありますが、「ほとんど参加していない」は約3割です。

問6 行政区の活動への参加状況



○ボランティア活動経験は4割以上あり、未経験者の中の1割程度にはボランティア活動への参加意向があります。

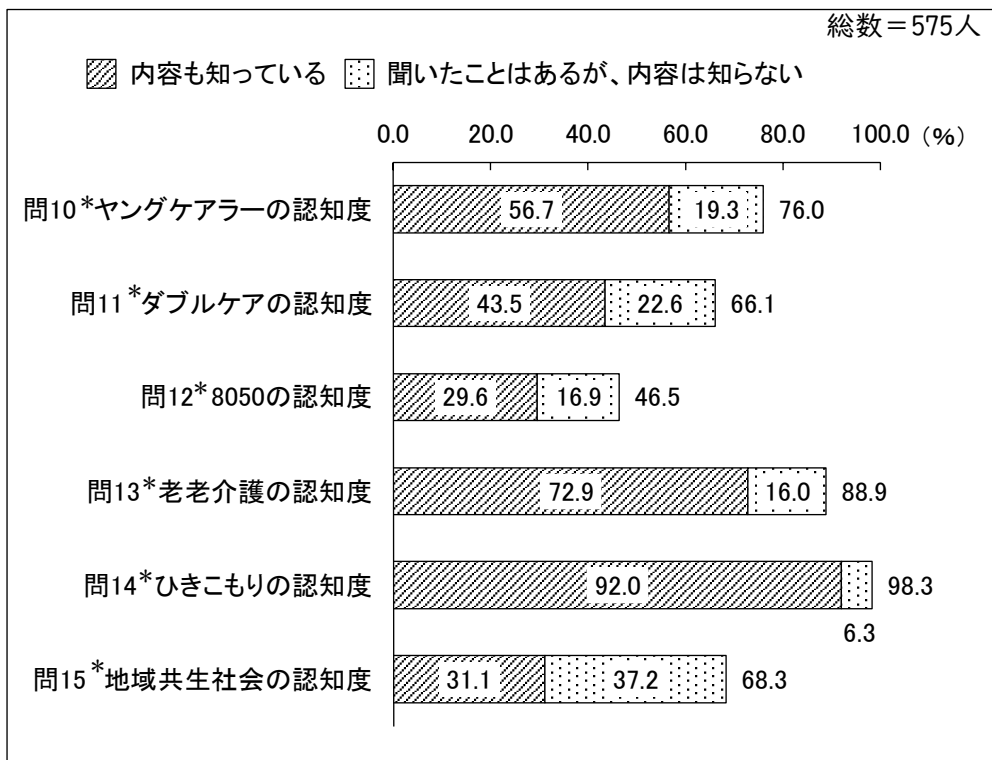
問7 ボランティア活動の経験の有無



④近年の福祉課題について

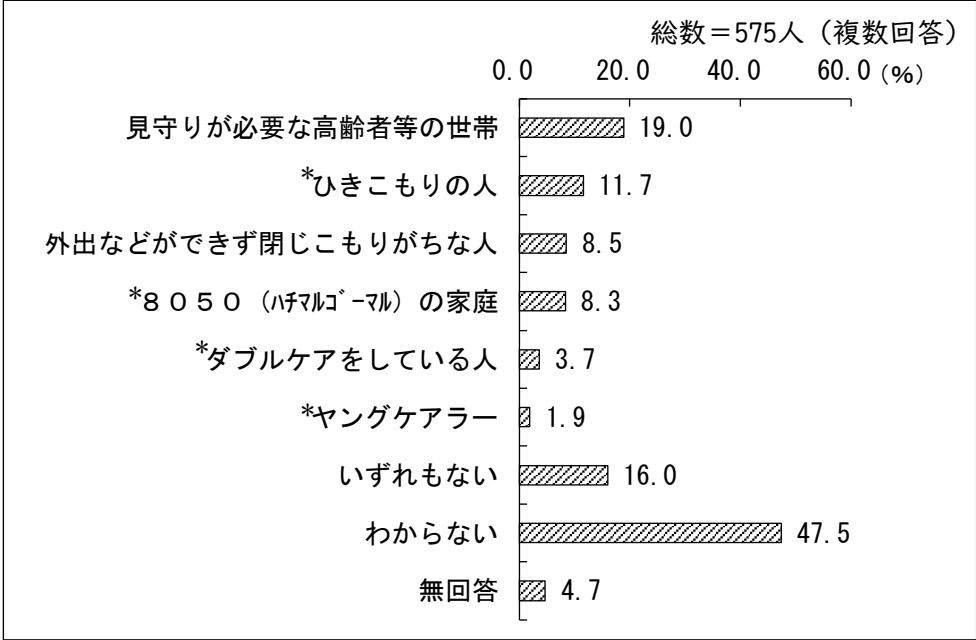
○「*ひきこもり」「*老老介護」「*ヤングケアラー」の認知度は高くなっていますが、「*8050」の認知度は半数程度になっています。

問10～15 福祉用語の認知度



○地域に要支援者がいるか「わからない」方が半数近いですが、「見守りが必要な高齢者等の世帯」や「*ひきこもりの人」がいるとの認識があります。

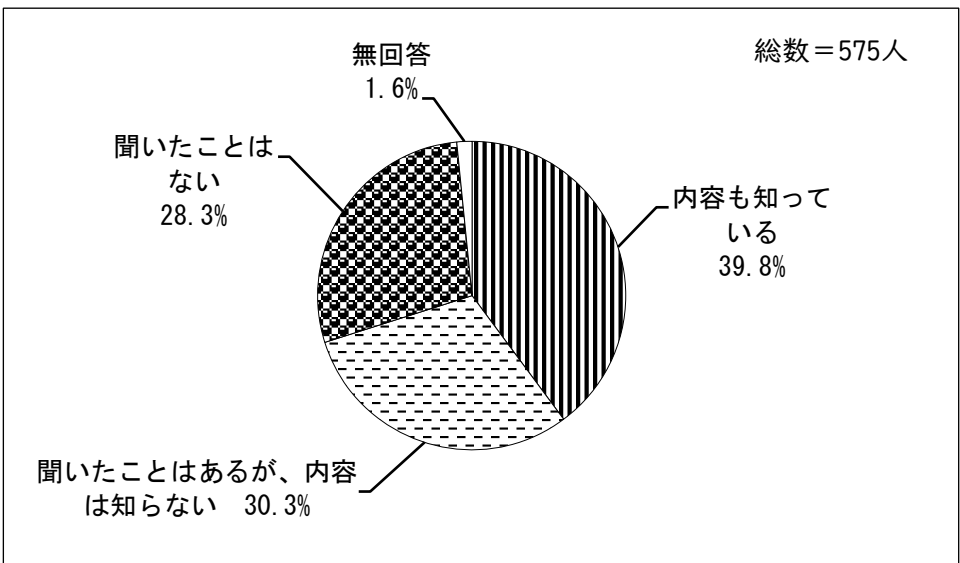
問16 地域での要支援者の有無の認識



⑤相談や情報提供

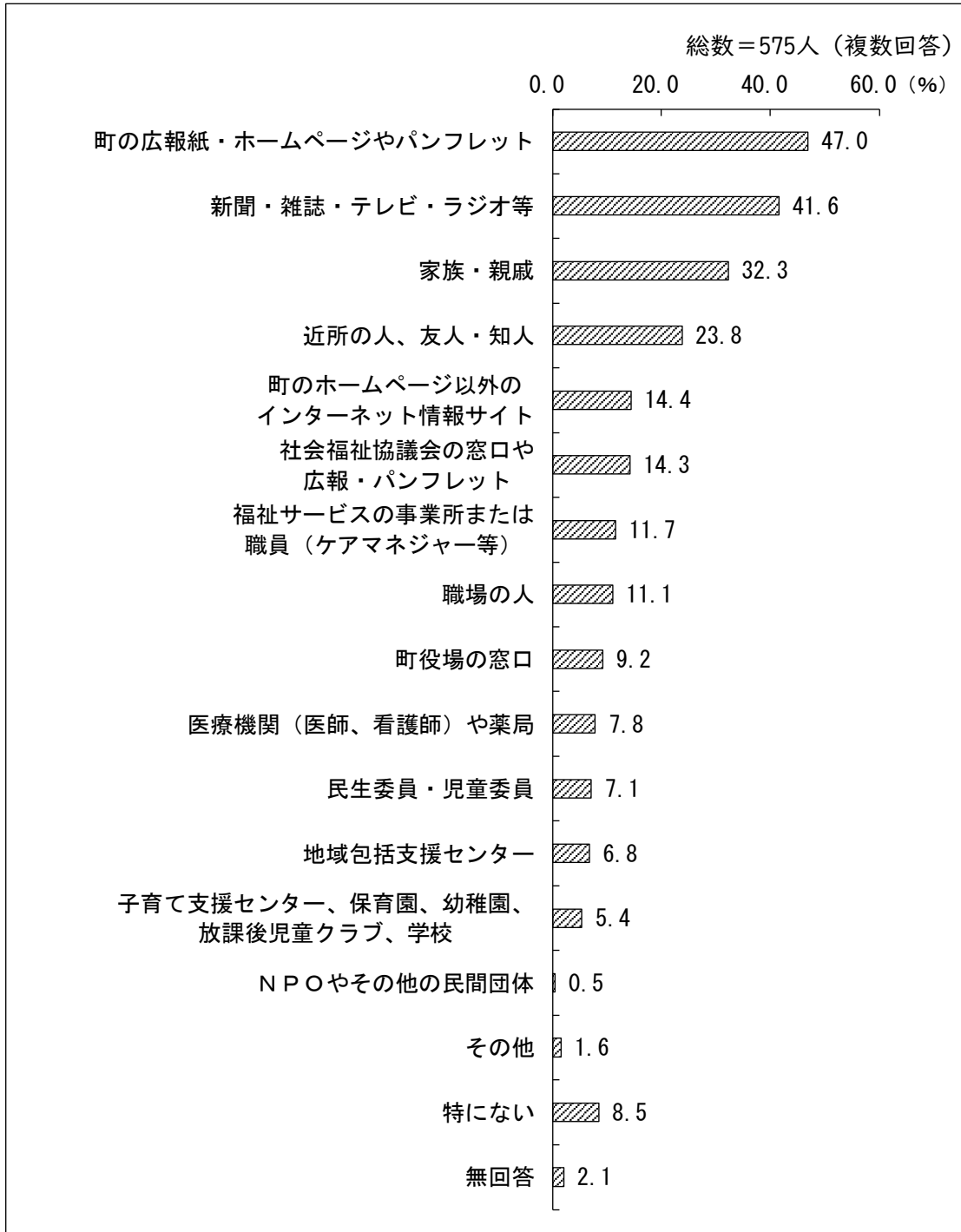
○*成年後見制度 (P71参照) について「内容も知っている」のは約4割にとどまり、約6割は内容までは知らない状況です。

問17 *成年後見制度の認知度



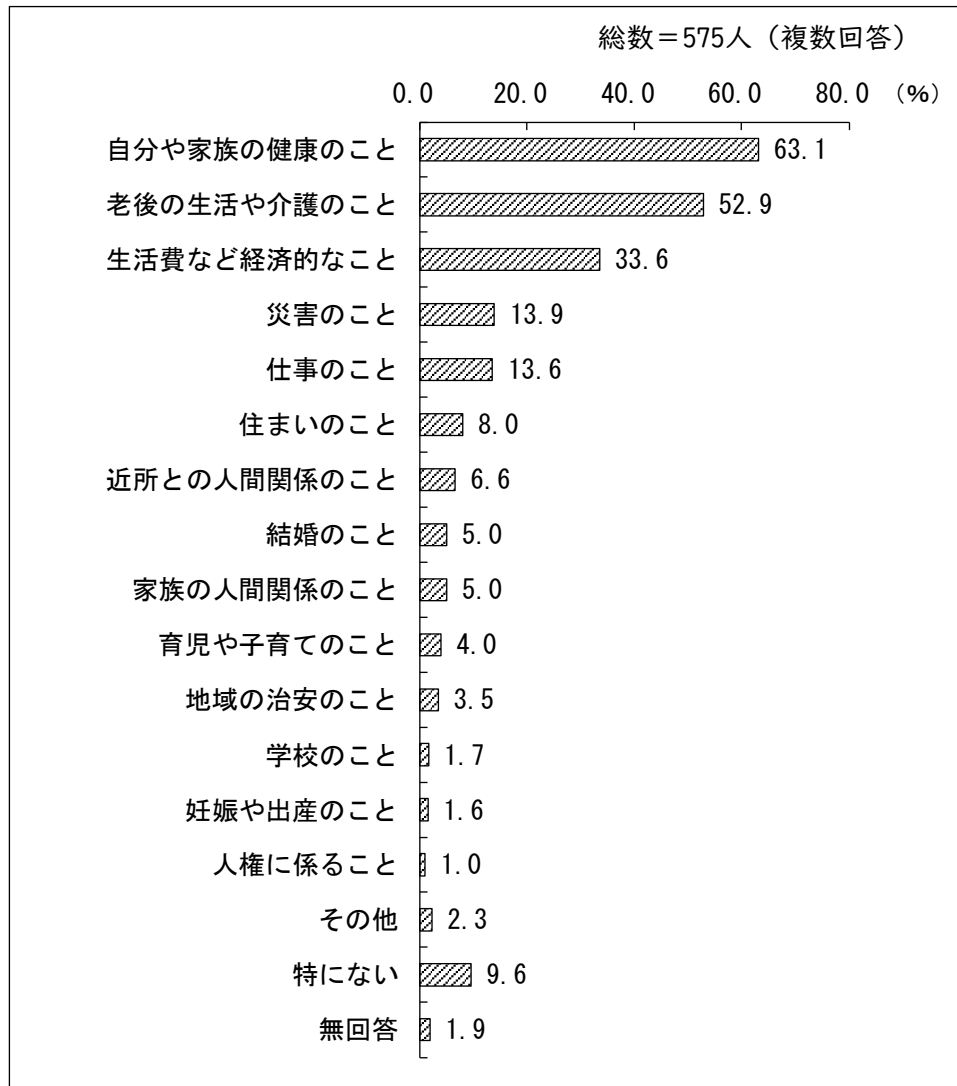
○福祉情報の入手先は、「町の広報紙・ホームページやパンフレット」が中心であり、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等」、「家族・親戚」などがあげられています。

問19 福祉情報の入手先



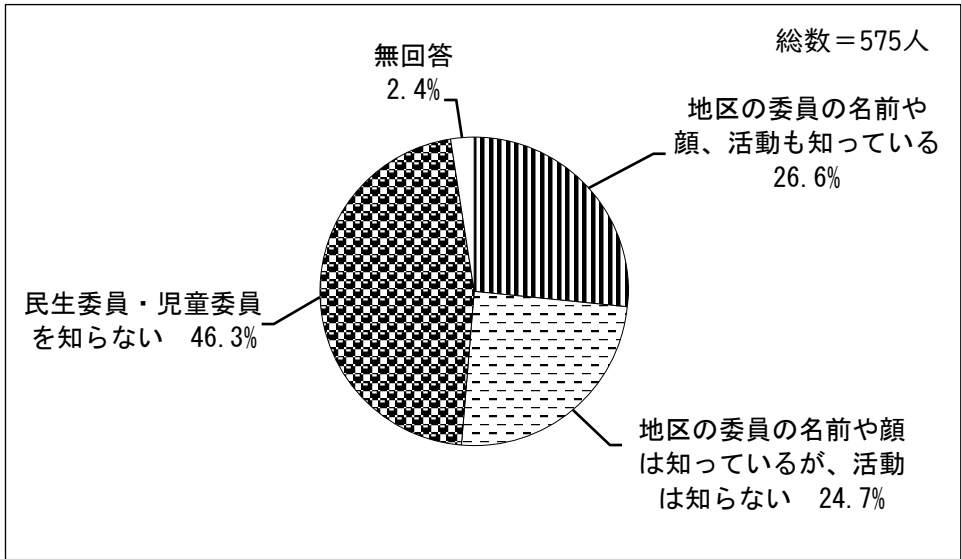
○日常生活での不安や悩みは、「自分や家族の健康のこと」、「老後の生活や介護のこと」、「生活費など経済的なこと」が多くあげられています。

問20 日頃の生活での不安や悩み



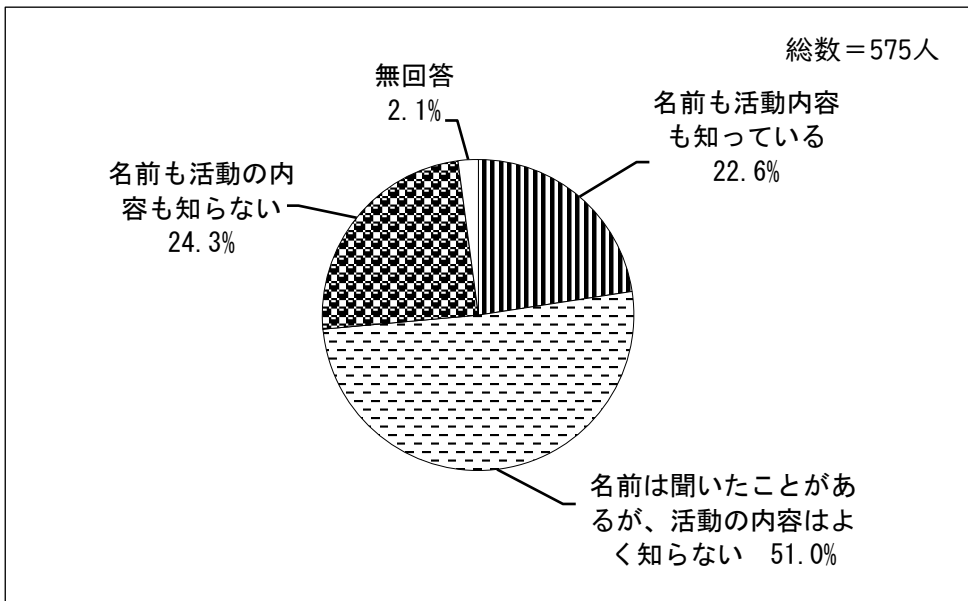
○民生委員・児童委員について、「地区の委員や名前や顔、活動も知っている」と「地区の委員や名前や顔は知っているが、活動は知らない」を合わせ、委員を知っているのは約半数です。

問21 民生委員・児童委員の認知状況



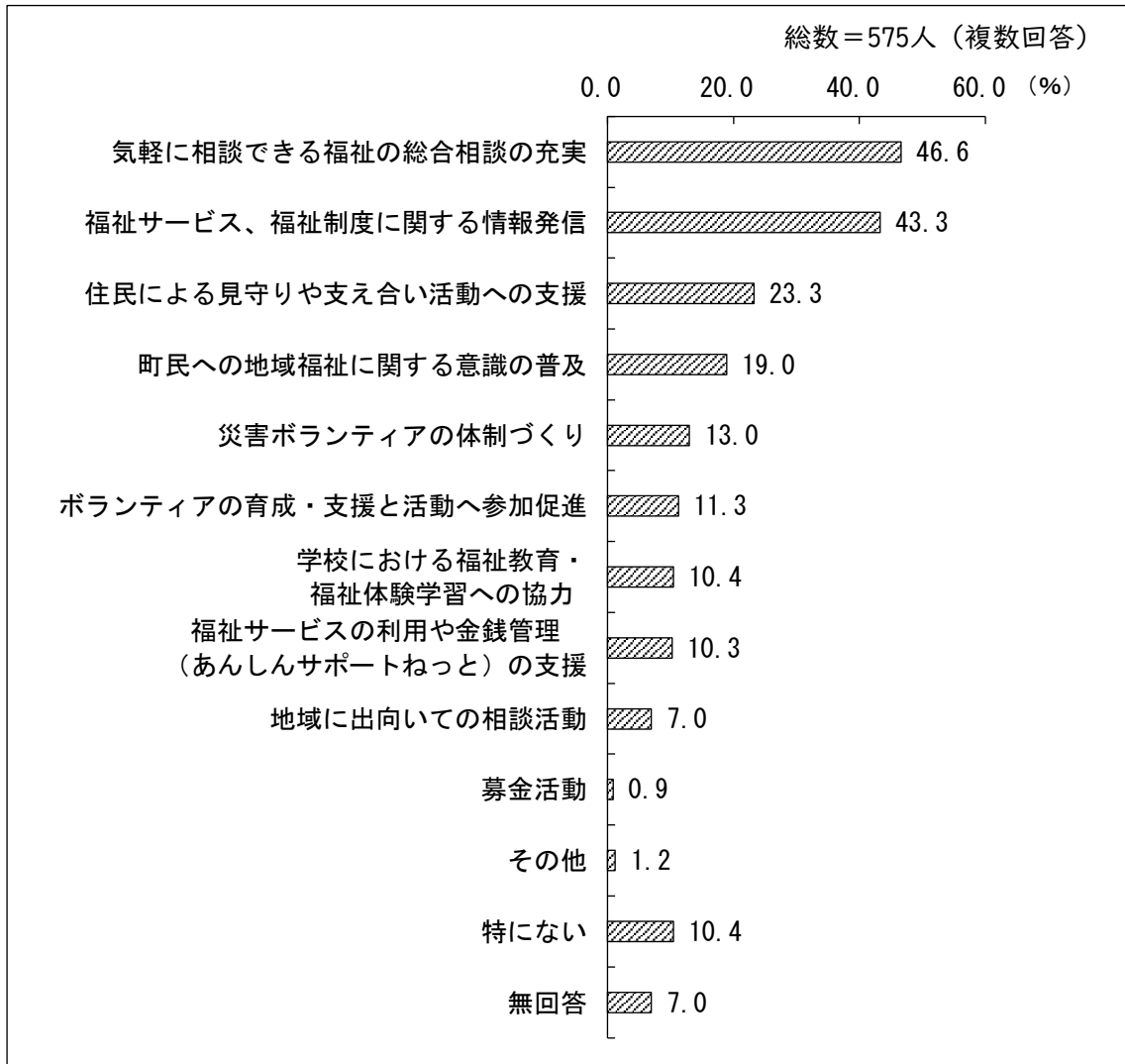
○社会福祉協議会を知っているのは7割台ですが、「名前も活動内容も知っている」のは2割台です。

問22 社会福祉協議会の認知状況



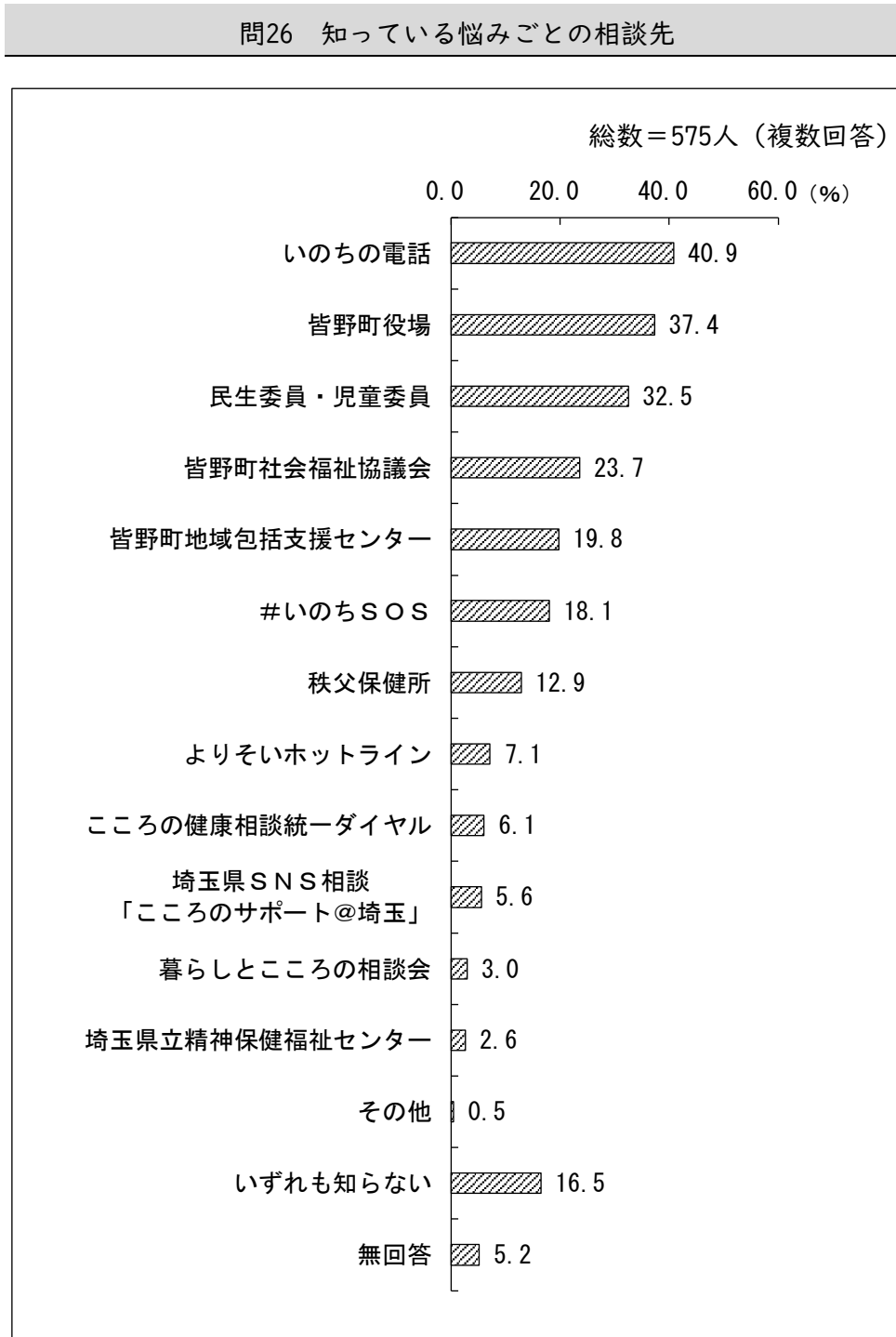
- 社会福祉協議会への期待は、「気軽に相談できる福祉の総合相談の充実」、「福祉サービス、福祉制度に関する情報発信」が高くなっています。
- また、「住民による見守りや支え合い活動への支援」、「町民への地域福祉に関する意識の普及」もあげられています。

問23 社会福祉協議会への期待



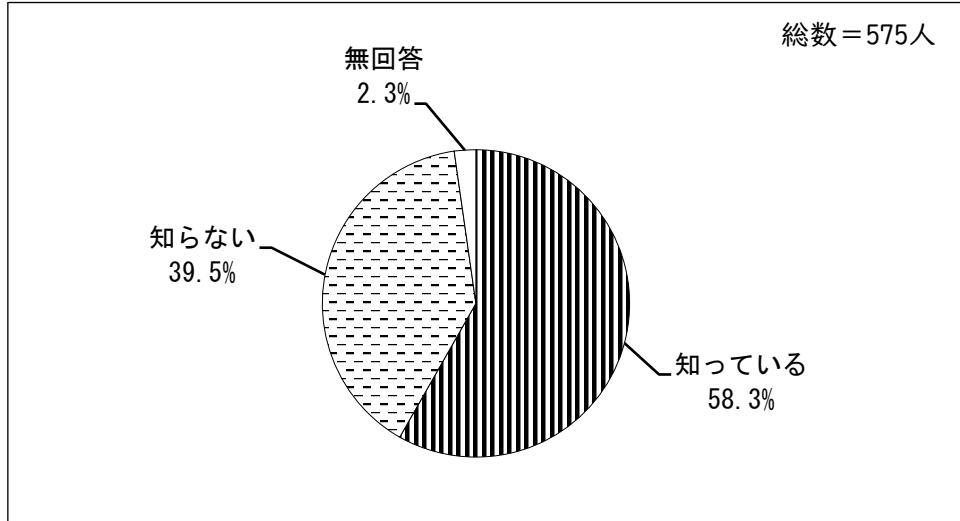
⑥福祉のまちづくりについて

○知っている悩みごと相談先は、「いのちの電話」、「皆野町役場」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」が多くあげられています。



○再犯防止への取組について「知っている」のは、約6割となっています。

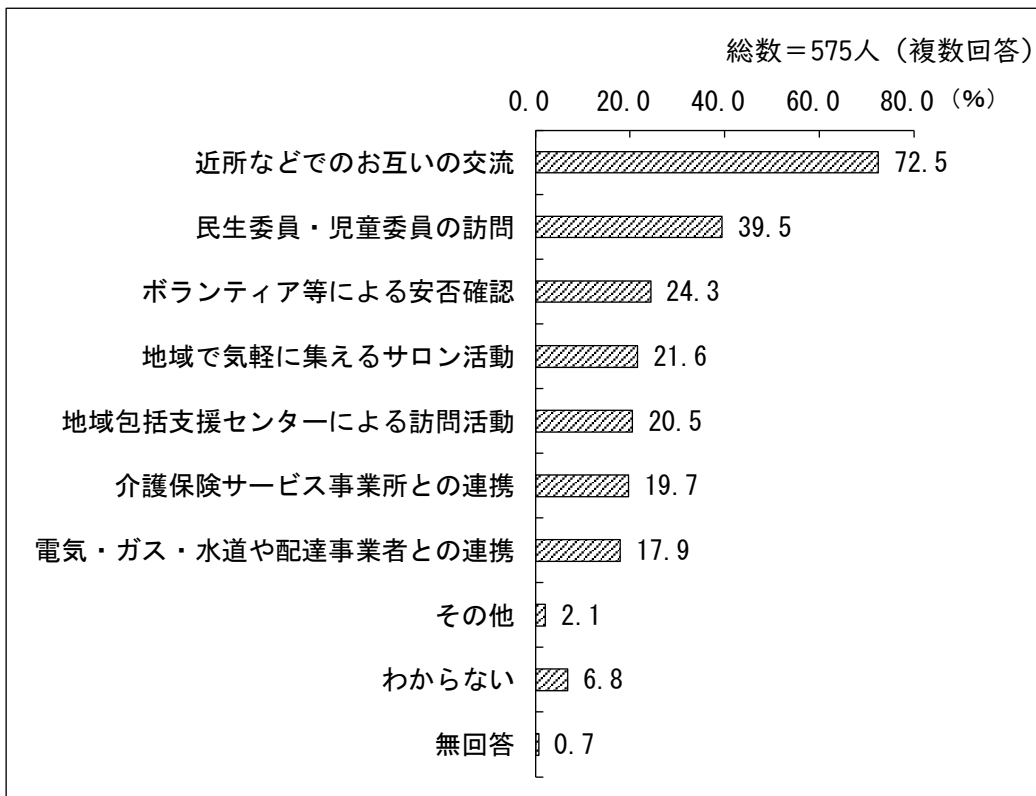
問28 再犯防止への取組の認知度



○地域での孤立対策は、「近所などでのお互いの交流」が高くなっています。

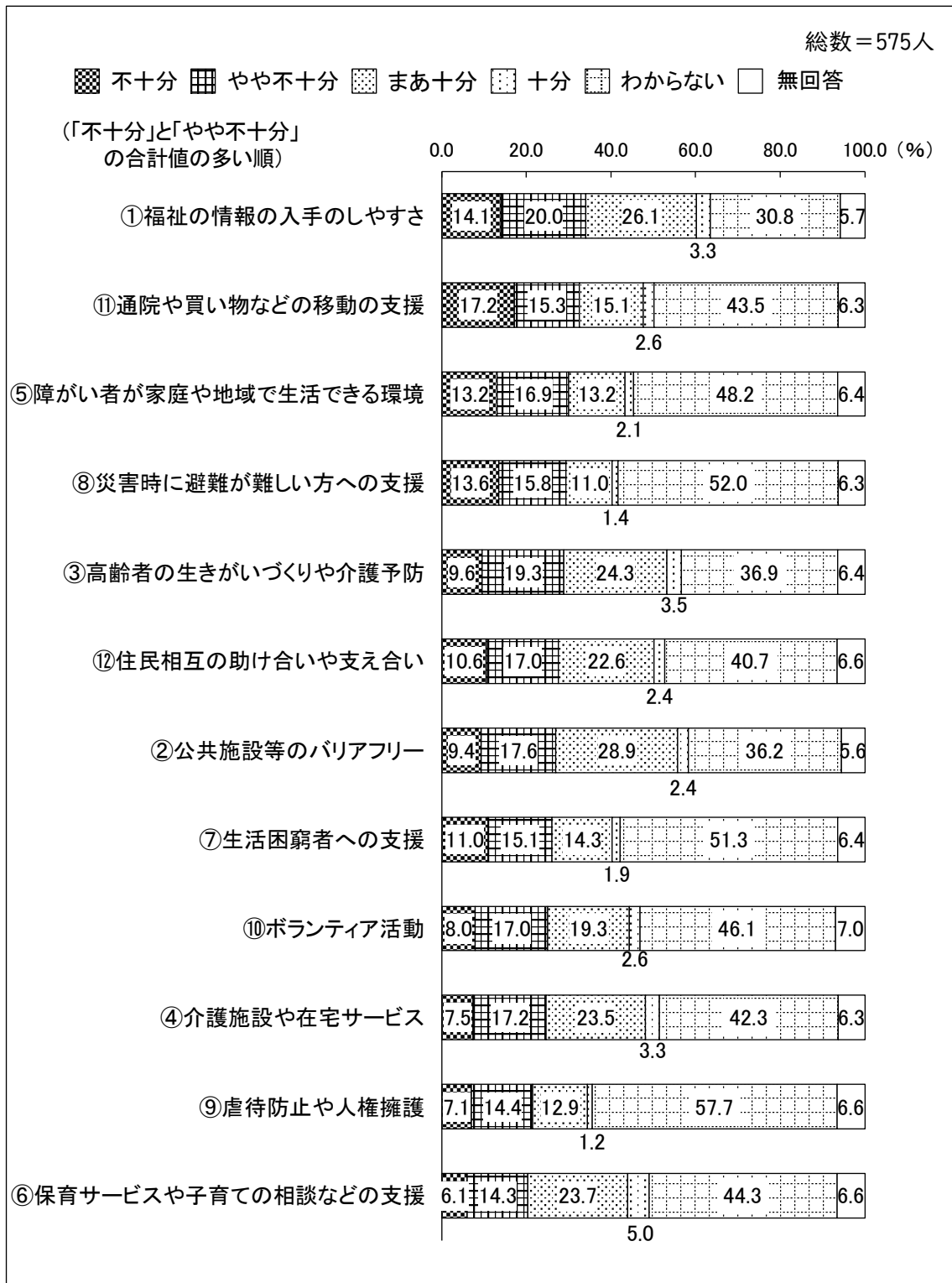
○また、「民生委員・児童委員の訪問」、「ボランティア等による安否確認」、「地域で気軽に集えるサロン活動」、「地域包括支援センターの訪問活動」などもあげられています。

問30 地域での孤立を防ぐ取組への意向



○福祉環境において不十分と感じられている割合が高いのは、「①福祉の情報の入手のしやすさ」、「⑪通院や買い物などの移動の支援」、「⑤障がい者が家庭や地域で生活できる環境」、「⑧災害時に避難が難しい方への支援」、「③高齢者の生きがいがづくりや介護予防」などとなっています。

問31 皆野町の福祉環境への評価



(2) 民生委員・児童委員調査結果

① 民生委員・児童委員調査の実施概要

○ 民生委員・児童委員の活動や地域についての意識を把握するため、次の方法により調査を実施しました。

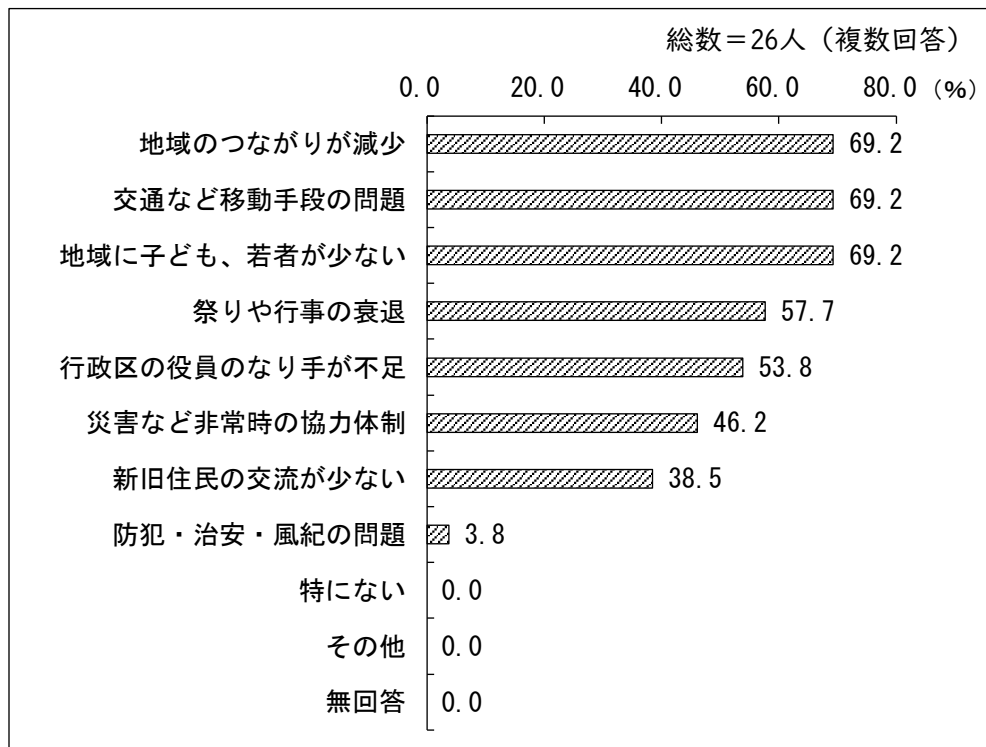
民生委員・児童委員調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|------|---------------------|
| 対象者数 | 民生委員・児童委員全数 28人 |
| 調査方法 | 会合時に配布、郵送回収 |
| 調査期間 | 令和4年9月21日～令和4年10月5日 |
| 回収状況 | 回収票数26票、回収率92.9% |

② 地域の把握状況

○ 担当地域の問題は、「地域のつながりが減少」、「交通など移動手段の問題」、「地域に子ども、若者が少ないこと」が、いずれも約7割です。

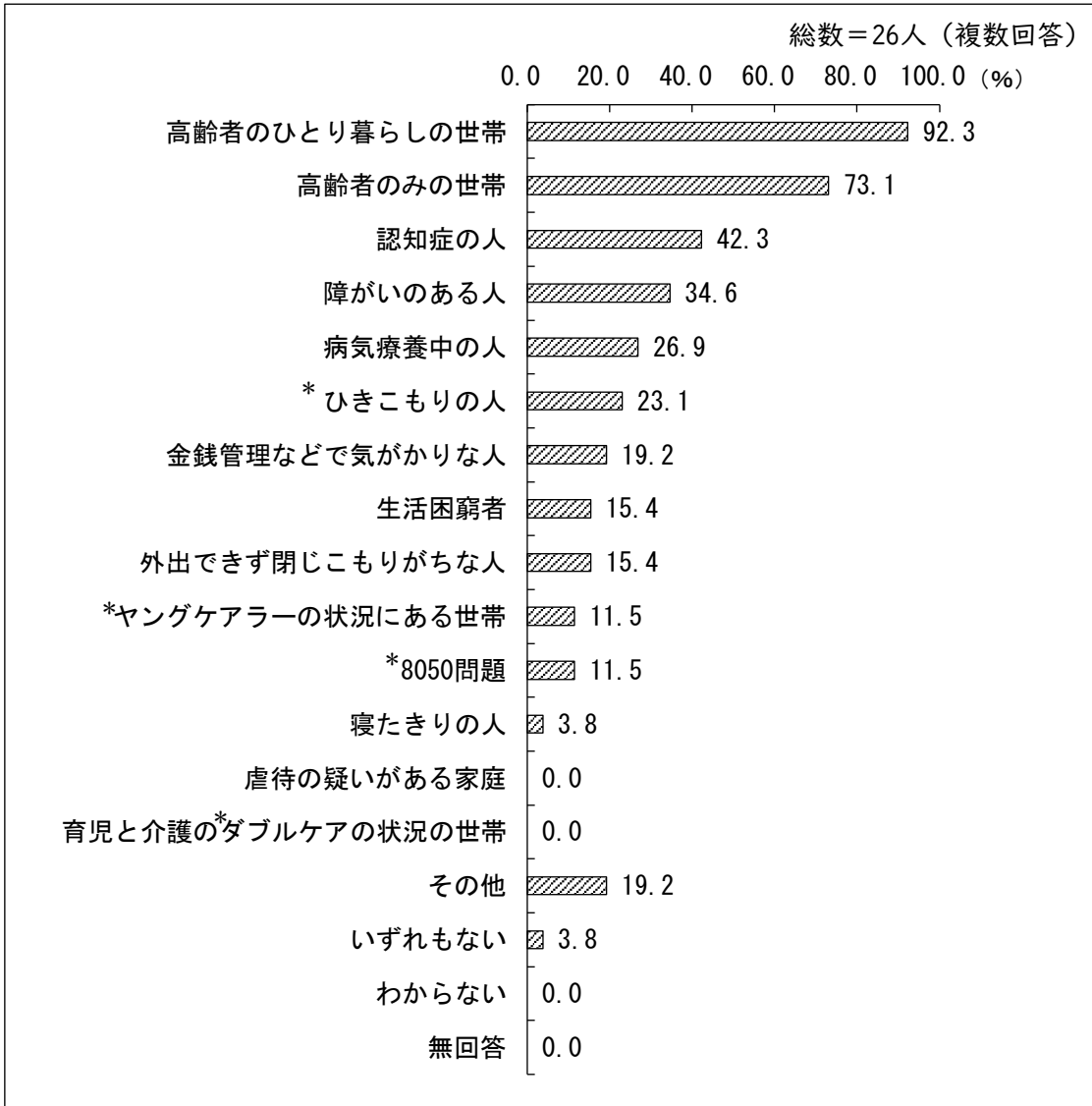
問3 担当地域の問題



○担当地域での支援を必要とする世帯は、「高齢者のひとり暮らしの世帯」が9割台、「高齢者のみの世帯」が7割台です。

○少ないながら、「*ヤングケアラーの状況にある世帯」や「*8050問題」もあげられています。

問4 担当地域の要支援世帯の有無

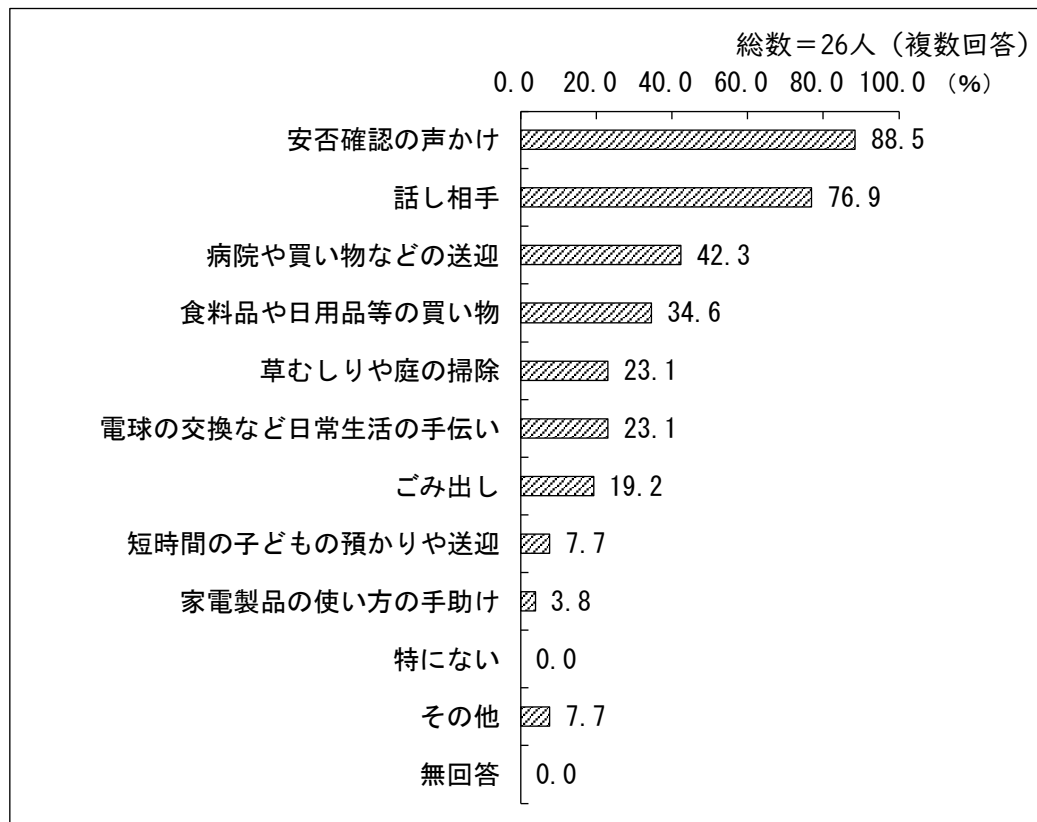


③地域での支援活動

○担当地域で必要と感じる手助けは、「安否確認の声かけ」が8割台、「話し相手」が7割台と高くなっています。

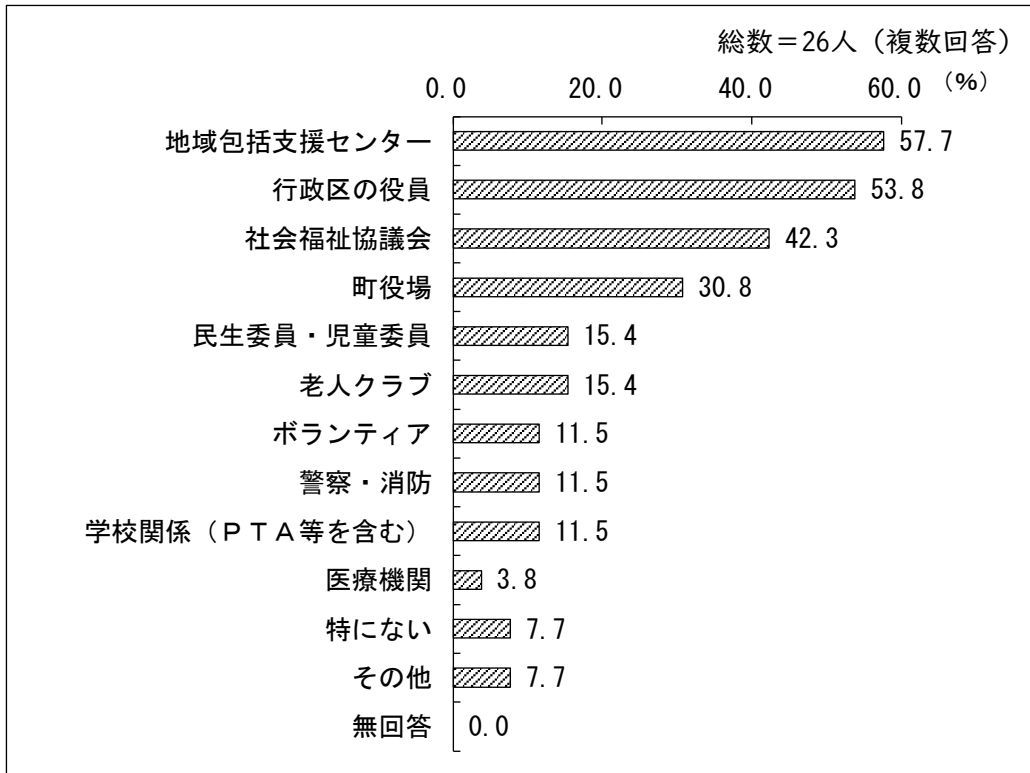
○「病院や買い物などの送迎」、「食料品や日用品等の買い物」の支援もあげられています。

問6 地域や近所で必要な手助け



○見守り活動に必要な連携団体は、「地域包括支援センター」、「行政区の役員」が5割台、「社会福祉協議会」が4割台となっています。

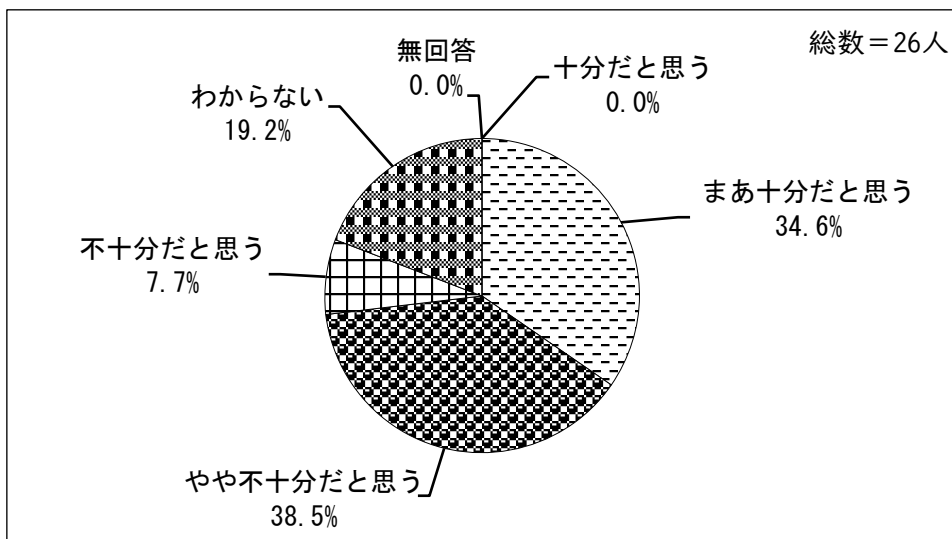
問8 見守り活動に必要な連携団体



④地域福祉への意識

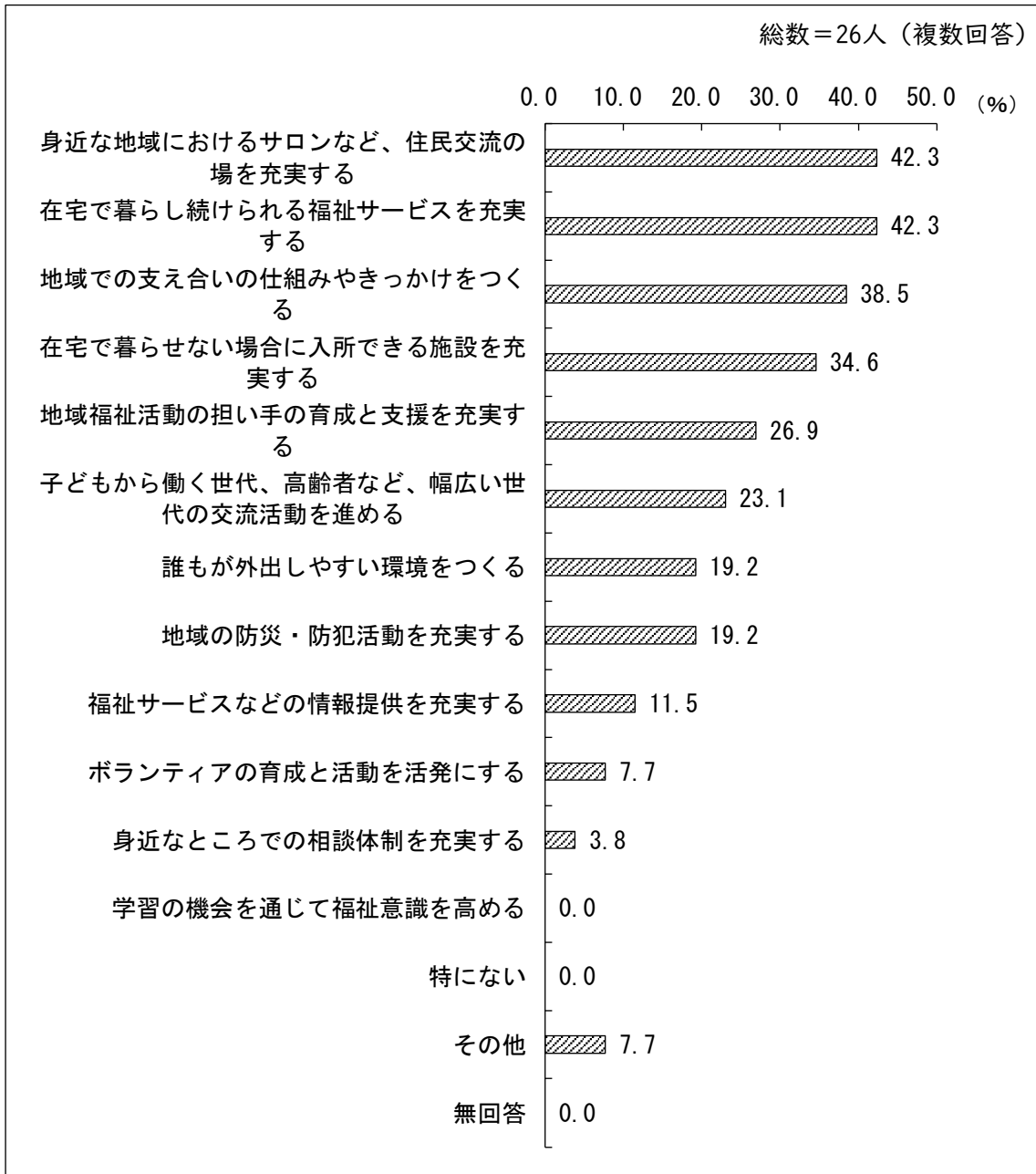
○地域の助け合いについては、『十分だと思う意識』が3割台であり、『不十分だと思う意識』が4割台であることから、『不十分だと思う意識』が上回っています。

問9 地域の助け合いの充足感



○地域福祉の推進に必要なことは、「身近な地域におけるサロンなど、住民交流の場を充実する」、「在宅で暮らし続けられる福祉サービスを充実する」が4割台、「地域での支え合いの仕組みやきっかけをつくる」、「在宅で暮らせない場合に入所できる施設の充実」が3割台です。

問10 地域福祉の推進に重要なこと



(3) 福祉ボランティア活動団体等調査結果

①福祉ボランティア活動団体等調査の実施概要

○福祉ボランティア活動団体及び個人ボランティアの活動や地域についての意識を把握するため、次の方法により調査を実施しました。

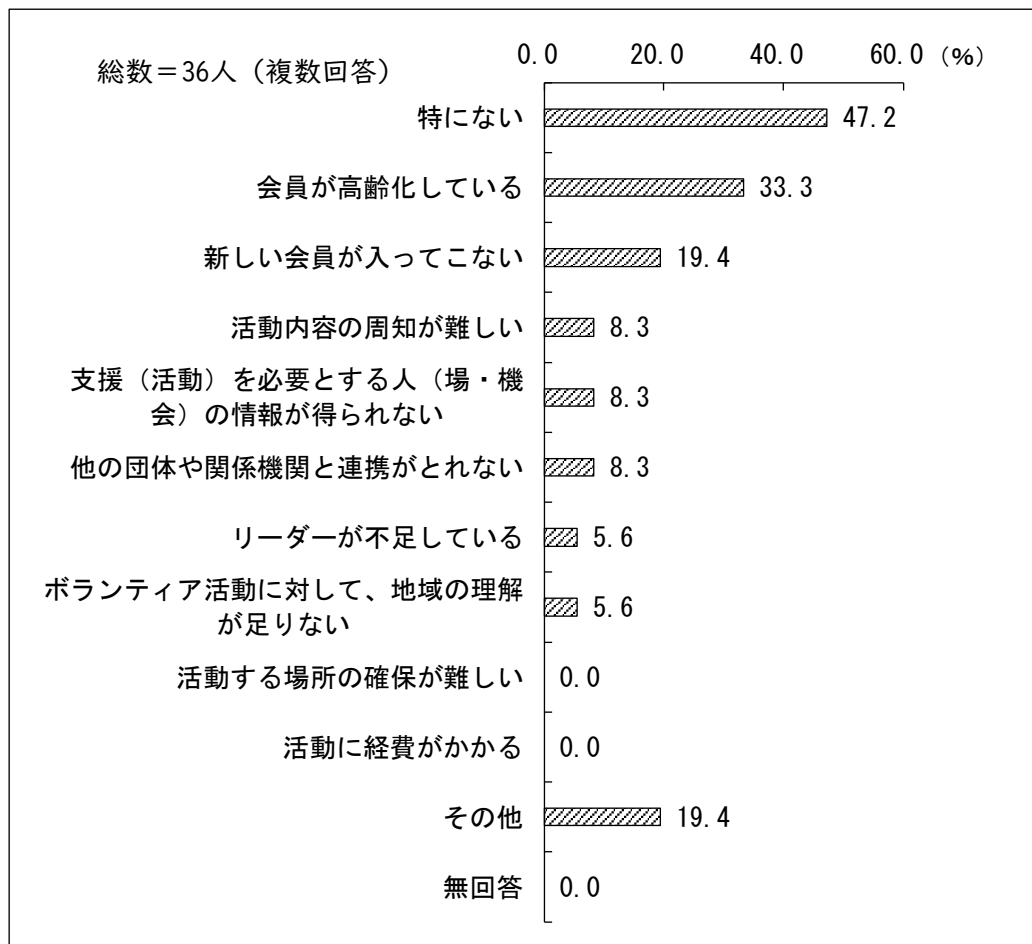
福祉ボランティア活動団体等調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象者数 | ○社会福祉協議会登録団体（ボランティアグループ松の木、ボランティアグループ合歓、ボランティアグループはぎの会、朗読ボランティアねむの木、合唱団コール四季、赤十字奉仕団、手話を学ぶ会、絵手紙を楽しむ会）・個人 47人 |
| 調査方法 | 会合時に配布、郵送回収 |
| 調査期間 | 令和4年9月21日～令和4年10月5日 |
| 回収状況 | 回収票数36票、回収率76.6% |

②活動の状況

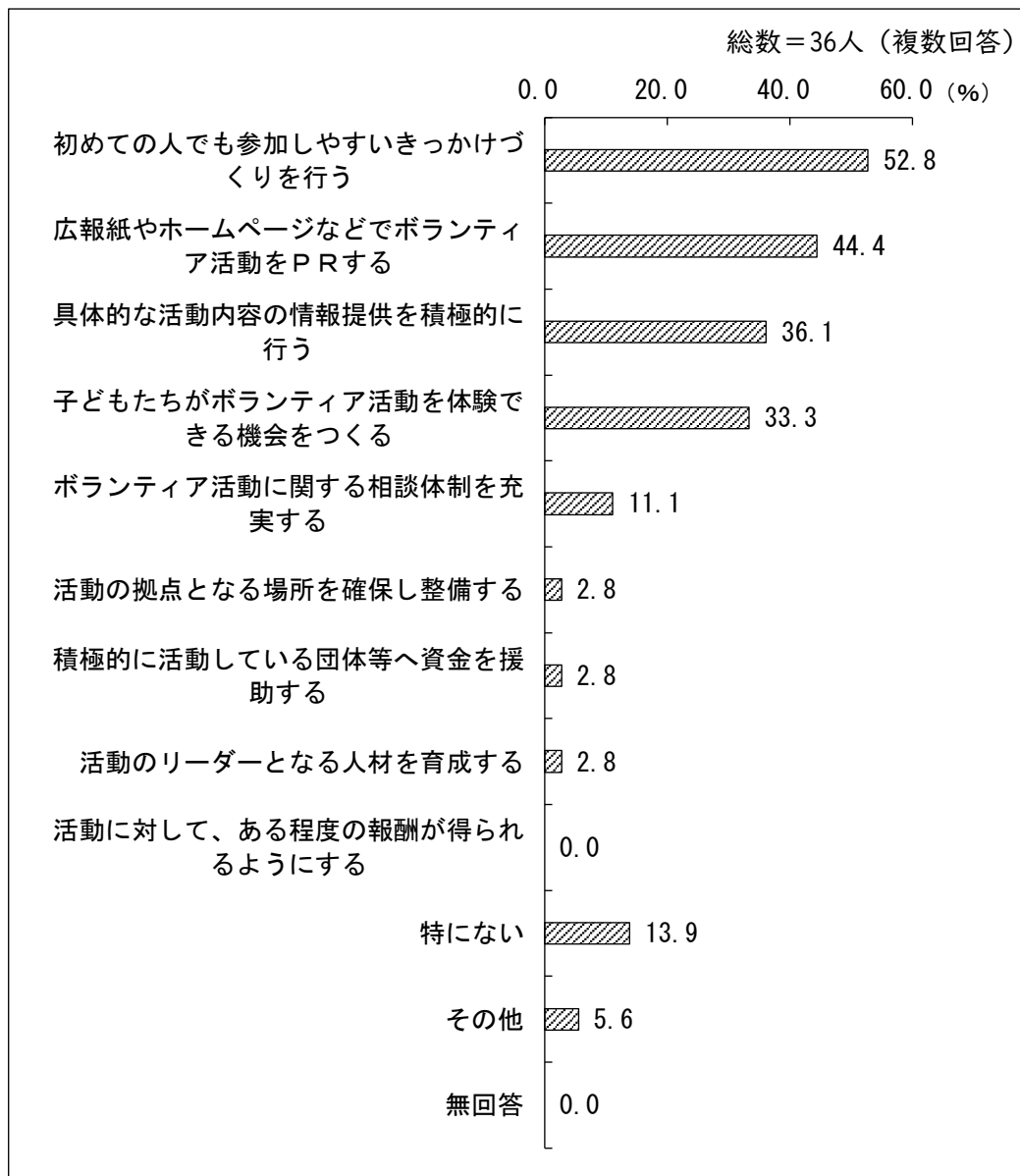
○活動を行う上での困りごとは、半数は「特にない」ようですが、「会員が高齢化している」こと、「新しい会員が入ってこない」ことなどがあげられています。

問2 活動を行う上での困りごと



- ボランティア活動の拡大には、「初めての人も参加しやすいきっかけづくりを行う」が5割台、「広報紙やホームページなどでボランティア活動をPRする」が4割台です。
- また、「具体的な活動内容の情報提供を積極的に行う」、「子どもたちがボランティア活動を体験できる機会をつくる」ことなどもあげられています。

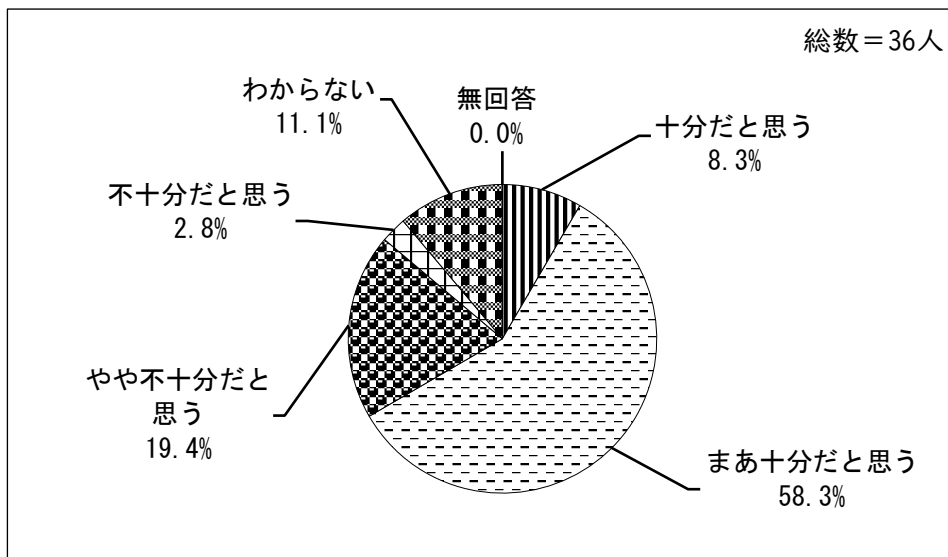
問4 ボランティア活動の拡大に必要なこと



③地域福祉への意識

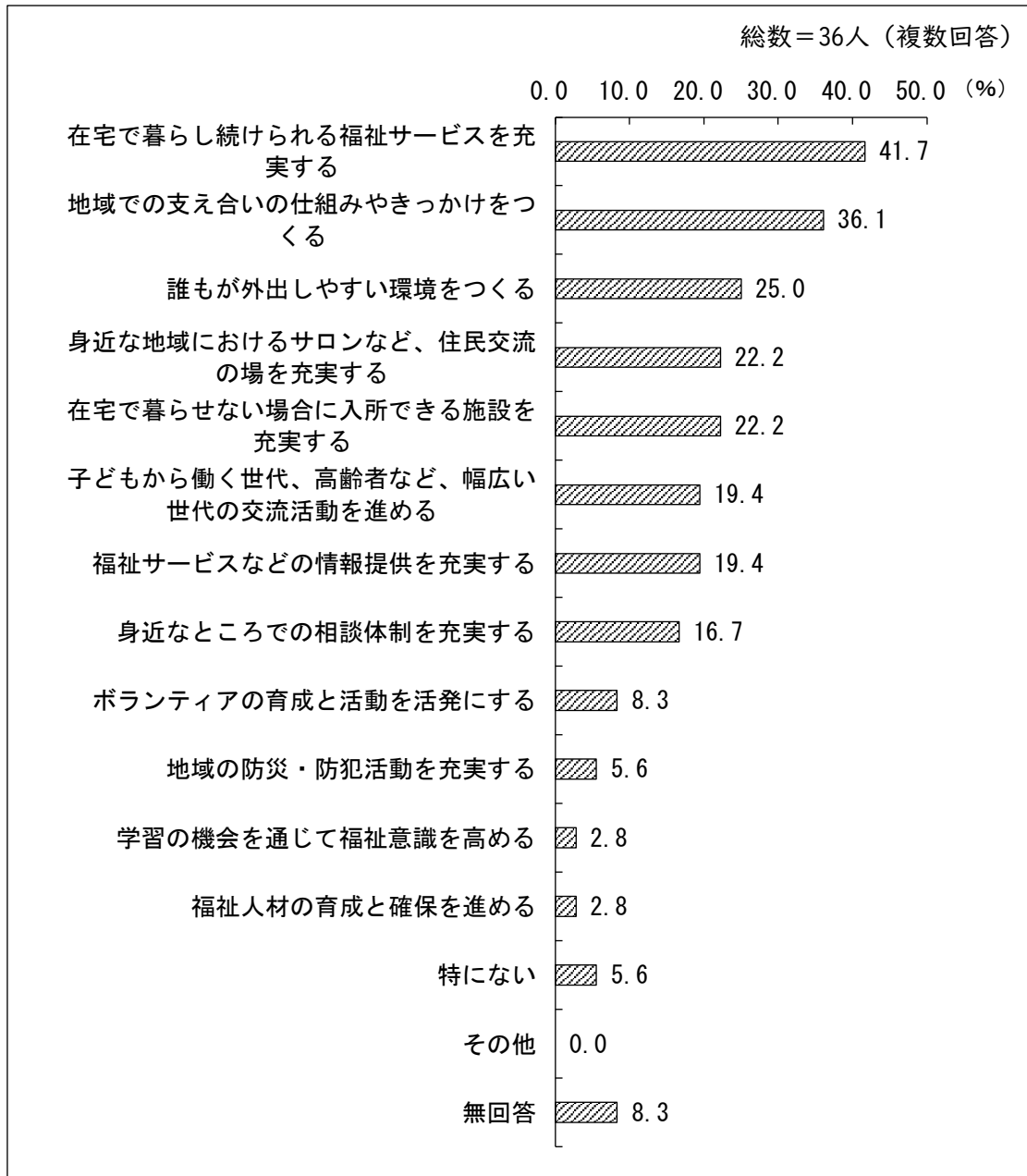
○地域の助け合いについては、『十分とする意識』が6割台、『不十分とする意識』が2割台であることから、『十分とする意識』が『不十分とする意識』を上回っています。

問5 地域の助け合いの充足感



○地域福祉の推進に必要なことは、「在宅で暮らし続けられる福祉サービスを充実する」が4割台、「地域での支え合いの仕組みやきっかけをつくる」が3割台です。

問6 地域福祉の推進に重要なこと



2 地域福祉に関する施策の実施状況

(1) 相談支援体制

① 高齢者や障がい者などに対する相談支援体制

○地域包括支援センター（福祉介護よろず相談室）では、総合相談支援（高齢者や障がい者、生活困窮など）に関する相談を実施しています。令和3年度の相談実績は次のようになっています。

○また、相談の手段は、訪問、電話が多くなっています。

○訪問による相談支援を行っており、地域生活課題に密着した支援を行っています。

○さらに、課題の解決に向けては、個別ケア会議、地域ケア会議を毎月開催して、課題の共有化、対策方法の検討などを行っています。

総合相談の状況（令和3年度）

単位：件

| 区分 | 介護 | 医療 | 認知症 | 知的障がい | 家族相談 | 精神障がい | 生活困窮 | 住まい | 身体障がい | 行政手続き | その他 | 合計 |
|----|-----|----|-----|-------|------|-------|------|-----|-------|-------|-----|-----|
| 件数 | 462 | 70 | 59 | 39 | 34 | 20 | 10 | 7 | 2 | 0 | 7 | 710 |

資料：地域包括支援センター

総合相談の相談手段

単位：件

| 区分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 電話 | 53 | 68 | 197 | 326 | 182 |
| 来所 | 40 | 40 | 89 | 107 | 54 |
| 訪問 | 775 | 729 | 764 | 25 | 471 |
| 文書 | 0 | 0 | 4 | 0 | 3 |
| 合計 | 898 | 837 | 1,054 | 458 | 710 |

資料：地域包括支援センター

② 子どもに対する相談支援体制

○子どもに対する相談支援体制としては、健康こども課内の子育て世代包括支援センターに加え、令和4年から子ども家庭総合支援拠点を設置し、すべての子どもとその家族及び妊産婦の保健・福祉に関する相談に対応します。

○また、子育て支援センター（きらきらクラブ）は、令和3年度に2,264人の利用があります。

○保護が必要な児童については、要保護児童対策地域協議会で対応しており、近年では*ヤングケアラーなどのケースにも対応しています。

子育て世代包括支援センターの相談状況

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 相談件数(件) | 91 | 100 | 31 | 31 | 73 |
| 相談員数(人) | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 |

資料：健康こども課

③障がい者に対する相談支援体制

○町が委託している相談支援事業所は、身体障がいの「カナの会」、知的障がいの「清心会」、精神障がいの「アクセス」となっています。また、就業・生活支援センター「キャップ」が秩父市にあります。

④生活困窮者に対する相談支援体制

○生活困窮者の相談支援体制としては、地域包括支援センターの総合相談窓口のほか、社会福祉協議会に「*アスポーツ相談支援センター埼玉秩父」があり秩父圏域4町域の相談業務を行っています。

○社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援事業として住居や就労などの相談支援を行っています。

○社会福祉協議会では、より身近な相談窓口として「心配ごと相談」を行っています。

⑤権利擁護・*成年後見制度に関する相談支援体制

○社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)を行っています。

○地域包括支援センターでは、「成年後見センター」を設置し、*成年後見制度の申し立て支援や相談支援を行うとともに、高齢者などの虐待防止・相談、秩父市消費生活センターと連携した消費者相談などを行っています。

地域包括支援センターによる権利擁護事業

単位：件

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| *成年後見制度 町長申立て | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| *成年後見制度 相談 | 2 | 5 | 9 | 32 | 8 |
| 高齢者虐待防 止・相談 | 22 | 45 | 9 | 16 | 1 |
| 消費者相談 | 10 | 13 | 8 | 1 | 1 |

資料：地域包括支援センター

⑥*ひきこもりへの相談支援体制

○埼玉県では*ひきこもりに対する相談支援体制として、埼玉県*ひきこもり相談サポートセンター、埼玉県立精神保健福祉センター、秩父保健所等で相談を受け付けています。

○皆野町の*ひきこもりに関する相談窓口は、健康こども課に設置しました。

(2) 相談機関の連携

①地域包括支援センターを核とした地域連携

- 地域包括支援センターでは、総合相談による支援を進めるため、必要に応じて医療機関・介護サービス提供事業所、民生委員・児童委員などと連携しています。また、居宅介護支援専門員連絡会などにより、ケアマネジャーの相談に対応しています。
- 特に、在宅医療・介護の連携を進めるため、秩父圏域でのコーディネーターの設置や各研修会の開催、市町との連携を図っています。
- また、地域包括支援センター運営協議会の中に、地域ケアシステム推進会議や*生活支援体制整備事業協議会を設置し、保健・福祉・医療、行政、議会、利用者などの情報共有と連携を進めています。

②障がい者への相談支援等

- 障がい者に関する相談は、3か所の委託相談支援事業所で行っています。
- 秩父地域1市4町で秩父地域障がい者基幹相談支援センター「ビバーチェ」を設置しており、相談支援事業者への支援などを行っています。

③県の機関との連携

- 埼玉県秩父福祉事務所との連携により生活困窮者への支援を行っているほか、秩父保健所との連携により障がい者への支援を行っています。

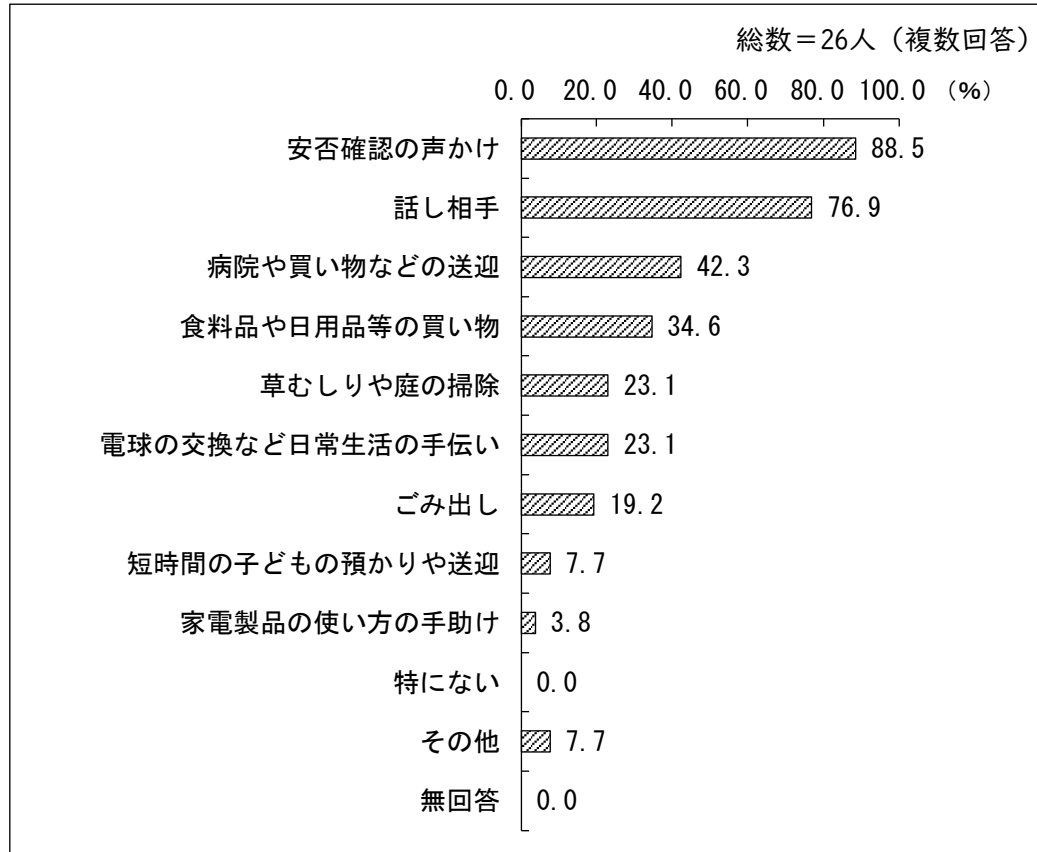
(3) 住民の福祉活動支援

①民生委員・児童委員活動

- 80歳以上のひとり暮らし高齢者に見守り訪問を実施するなど、地域で心配な家庭（障がい、夫婦で介護、医療が必要な家庭等）の見守りや福祉に関する情報提供を行っており、心配な家庭を発見した際に関係機関への連絡を行っています。
- 緊急通報システムの設置、ねたきり老人手当、ねたきり重度心身障害者等紙オムツ支給等の各種制度の申請を支援しているほか、身元連絡カードや救急医療情報キットの配布、社会福祉協議会事業の普及、生活保護相談への同行を行っています。
- 民生委員・児童委員調査の結果からは、地域の課題として、「地域のつながりの減少」、「交通などの移動手段」、「地域に子ども、若者がいない」などがあげられています。
- また、気にかかるのは「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみ世帯」であり、そのほか「認知症の人」や「障がいのある人」、「病気療養中の人」、「引きこもりの人」、「生活困窮者」などもあげられ、多様な課題があることがわかりました。

○地域の助け合いで必要なことは、「安否確認」、「話し相手」、「病院や買い物の送迎」などがあげられています。

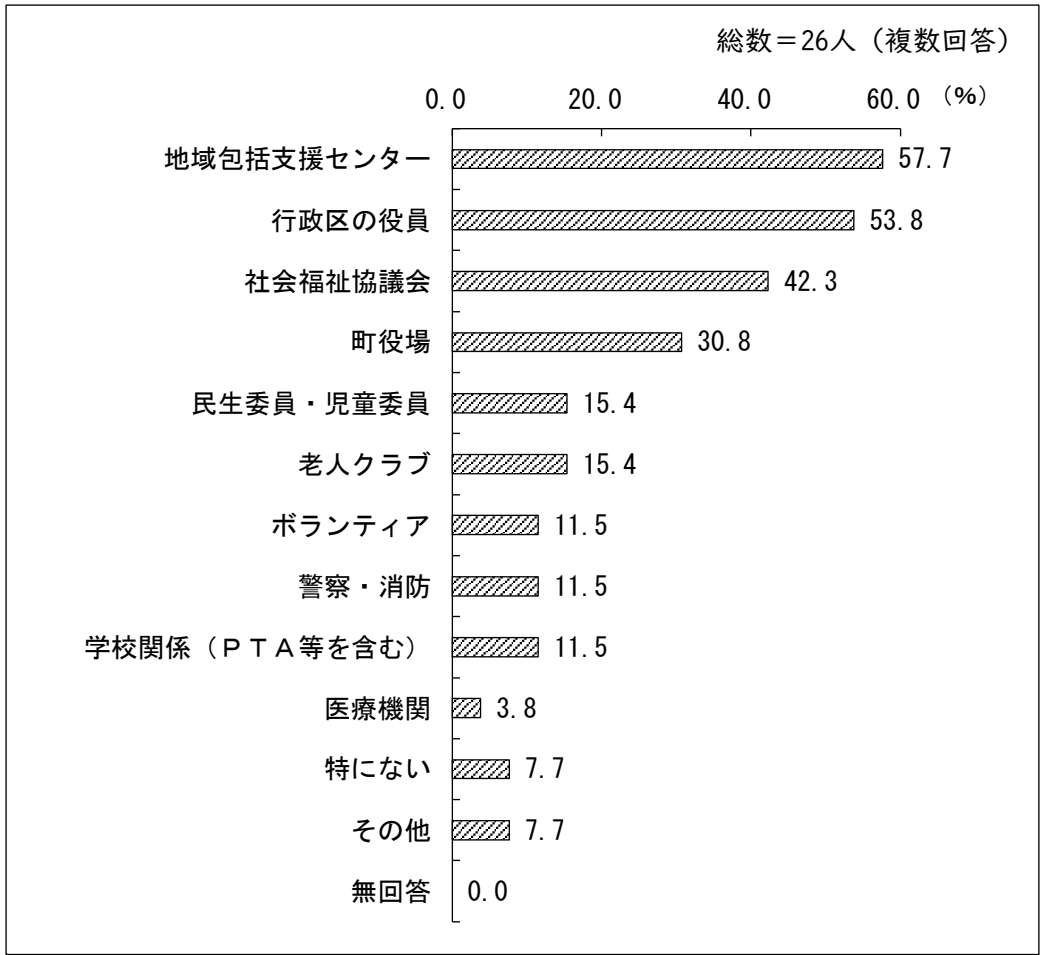
地域や近所で必要な手助け



資料：令和4年度民生委員・児童委員調査

○活動する上での課題は「情報不足」、「関係機関との連携」であり、もっと連携したい相手は「地域包括支援センター」、「行政区の役員」、「社会福祉協議会」、「町役場」となっています。

見守り活動に必要な連携団体



資料：令和4年度民生委員・児童委員調査

②福祉ボランティア活動団体

○社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体は、次のようになっています。

○令和2年度、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症対策として、活動を縮小したり、サービスの利用・提供が減少した活動もありました。

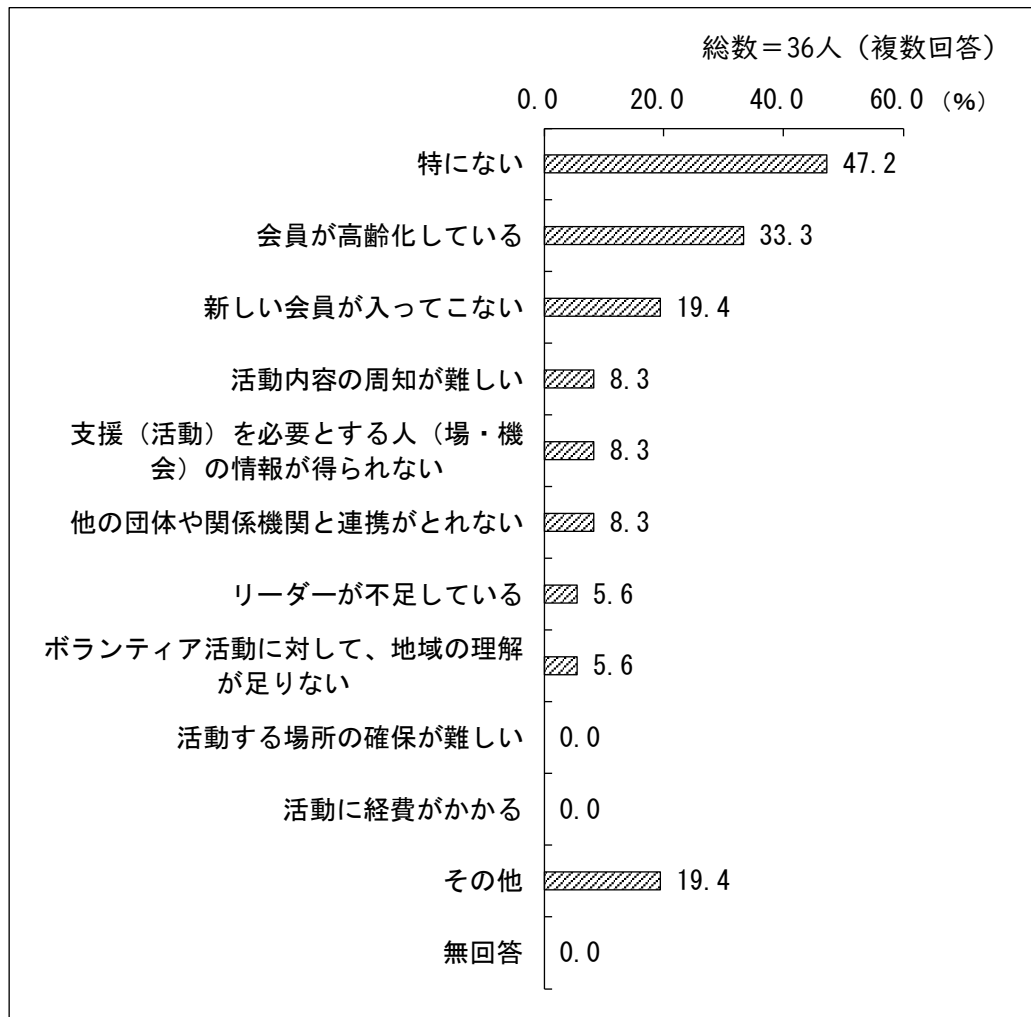
社会福祉協議会に登録している団体等（令和4年4月現在）

| グループ名（発足年） | 主な活動内容 | 人数 |
|-------------------------------|---|-----|
| ボランティアグループ 松の木 （平成7年度） | ○高齢者施設での湯上りの手伝い、洗濯物の整理、 車いす介助や話し相手 ○町主催行事の手伝い | 7人 |
| ボランティアグループ 合歓 （平成7年度） | ○高齢者施設での湯上りの手伝い、洗濯物の整理、 車いす介助や話し相手 ○町主催行事の手伝い | 20人 |
| ボランティアグループ はぎの会 （平成6年度） | ○高齢者施設での湯上りの手伝い、洗濯物の整理、 車いす介助や話し相手 ○町主催行事の手伝い | 3人 |
| 朗読ボランティア ねむの木 （平成10年度） | ○「広報みなの」を朗読してテープに録音し、視覚 障がい者の方へ配布 ○小学校や子育て支援センター（きらきらクラブ） で絵本の読み聞かせ活動の実施 | 12人 |
| 合唱団コール四季 （平成元年） | ○障がい者施設を訪問し、歌唱、楽器演奏の実施 | 20人 |
| 赤十字奉仕団 （昭和60年度） | ○ひとり暮らし高齢者への給食サービスの実施 ○日本赤十字社事業及び社会福祉協議会事業への 協力 | 74人 |
| 手話を学ぶ会 （ - ） | ○社会福祉協議会事業への協力 ○定期的な手話の学習 | 12人 |
| 絵手紙を楽しむ会 （平成15年） | ○ひとり暮らし高齢者に絵手紙を届ける ○定期的な絵手紙の学習 | 21人 |
| 個人ボランティア | ○毎月1回、社会福祉協議会ひとり暮らし高齢者 見守り活動（声かけ、安否確認）への協力 | 38人 |

資料：社会福祉協議会

- 社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティア講座やボランティア体験事業などを行っています。
- 福祉ボランティア活動団体等への調査結果からは、活動する上での課題として「会員が高齢化している」ことがあげられており、ボランティアを活発にするためには「きっかけづくり」が必要と指摘されています。

活動を行う上での困りごと



資料：令和4年度福祉ボランティア団体等調査

- ③*生活支援コーディネーター（*生活支援体制整備事業）
- *生活支援コーディネーターは、介護保険サービスなどで手が届かないきめ細かな支援を地域社会が担うため、地域の人材や資源の掘り起こしに努めています。
- 地域包括支援センターと社会福祉協議会に配置しています。

④地域包括支援センターが支援する住民活動

- 地域包括支援センターでは、介護予防サポーター養成研修などを行い、住民の自主的なサロン活動(ご近所型介護予防体操、令和3年度11団体)を支援しています。また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、*傾聴ボランティア講座などを行うとともに、「介護者の会」や「失語症の会」などの当事者団体の活動を支援しています。
- また、地域ぐるみで高齢者等を見守る「みーなネットワーク」活動を、民生委員・児童委員、社会福協議会、行政区、シルバー人材センター、秩父警察署、秩父消防本部、民間企業などと連携して推進しています。

ご近所体操

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施か所(か所) | 1 | 9 | 10 | 10 | 11 |
| 1回平均参加者数(人) | 15 | 200 | 170 | 170 | 180 |

注) 各年度末現在

資料：地域包括支援センター

認知症予防サポーター

単位：人

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 養成講座参加者数 | — | 112 | 88 | 25 | 8 |
| ステップアップ講座参加者数 | — | — | 6 | 14 | 中止 |

注) 各年度末現在

資料：地域包括支援センター

令和元年度、令和2年度は小学校での開催を中止

養成講座は平成30年度から、ステップアップ講座は令和元年度から開催

認知症オレンジカフェ「つむぐ会」

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 実施回数(回) | — | 22 | 21 | 10 | 18 |
| 延べ参加者数(人) | — | 268 | 257 | 125 | 185 |

注) 各年度末現在

資料：地域包括支援センター

平成30年度から実施

みーなネットワーク(見守り支援ネットワーク)

単位：か所

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 協力機関数 | 70 | 100 | 100 | 104 | 104 |

注) 各年度末現在

資料：地域包括支援センター

⑤ふれあい安心お助け隊サービス事業

- 商工会では、ボランティア(協力会員)が手伝いの必要な高齢者等(利用会員)に家事などの手伝いを行う、ふれあい安心お助け隊サービス事業を実施しています。
- 外出の付添い(散歩、通院、買物等)での利用が多くなっています。
- ボランティア(協力会員)に活動の謝礼として渡される商品券の利用可能店舗数は、令和2年度の47店から令和3年度の127店に増加しています。

ふれあい安心お助け隊サービス事業の利用状況

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 利用登録者数(人) | 32 | 37 | 39 | 43 | 42 |
| ボランティア登録者数(人) | 33 | 34 | 37 | 37 | 37 |
| 利用時間数(時間) | 128 | 94 | 80 | 71 | 122 |
| 商品券利用可能店舗数(店) | 42 | 45 | 42 | 47 | 127 |

注)各年度末現在

資料:商工会

⑥健康づくり関連活動

- いきいきサポーターは、住民の自主的な健康づくりを支援するため、各地区に2名ずつ54名を配置しています。
- 食生活改善推進員は、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っており、令和3年度では39名が活動しています。

(4)福祉意識の高揚、住民の生きがいづくり

①生きがいづくり

- 社会福祉協議会では、長生クラブ活動や高齢者等のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。
- 教育委員会では、公民館、文化会館、皆野スポーツ公園等において高齢者学級(教養講座、人権教育講座、世代間交流、管外研修、レクリエーション講座、いきいき健康講座、健康講座、落語鑑賞会 など)を開催しています。

②移動支援

- 高齢者や障がい者の外出支援として、町営バスのほかお出かけタクシー、福祉タクシーがあり、要介護認定者等についてはシルバー人材センターや社会福祉協議会が「福祉有償運送事業」を行っています。
- 商工会の「みなこのふれあい安心お助け隊」により、通院や買い物の支援を行っています。

○ちちぶ定住自立圏事業として、運転免許証自主返納者公共交通機関利用券（6,000円分）を交付しています。

お出かけタクシーの利用状況

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 申請者（人） | 337 | 364 | 376 | 333 | 331 |
| 利用者（人） | 227 | 234 | 220 | 180 | 188 |
| 利用額（円） | 1,648,500 | 1,703,500 | 1,539,500 | 1,240,500 | 1,243,500 |

注）各年度末現在

資料：福祉課

福祉タクシーの利用状況

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 申請者（人） | 28 | 28 | 31 | 29 | 26 |
| 利用者（人） | 23 | 21 | 26 | 20 | 17 |
| 利用額（円） | 289,670 | 243,190 | 276,520 | 186,000 | 187,560 |

注）各年度末現在

資料：福祉課

③安心なまちづくり

○災害時の避難支援として、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の更新に努めるとともに、個別支援計画の作成を支援しています。

○福祉避難所は町内の3施設と協定を結んでいます。

○障がい者等が安心して外出できるよう、専用駐車スペースの整備や多機能トイレの設置に努めています。

④福祉意識の高揚

○秩父地域の市町では、障がい者への「ちょっとした手助け」を啓発する「あいサポート運動」を展開しています。

○社会福祉協議会では、社会福祉大会を開催し福祉功労者の顕彰を行っています。

○学校と社会福祉協議会との連携により、車いす体験学習やひとり暮らし高齢者福祉メール作成事業などを行い、児童生徒の福祉意識の高揚に努めています。

3 地域福祉推進の課題

(1) 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

- 社会福祉法の改正により、複雑な事情や貧困と介護など複合化した課題に対応する体制の整備が求められています。
- 国では、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援（狭間のニーズへの対応）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 一方、町では地域包括支援センターの「福祉介護よろず相談室」において、いわゆる属性を問わない相談支援を実施しています。
- さらに、地域包括支援センターを中心として、民間事業者や医療機関、県福祉事務所や保健所などとの連携を図っており、地域でのサロン活動などを含めると、「重層的支援体制整備事業」に該当するような事業を展開しています。
- これらのことを踏まえ、今後は、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域での孤立や*ひきこもり、刑務所出所者等への支援なども含めた新たな相談支援に取り組むことが求められています。

(2) 地域包括支援センターを核とした相談支援の推進

- 近年、地域福祉をめぐる課題は、*8050問題や*ダブルケアに代表される「複合的課題」に加え、「*ひきこもり」や「*ヤングケアラー」など、今まで潜在化していた課題が大きく取り上げられています。
- 町民福祉意識調査結果からは、このような複合的課題を抱える人や閉じこもりがちな人や*ひきこもりの人などが、地域で一定数いることが考えられます。
- 皆野町ではこのような課題に対応するため、地域包括支援センターに「福祉介護よろず相談室」を設置し、きめ細かな支援を進めています。
- 特に、*ひきこもりなどの孤立対策として有効な訪問活動を実施するなど、地域課題に積極的に取り組んでいます。
- また、地域包括支援センターでは、サロン活動や認知症カフェなどの介護予防活動、*成年後見制度の利用支援にも取り組んでおり、「福祉介護よろず相談室」と相まって、地域福祉の中心的な機能を担っています。
- 今後も、地域包括支援センターを核として、関係各課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供事業者、医療機関、県の福祉事務所や保健所などが連携して、皆野町の地域生活課題に取り組んでいくことが大切です。

(3) 住民福祉活動の活性化

- 町民福祉意識調査結果では、地域で孤立してしまうことを防ぐためには、「近所などでのお互いの交流」をあげる人が多くなっています。
- 一方、民生委員・児童委員へのアンケート結果では、「地域のつながりが減少」していることを危惧する声が多くなっています。
- 皆野町では、「みーなネットワーク」のような地域全体の見守りネットワークから、サロン活動などの小地域のつながりによる活動、民生委員・児童委員などによる個別の見守り支援、認知症カフェのような当事者による活動など様々な住民福祉活動が展開されています。
- 少子化が進むとともに高齢化が進み、地域の住民活動全体が衰退傾向にある中、地域福祉の推進を目指す活動を活性化し、住民の地域活動全体を底上げしていくような取組が必要となっています。

(4) *地域共生社会の実現に向けた取組

- *地域共生社会は、支援を必要とする人が地域の中で他の人と対等・平等の存在となり、いつまでも生きがいと尊厳をもって生きていける社会です。
- その実現に向けては、住民一人ひとりの意識改革が最も大切となります。
- そのうえで、支援を必要とする人が、生きがいを持ち、安心して生きていくために、支援を必要とする人たちに、十分配慮された社会資源の整備が必要となります。
- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などにおける配慮をはじめとして、災害時における高齢者や障がい者、女性、子どもなどへの配慮など、まだまだ整備・充実が求められているものがあります。
- これらの実現には、まだまだ克服すべき課題も多く、一朝一夕には解決できません。住民と行政、企業、各団体などが目標を共有し取り組むことが必要です。
- また、町民福祉意識調査結果では、*成年後見制度への理解や社会を明るくする運動については、認知度が低くなっています。
- これらの制度や運動は、*地域共生社会の実現に不可欠なことであり、福祉意識の醸成を図りながら、啓発活動に努めていくことが大切です。

第4章 施策の展開

1 基本理念

- 本計画は、皆野町において*地域共生社会の実現を目指しています。
- 皆野町の住民をはじめとして行政、社会福祉協議会、各団体、事業所など、皆野町を構成するあらゆる人や組織が、*地域共生社会の実現に向けて共有する考え方を本計画の基本理念とします。

◆基本理念◆

笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり

2 基本目標

(1) 一人で悩まないまちづくり(相談支援体制の整備)

現在の地域福祉を取巻く最大の課題である「複合的課題」や、新たに指摘されている「*ひきこもり」や「*ヤングケアラー」などの潜在的課題、さらには「孤立対策」に取り組むため、誰でも相談でき、迅速に適切な支援体制が整えられる相談支援体制の整備を目指します。

(2) ええげえしのまちづくり(住民福祉活動の支援)

地域福祉の基礎は住民の福祉活動です。民生委員・児童委員活動をはじめとして、サロン活動やボランティア活動の充実を図り、支援を必要とする人の生活の質の向上を目指します。

(3) 安心と生きがいのあるまちづくり(福祉のまちづくり)

防災体制の充実や生きがいづくり、外出支援を進め、安心と生きがいのある暮らしができるまちづくりに取り組むとともに、住民一人ひとりの意識改革を進め*地域共生社会の実現を目指します。

(4) 自分らしく生きるまちづくり(皆野町*成年後見制度利用促進基本計画)

*成年後見制度の普及に努めるとともに、安心して利用できるような基盤整備を図り、制度の必要な方がいつまでも自分らしく生活できるまちを目指します。

(5) 明るいまちづくり(皆野町再犯防止推進計画)

犯罪の原因となる様々な生活困難に対応でき、一人も再犯に陥ることなく明るく地域で暮らしていける社会づくりを目指します。

3 施策体系

基本目標1 一人で悩まないまちづくり（相談支援体制の整備）

| 一人で悩まないまちづくり | 基本施策 | 具体的内容 |
|------------------------|--|---------------------|
| | (1) 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化 | ① 福祉介護よろず相談室の充実 |
| | | ② 事業内容の精査と外部専門機関の活用 |
| | | ③ 相談支援連携体制の充実 |
| | (2) 障がい者への相談支援の充実 | ① 委託相談支援事業所の周知徹底 |
| | | ② 基幹相談支援センターとの連携強化 |
| | | ③ 地域生活支援拠点の整備(広域事業) |
| (3) 子どもへの相談支援体制の整備 | ① 相談支援組織の連携強化(子育て世代包括支援センターと子育て支援センター(きらきらクラブ)、子ども家庭総合支援拠点の連携強化) | |
| (4) 生活困窮者への相談支援の充実 | ① 関係機関の連携強化(*アスポート相談支援センター埼玉秩父や県秩父福祉事務所との連携強化) | |
| (5) 誰一人取り残さない相談支援体制の構築 | ① 民生委員・児童委員と各相談機関の連携強化 | |
| | ② ケアラー(*ヤングケアラーを含む)の相談支援 | |
| | ③ *ひきこもりの相談支援 | |
| (6) 権利擁護 | ① 要保護児童対策地域協議会の充実 | |
| | ② 高齢者や障がい者の虐待防止 | |

基本目標2 ええげえしのまちづくり（住民福祉活動の支援）

| ええげえしのまちづくり | 基本施策 | 具体的内容 |
|-------------------|----------------------|--|
| | (1) 民生委員・児童委員活動の支援強化 | ① 関係機関との連携強化支援(町、社会福祉協議会、行政区、サービス提供事業者等との連携強化) |
| | | ② 研修機会の充実 |
| | | ③ 活動の周知徹底 |
| | (2) ボランティア活動の支援 | ① ボランティア活動の情報提供 |
| | | ② ボランティアの養成 |
| | | ③ ふれあい安心お助け隊サービスへの支援 |
| | (3) 新たな住民福祉活動の発展支援 | ① *生活支援コーディネーターの活動体制整備 |
| | (4) 地域活動の強化 | ① みーなネットワーク活動の推進 |
| | | ② サロン活動の拡大 |
| | | ③ 介護予防サポーター活動の支援 |
| | | ④ 認知症カフェへの支援 |
| | | ⑤ いきいきサポーター活動の支援 |
| | | ⑥ 食生活改善推進員活動への支援 |
| | | ⑦ 子ども食堂への支援 |
| ⑧ 感染症対策 | | |
| (5) 社会福祉協議会の事業の充実 | ① 社会福祉協議会事業の着実な推進 | |
| | ② 社会福祉協議会の体制強化 | |

基本目標3 安心と生きがいのあるまちづくり（福祉のまちづくり）

| 安心と生きがいのあるまちづくり | 基本施策 | 具体的内容 |
|--------------------|--------------------|----------------------------------|
| | (1) 生きがいのあるまちづくり | ① 生涯学習活動の推進 |
| | | ② スポーツ・レクリエーション活動の充実 |
| | | ③ 活動団体の支援(長生クラブ、シルバー人材センター) |
| | (2) 防災体制やバリアフリーの充実 | ① 避難行動要支援者名簿等の整備・活用 |
| | | ② 福祉避難所の周知 |
| | | ③ バリアフリーのまちづくり |
| | (3) 移動支援 | ① 町営バス |
| | | ② 公共交通体系の見直し |
| | | ③ 福祉有償運送 (社会福祉協議会、シルバー人材センター) |
| | | ④ お出かけタクシー、福祉タクシー |
| | (4) 福祉意識の高揚 | ① 小・中学校での*福祉教育 |
| | | ② 障がい者週間などの周知・啓発 |
| ③ 福祉に関する講演会や学習会の開催 | | |

基本目標4 自分らしく生きるまちづくり（皆野町*成年後見制度利用促進基本計画）

| 自分らしく生きるまちづくり | 基本施策 | 具体的内容 |
|-----------------|----------------------|-----------------|
| | (1) *成年後見制度等の周知と利用支援 | ① *成年後見制度等の普及 |
| | | ② *成年後見制度等の利用支援 |
| | (2) *成年後見制度の実施体制の構築 | ① 中核機関・協議会の運営 |
| | | ② 担い手の確保・育成 |
| ③ 地域の見守り活動等との連携 | | |
| ④ 地域連携ネットワークの整備 | | |

基本目標5 明るいまちづくり（皆野町再犯防止推進計画）

| 明るいまちづくり | 基本施策 | 具体的内容 |
|--------------|------------------|-----------------|
| | (1) 地域理解の促進 | ① 広報や啓発活動 |
| | | ② 社会を明るくする運動の周知 |
| | (2) 福祉サービス等の利用支援 | ① 役場窓口での相談支援 |
| | | ② 各相談支援機関との連携 |
| | | ③ 就労の支援 |
| | | ④ 住まいの確保 |
| ⑤ 少年・若年者への支援 | | |

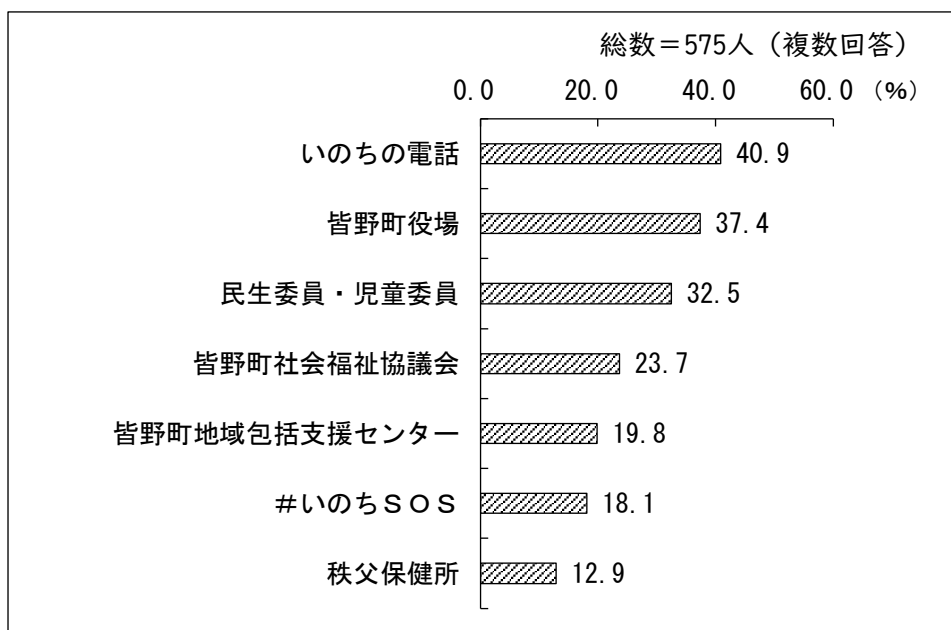
4 計画の内容

基本目標1 一人で悩まないまちづくり（相談支援体制の整備）

■現況と課題■

- 福祉や介護の問題で困ったとき、頼りになる相談機関や人がいることはとても大切です。
- 皆野町では、地域包括支援センター(福祉介護よろず相談室)が中心となって、高齢者や障がい者、生活困窮者などの福祉や介護に関する相談支援を進めています。
- 地域包括支援センターでは、住民の相談に的確に対応するため、役場の関係課をはじめとしてサービス提供事業者や県の各機関などと連携を強化しています。
- 障がい者や子ども、生活困窮者に対しては、それぞれの専門的相談窓口があり、適切かつ迅速な支援につなげています。
- 高齢者や障がい者、児童への虐待を防止するため、通報・相談体制を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会のような多機関の連携により対応しています。
- しかし、町民福祉意識調査の結果では、地域包括支援センター（福祉介護よろず相談室）の認知度は19.8%であり、より一層の周知徹底が望まれます。
- また、地域包括支援センターでは、福祉介護よろず相談室のほか、介護予防事業や介護予防ケアマネジメント事業など多くの業務を並行して実施しています。
- 地域包括支援センターの業務の逼迫が懸念されることから、事業を見直し、効率的で効果的な事業運営体制を検討することも必要です。

知っている悩みごとの相談先（上位項目）



資料：令和4年度町民福祉意識調査

■ 計画の内容 ■

(1) 地域包括支援センターの相談支援体制の維持・強化

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|------------------------|
| ①福祉介護よろず相談室の充実 | ・地域包括支援センター「福祉介護よろず相談室」の相談体制を維持し、高齢者や障がい者、生活困窮者などの多様な相談支援を継続・充実していきます。 | 福祉課 |
| ②事業内容の精査と外部専門機関の活用 | ・地域包括支援センターの業務が多岐にわたっているため、事業のあり方等を見直し、可能なものは外部の専門機関に委託するなど効率的で効果的な運営体制を構築します。 | 福祉課 |
| ③相談支援連携体制の充実 | ・近年の複合的課題や潜在的課題に対処するため、関係各課、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、医療機関、県の関係機関などとの連携を一層強化します。 | 福祉課 関係各課 社会福祉協議会 |

(2) 障がい者への相談支援の充実

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-----|
| ①委託相談支援事業所の周知徹底 | ・3か所の委託相談支援事業所(カナの会、清心会、アクセス)に関する情報提供を強化し、住民への周知徹底を図ります。 | 福祉課 |
| ②基幹相談支援センターとの連携強化 | ・障がい者等の生活課題の解決に向けて、秩父地域1市4町で委託している秩父地域障がい者基幹相談支援センター「ビバーチェ」との連携を強化します。 | 福祉課 |
| ③地域生活支援拠点の整備(広域事業) | ・秩父地域自立支援協議会などを通じ、障がい者の地域生活に必要な相談や体験、人材を育成する地域生活支援拠点の整備に努めます。 | 福祉課 |

(3) 子どもへの相談支援体制の整備

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| ①相談支援組織の連携強化 | ・子育て世代包括支援センターと子育て支援センター(きらきらクラブ)、子ども家庭総合支援拠点などの連携を強化し、妊娠から出産、育児の切れ目のない相談体制を整備します。 | 健康こども課 |

（4）生活困窮者への相談支援の充実

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|------------|--|----------------|
| ①関係機関の連携強化 | ・福祉課、社会福祉協議会と*アスポーツ相談支援センター埼玉秩父や県秩父福祉事務所との連携を強化し、生活困窮者の相談支援の充実を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

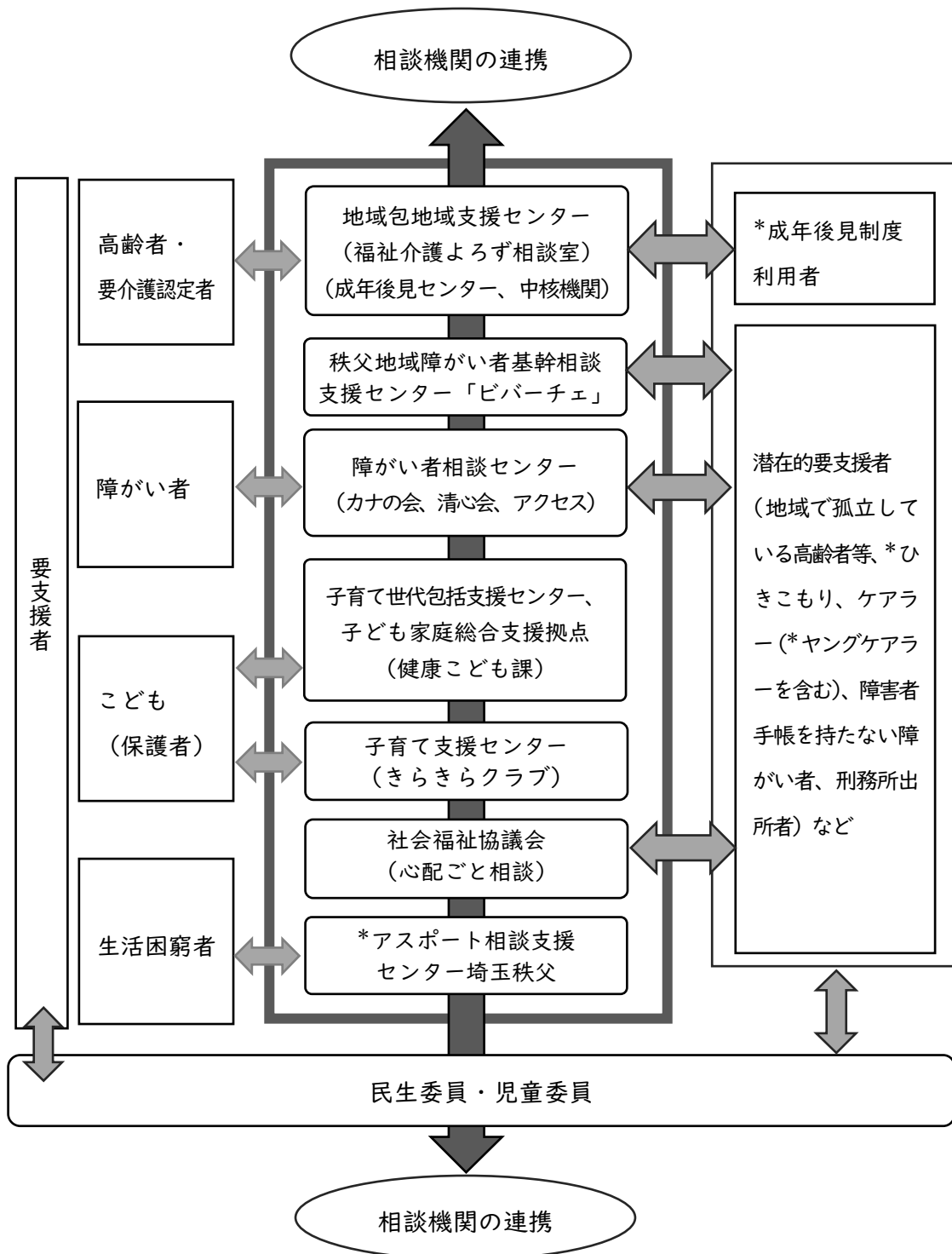
（5）誰一人取り残さない相談支援体制の構築

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|-------------------------|
| ①民生委員・児童委員と各相談機関の連携強化 | ・民生委員・児童委員の日常的な活動と各相談支援機関が連携し、地域で孤立している人や福祉サービスを利用していない要支援者の発見と適切な支援に努めます。 | 福祉課 関係各課 社会福祉協議会 |
| ②ケアラー（*ヤングケアラーを含む）の相談支援 | ・ケアラー（*ヤングケアラーを含む）に対応する相談窓口を各種広報媒体を通じて町民への周知を図ります。 ・各相談窓口での相談体制及び各支援担当との連携体制の強化に努めます。 | 福祉課 関係各課 社会福祉協議会 |
| ③*ひきこもりの相談支援 | ・*ひきこもりなど潜在的な課題に対応する相談窓口について、各種広報媒体を通じて町民への周知を図ります。 ・民生委員・児童委員、学校等と連携し、*ひきこもりの児童生徒等の把握に努めるとともに、関係各課と連携し相談支援体制の強化に努めます。 | 健康こども課 教育委員会 関係各課 |

（6）権利擁護

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| ①要保護児童対策地域協議会の充実 | ・児童虐待の未然防止と早期の解決を目指し、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。 | 健康こども課 |
| ②高齢者や障がい者の虐待防止 | ・福祉課内の障がい者虐待防止センターの周知を図るとともに、地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止対策を強化します。 | 福祉課 |

■重層的な相談支援体制の展開イメージ

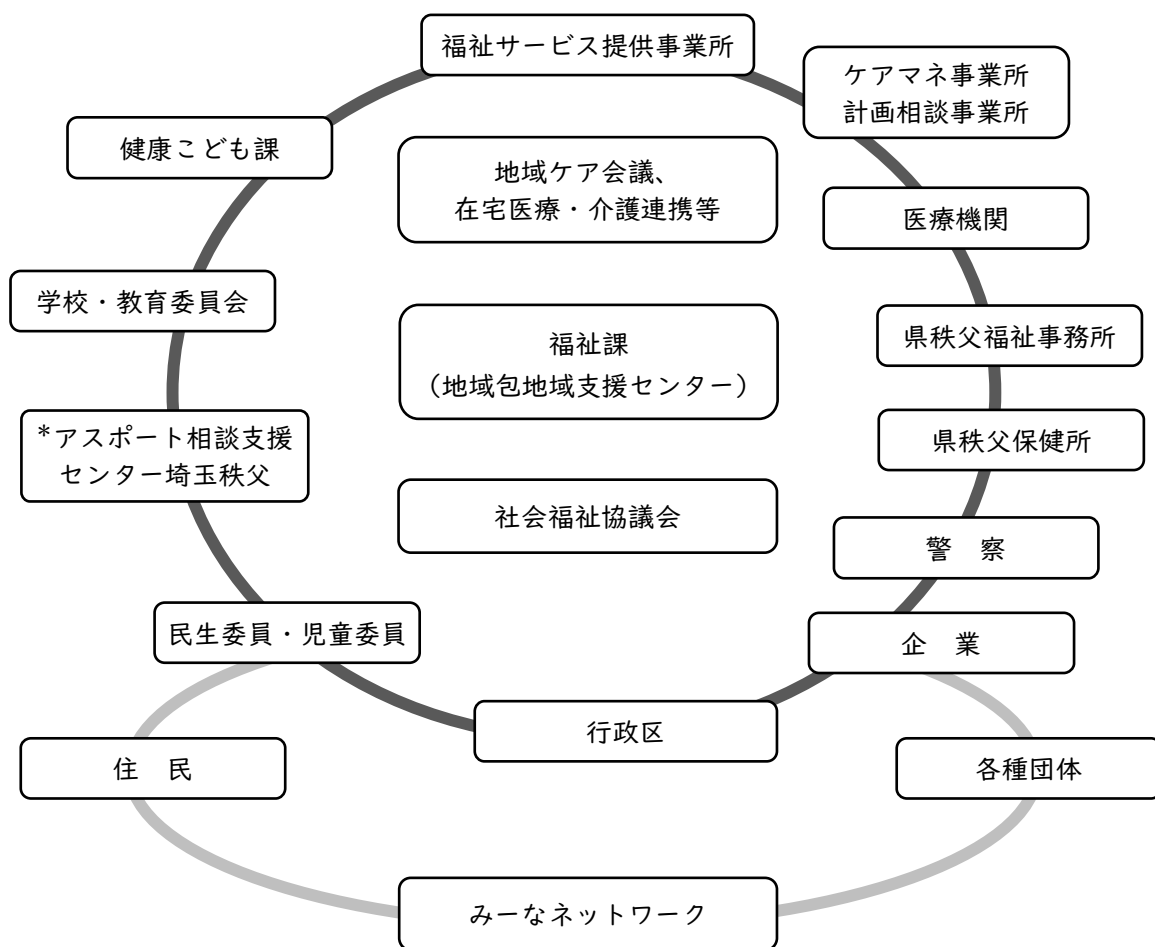


○高齢者や障がい者、子ども、生活困窮などに関する相談を地域包括支援センターの「福祉介護よろず相談室」が中心となって受け止め、各分野別の相談支援機関との連携を強化し、全世代型、複合的課題対応型の相談体制の充実を図ります。

○また、今後は、新たな課題である地域の孤立や*ひきこもり、*ヤングケアラー、刑務所出所者などへの相談支援についても、同様の体制で各相談支援機関が緊密に連携して対応します。

■関係機関の連携イメージ

- 相談支援事業が効果的に推進でき、要支援者に対して伴走型支援を行うためには、各相談支援機関の相互連携が十分図られていることが大切です。
- 皆野町では、地域包括支援センターと社会福祉協議会が中心となって、民生委員・児童委員、役場の組織、医療機関、県の機関、民間福祉サービス提供事業所などと連携を図っていくこととします。
- また、要支援者への日常的な支援については、多数の住民や企業が参加する「みーなネットワーク」などの活用を図ります。

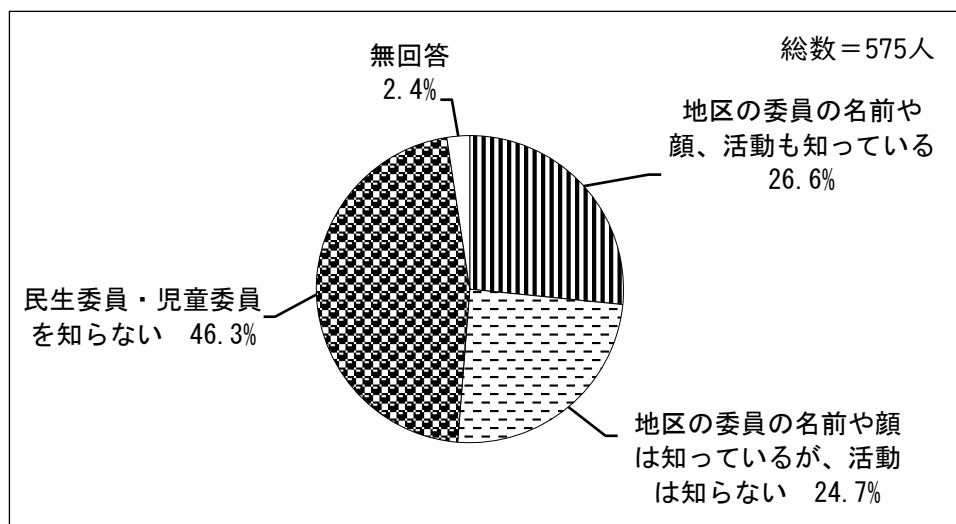


基本目標2 ええげえしのまちづくり(住民福祉活動の支援)

■ 現況と課題 ■

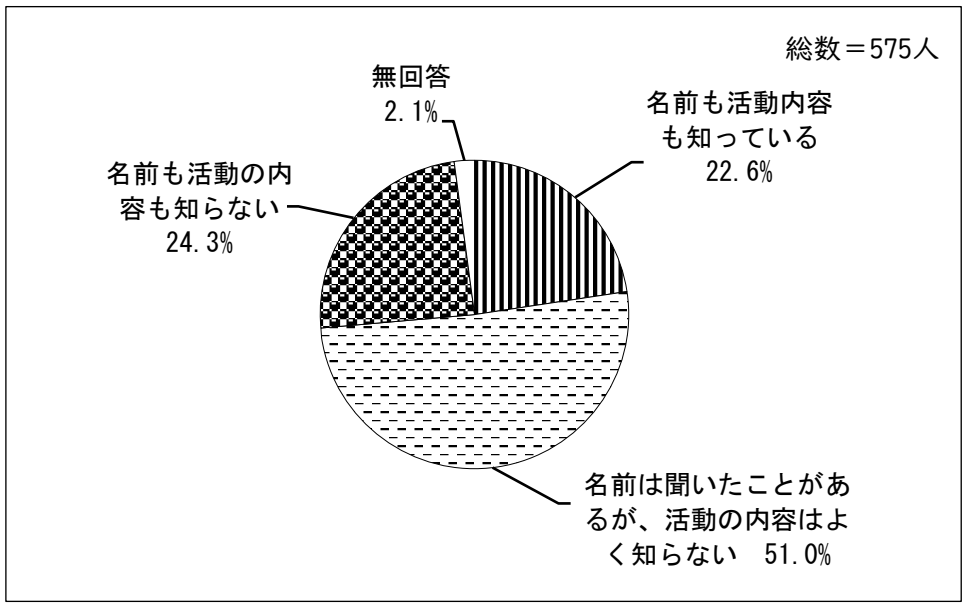
- 地域福祉推進の基礎は、住民が取り組む福祉活動です。
- 皆野町では、住民、企業、行政、関係機関が連携した見守り組織「みーなネットワーク」活動などが行われています。
- 地域福祉活動の核ともいえる民生委員・児童委員は、日頃の訪問活動を通じて、地域の現状の把握や対策に携わっています。
- しかし、町民福祉意識調査の結果では、民生委員・児童委員活動に対する認知度は高いとは言えず、活動への理解は十分とは言えません。
- 社会福祉協議会は、ボランティア活動を支えるなど、地域福祉の中では重要な役割がありますが、住民の認知度は高くはありません。
- 福祉ボランティア活動団体等調査の結果では、活動の拡大について、町民の参加へのきっかけづくりや情報提供、子どもの頃からのボランティア体験が求められています。
- 今後は、地域福祉の重要性や民生委員・児童委員活動、社会福祉協議会の活動内容などについて、より積極的に情報を提供していく必要があります。
- また、要支援者のより充実した生活の実現には、介護保険サービスや障がい福祉サービスだけでは不十分であり、地域住民の潜在的な福祉に関する能力とニーズを発掘・調整する*生活支援コーディネーターの役割は重要なものがありますが、現状の組織体制では十分な活動ができていない状況です。
- 少子高齢化により地域のつながりが薄れていく中、福祉活動を通じて豊かな地域生活の実現を目指していくことが望まれています。

民生委員・児童委員の認知状況



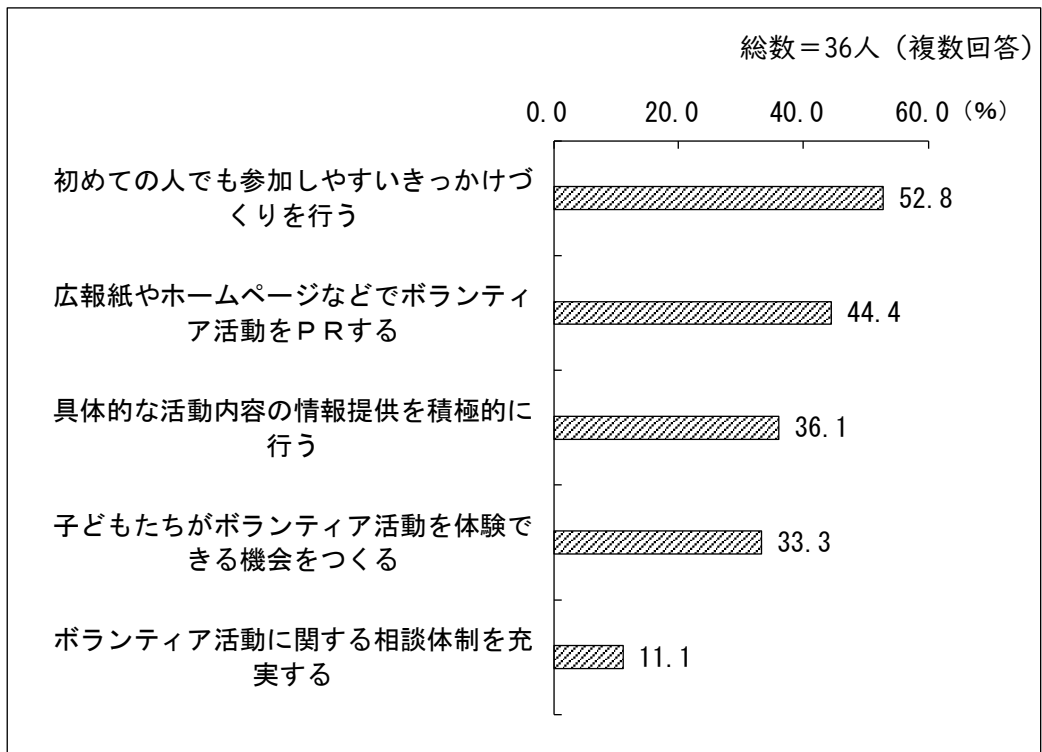
資料：令和4年度町民福祉意識調査

社会福祉協議会の認知状況



資料：令和4年度町民福祉意識調査

ボランティア活動の拡大に必要なこと (上位項目)



資料：令和4年度福祉ボランティア活動団体等調査

■ 計画の内容 ■

(1) 民生委員・児童委員活動の支援強化

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|------------------------|
| ① 関係機関との連携強化支援 | ・ 民生委員・児童委員活動の成果を要支援者の生活支援に迅速につなげるため、町、社会福祉協議会、行政区、福祉サービス提供事業者等との連携強化を推進します。 | 福祉課 関係各課 社会福祉協議会 |
| ② 研修機会の充実 | ・ 民生委員・児童委員が福祉の現代的課題に対応できるよう、適切な研修や勉強会を開催します。 | 福祉課 |
| ③ 活動の周知徹底 | ・ 住民が民生委員・児童委員活動を理解し協力できるよう、活動内容や意義の周知徹底に努めます。 | 福祉課 |

(2) ボランティア活動の支援

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------------|---|------------------|
| ① ボランティア活動の情報提供 | ・ 住民がボランティア活動を理解し参加・協力できるよう、活動内容や意義の周知徹底に努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ② ボランティアの養成 | ・ 新しいニーズに対応するボランティアを養成するため、ボランティア講習会などを開催します。 ・ 児童生徒がボランティア活動を体験できるよう、学校と連携し体験の機会づくりに努めます。 | 教育委員会 社会福祉協議会 |
| ③ ふれあい安心お助け隊サービスへの支援 | ・ 利用会員と協力会員による、ふれあい安心お助け隊サービスの利用を促進します。 | 商工会 |

(3) 新たな住民福祉活動の発展支援

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|----------------|
| ① *生活支援コーディネーターの活動体制整備 | ・ 地域で新しい住民福祉活動を創造するため、*生活支援コーディネーターの活動体制の整備を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

(4) 地域活動の強化

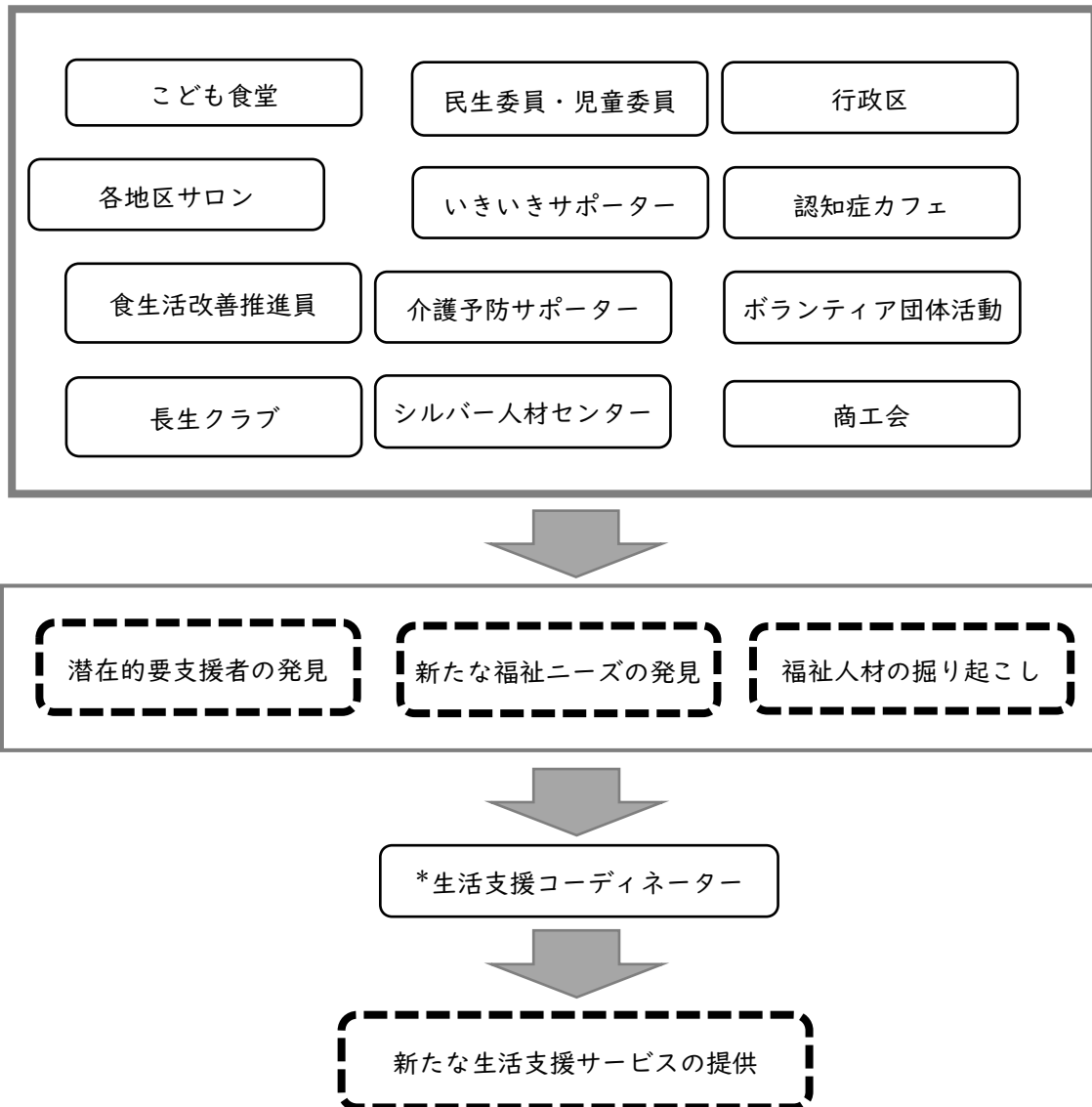
| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|--------------------------|
| ①みーなネットワーク活動の推進 | ・地域での見守り活動に多くの住民や関係機関、団体、企業などが参加し、地域福祉進展の象徴的組織として「みーなネットワーク活動」を大きく広げていきます。 | 福祉課 |
| ②サロン活動の拡大 | ・住民が自ら主体となり、地域で声かけ支え合いができるようなサロン活動への支援を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ③介護予防サポーター活動の支援 | ・サロン活動を支える介護予防サポーターの育成を進めます。 | 福祉課 |
| ④認知症カフェへの支援 | ・認知症についての普及・啓発を進めるため、認知症サポーターの育成や認知症カフェの運営を支援します。 | 福祉課 |
| ⑤いきいきサポーター活動の支援 | ・各地域で住民の主体的な健康づくり活動を進めるため、いきいきサポーター活動を支援します。 | 健康こども課 |
| ⑥食生活改善推進員活動への支援 | ・地域で食を通じた健康づくりを進めるため、食生活改善推進員活動を支援します。 | 健康こども課 |
| ⑦子ども食堂への支援 | ・地域の子どもの居場所づくりや食生活を支援するため、関係団体と連携し子ども食堂の運営を支援します。 | 福祉課 健康こども課 社会福祉協議会 |
| ⑧感染症対策 | ・新型コロナウイルス感染症予防活動の経験を生かし、地域活動においても配慮すべき事項等の検討を行います。 | 関係各課 |

(5) 社会福祉協議会の事業の充実

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|---------|
| ①社会福祉協議会事業の着実な推進 | ・社会福祉協議会が携わる様々な福祉事業を、円滑かつ効率的に推進します。 | 社会福祉協議会 |
| ②社会福祉協議会の体制強化 | ・社会福祉協議会が地域社会から求められる機能を十分発揮できるよう、常に体制の強化や事業の効果的な推進に努めます。 | 社会福祉協議会 |

■住民の福祉活動の展開イメージ

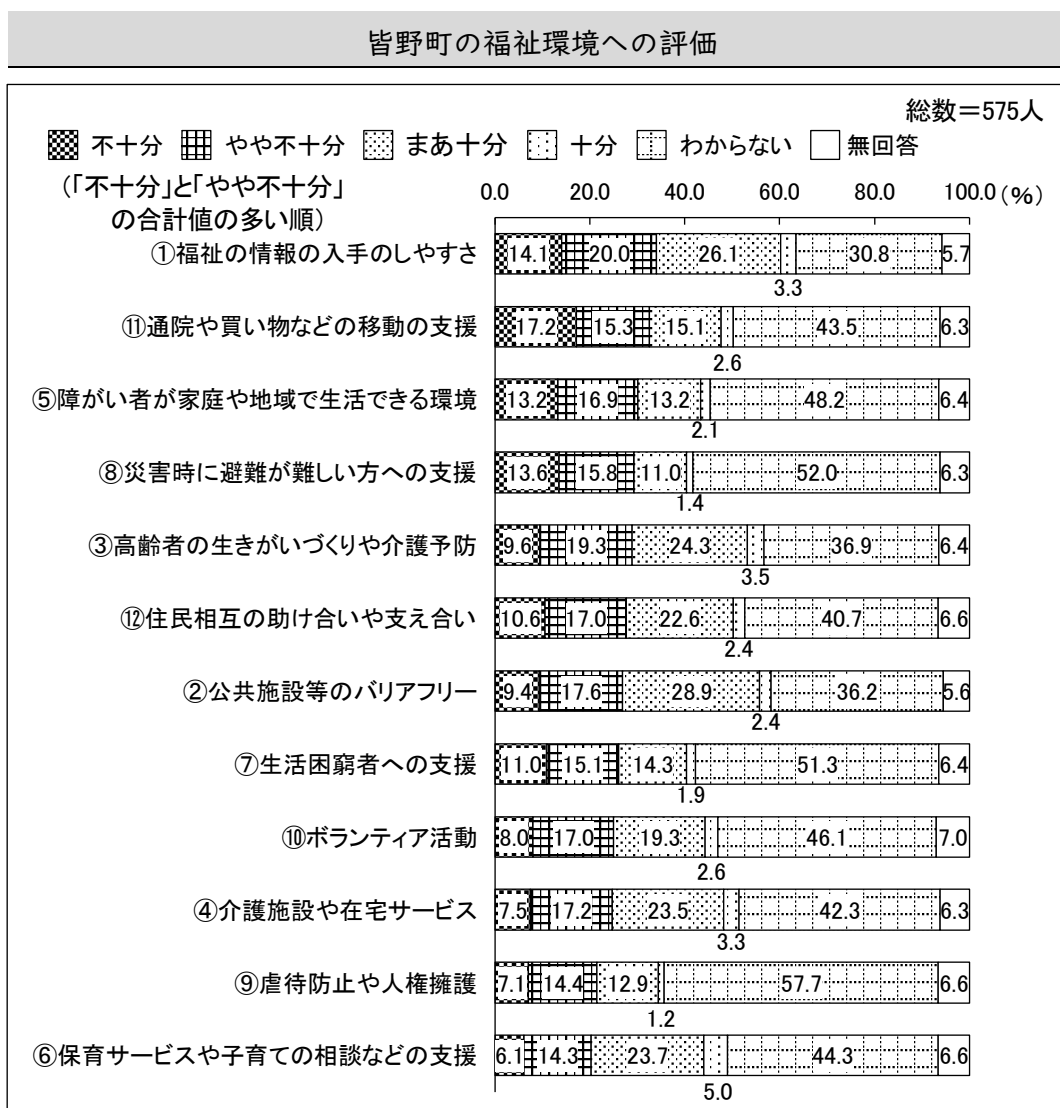
- 住民の福祉活動や地域活動を通じて、地域で取り残されている潜在的な要支援者や、ちょっとしたことで困っているニーズ、地域に隠れた福祉人材などが発見されることがあります。
- そのような貴重な情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会がキャッチ・共有し、新たな生活支援サービスの提供の実現に向けて取り組めるよう進めます。



基本目標3 安心と生きがいのあるまちづくり(福祉のまちづくり)

■現況と課題■

- 地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目標としています。
- 地域共生社会は、何らかの支援を必要とする人が、適切な支援を受けながらも地域の中で他の人々と同様に安心して生きがいや働きがいを持って生きている社会です。
- さらに、支援を必要とする人と、その人を取巻く人々は対等・平等な関係であり、お互いに何らかの好影響を受けながら生活している社会です。
- 現状からは、*地域共生社会の実現に向けては、数多くの壁や課題があり、ハード、ソフト双方の環境整備が求められています。
- 町民福祉意識調査の結果では、皆野町の福祉環境の多くの項目で「十分」と「やや十分」の合計を「やや不十分」と「不十分」の合計が上回っています。
- 生きがい対策や防災体制、町のバリアフリー、移動支援、福祉意識の啓発などを推進して行くことが必要です。



資料：令和4年度町民福祉意識調査

■計画の内容■

(1) 生きがいのあるまちづくり

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------------------------|
| ①生涯学習活動の推進 | ・公民館などにおける生涯学習活動を活発化し、すべての町民が生涯を通じて学び続けることができる社会を目指します。 | 教育委員会 |
| ②スポーツ・レクリエーション活動の充実 | ・多くの住民が交流できる社会を目指し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。特に、障がい者をはじめとして多くの人が参加できるボッチャなどの普及啓発に努めます。 | 福祉課 教育委員会 社会福祉協議会 |
| ③活動団体の支援 | ・高齢者の主体的な団体である、長生クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。 | 福祉課 |

(2) 防災体制やバリアフリーの充実

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-----|
| ①避難行動要支援者名簿等の整備・活用 | ・避難行動要支援者名簿の見直しを進めるとともに、避難訓練などで名簿を活用した活動などを検討します。 | 福祉課 |
| ②福祉避難所の周知 | ・町内3か所の福祉避難所の場所や活用方法などの周知徹底に努めます。 | 福祉課 |
| ③バリアフリーのまちづくり | ・公共施設等のバリアフリーに取り組むとともに、民間施設の改善の啓発に努めます。 | 建設課 |

(3) 移動支援

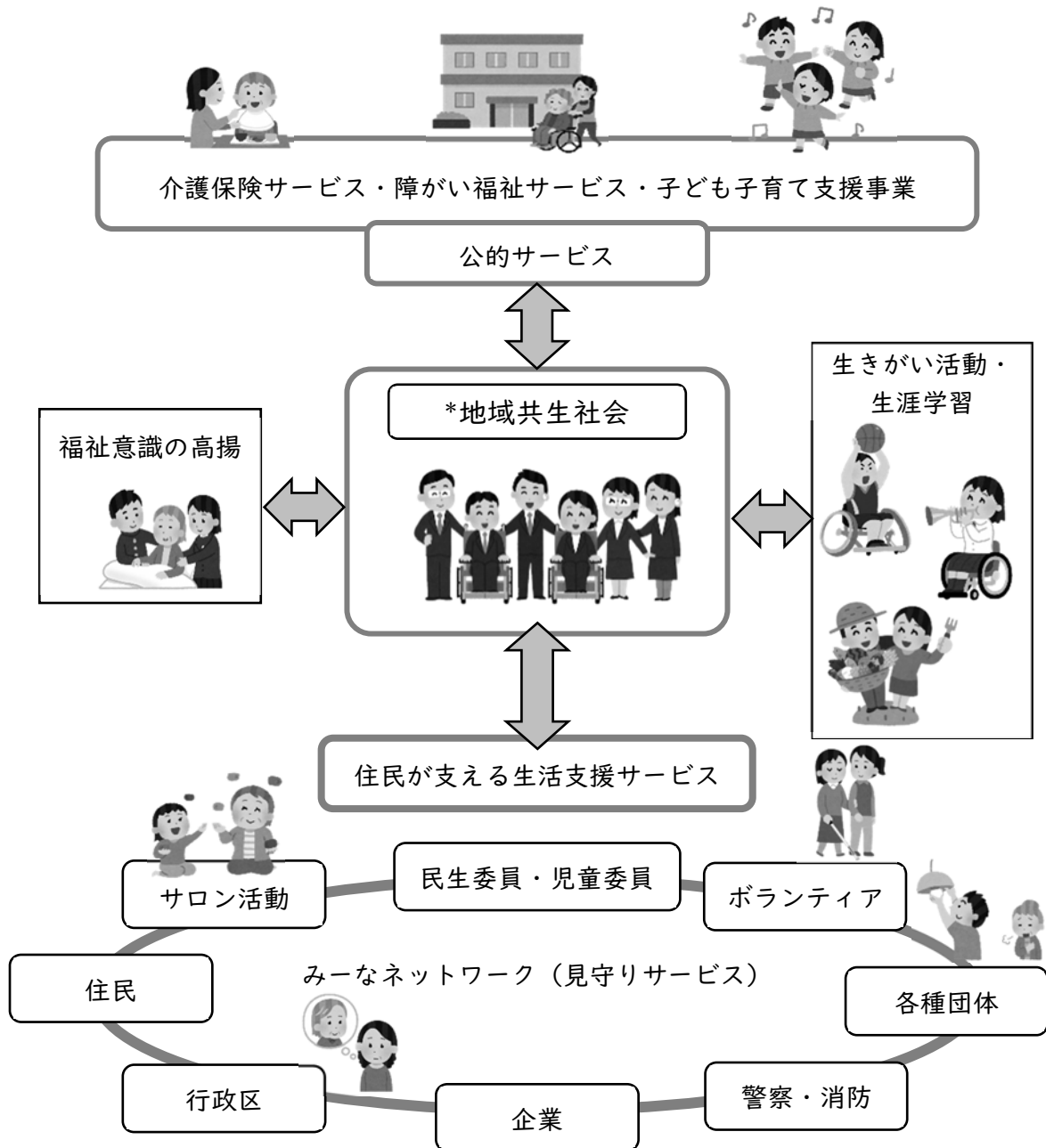
| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------------|
| ①町営バス | ・住民ニーズを把握しながら、利用しやすくより多くの人に利用してもらえる町営バスの運行に努めます。 | 総務課 |
| ②公共交通体系の見直し | ・地域における柔軟な移動支援体制を確保するため、地域にふさわしい新たな交通システムの導入について検討します。 | 総務課 関係各課 |
| ③福祉有償運送 | ・社会福祉協議会やシルバー人材センターが行っている、福祉有償運送の普及・啓発に努めます。 | 社会福祉協議会 |
| ④お出かけタクシー、福祉タクシー | ・お出かけタクシー、福祉タクシーにより、高齢者等の外出支援を行います。 | 福祉課 |

(4) 福祉意識の高揚

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|--|------------------|
| ①小・中学校での*福祉教育 | ・総合的な学習の時間などにおいて、*福祉教育を行います。 | 教育委員会 社会福祉協議会 |
| ②障がい者週間などの周知・啓発 | ・障がい者週間や子どもの権利条約、障害者差別解消法など、様々な福祉に関する運動や法的整備に関わる内容をわかりやすく普及・啓発します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ③福祉に関する講演会や学習会の開催 | ・福祉制度、福祉環境などに関する講演会や学習会を開催し、住民の福祉意識の高揚を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

■皆野町が目指す*地域共生社会のイメージ

- 支援が必要な人は、公的サービス以外にも、地域の人々から様々な生活支援サービスを受けることができます。
- 買物や通院、サロン活動のお手伝いや電球の交換など、ちょっとした支援は、公的なサービス以上に重要な役割がある場合もあります。
- *地域共生社会では、支援を必要とする人と支援をする人が、お互いを尊重し合い、対等平等な社会関係になることが必要です。
- そのために、地域の人々の福祉に対する意識の高揚を図るとともに、すべての住民が自分の好きな趣味やスポーツなどに取り組める環境づくりを進めていきます。

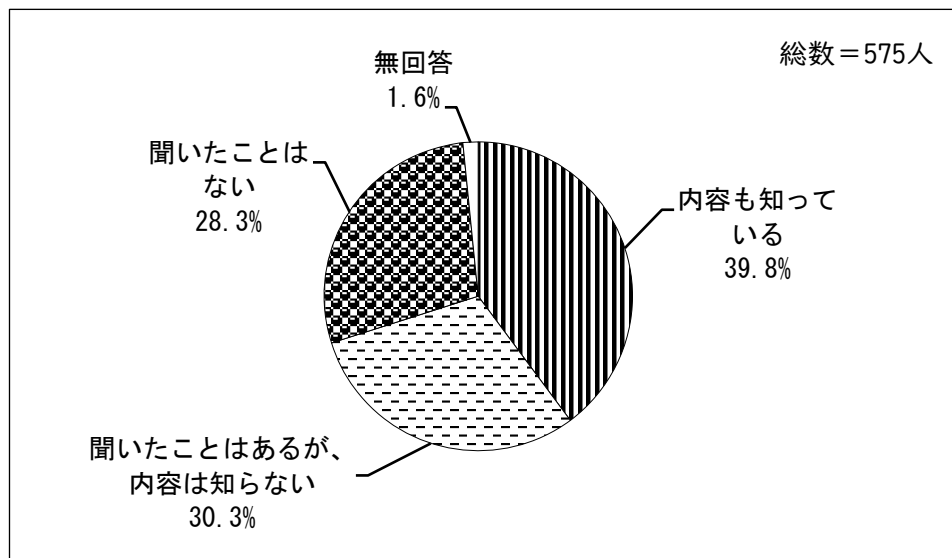


基本目標4 自分らしく生きるまちづくり（皆野町*成年後見制度利用促進基本計画）

■ 現況と課題 ■

- *成年後見制度は、意思決定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るために支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送れるように支援するものであり、*地域共生社会の実現を目指すうえで、本人を中心とした支援・活動の共通の基盤です。
- 近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等により、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人が増えており、*地域共生社会の実現に権利擁護の必要性が高まっています。
- 地域包括支援センター（成年後見センター）では、法テラス秩父法律事務所、社会福祉協議会と連携し、金銭管理、施設入所時の手続き、消費者被害や虐待などの相談に対応しており、令和3年度では8件の相談がありました。
- 社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）により金銭管理や重要書類の預かり等を行っています。
- 町民福祉意識調査の結果では、*成年後見制度について内容までの認知が約4割となっていることから、町民への制度の普及が必要です。

成年後見制度の認知度

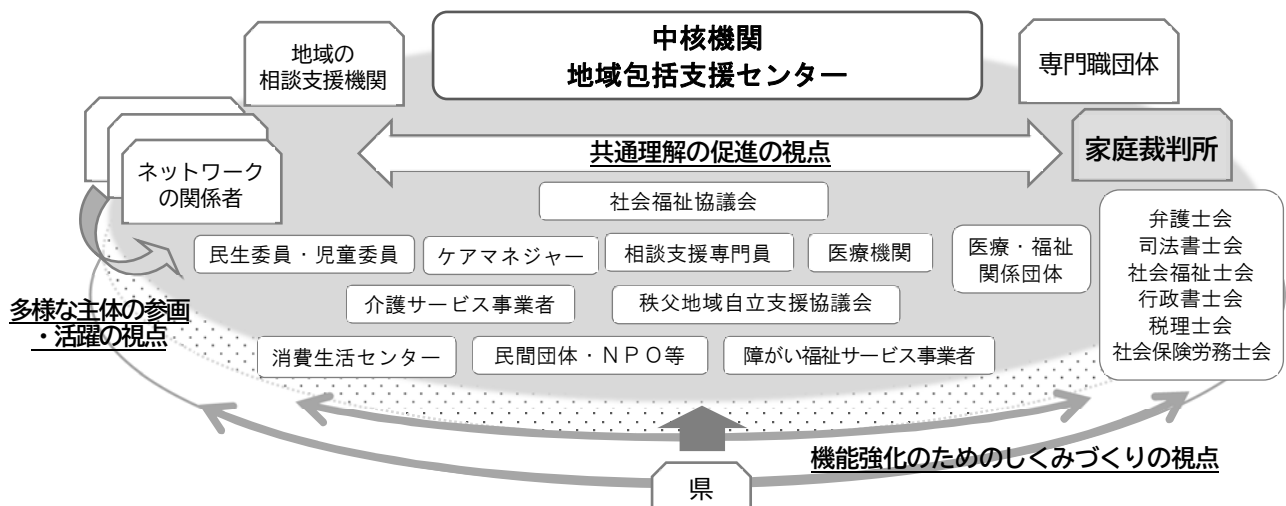
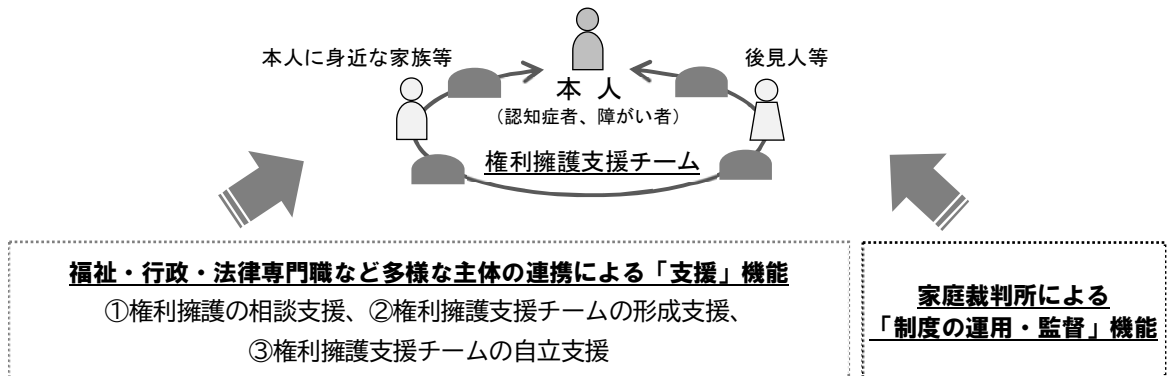


資料：令和4年度町民福祉意識調査

～ 成年後見制度とは ～

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護し、支援する制度です。
- *成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
- 法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型が用意されています。
 - 補助：自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
 - 保佐：自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
 - 後見：自己の財産を管理処分することができない。
- 成年後見人等は、本人の家族や親族のほか、福祉や法律の専門職（社会福祉士、司法書士、弁護士等）などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人（市民後見人）や後見をしてくれる団体（法人）などがなる場合もあります。
- 任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 権利擁護支援チーム | <p>○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。</p> <p>○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p> |
| 協議会 | <p>○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。</p> <p>○*成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。</p> |
| 中核機関 | <p>○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。</p> <p>[役割]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者等からの権利擁護支援や*成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネーター ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネーター（協議会の運営等） |

■ 計画の内容 ■

(1) *成年後見制度等の周知と利用支援

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|
| ①*成年後見制度等の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民の*成年後見制度への理解を深めるため、広報紙、ホームページ等による情報提供を進めます。 ・社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の普及を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ②*成年後見制度等の利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、町長が代わって申立てを行う*成年後見制度利用支援事業を進めます。 | 福祉課 |

(2) *成年後見制度の実施体制の構築

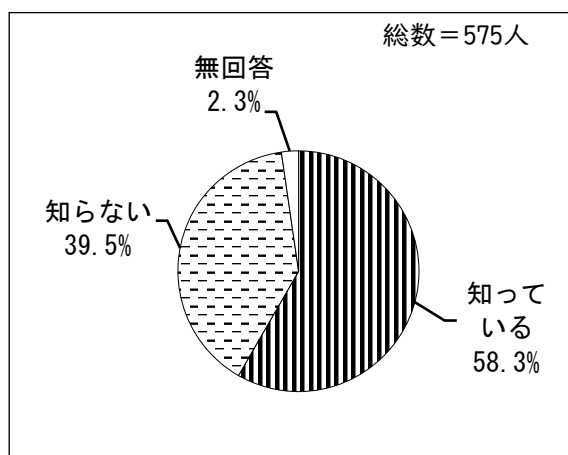
| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----|
| ①中核機関・協議会の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・*成年後見制度を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核機関として協議会の運営を図ります。 | 福祉課 |
| ②担い手の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用を支援する人材を確保するため、*市民後見人の養成について情報提供を進めます。 | 福祉課 |
| ③地域の見守り活動等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。 | 福祉課 |
| ④地域連携ネットワークの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。 | 福祉課 |

基本目標5 明るいまちづくり（皆野町再犯防止推進計画）

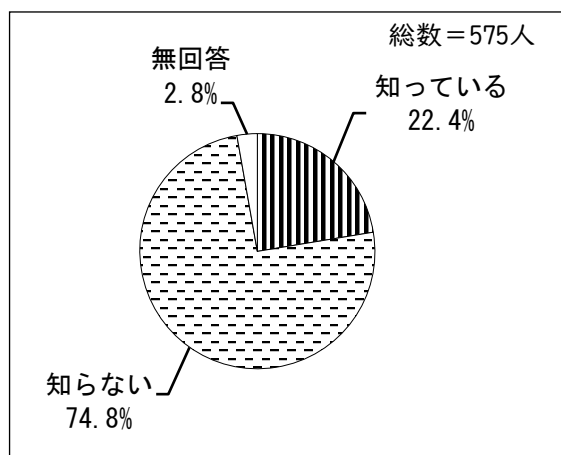
■ 現況と課題 ■

- 犯罪を犯した者等の中には、少年や若者、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがなく、安定した仕事や住居がなく、地域社会での生活に様々な課題を抱えている人が多く存在します。刑務所出所者や保護観察対象者などの再犯を防止するためには、継続的に社会復帰を支援することが必要です。
- 「地方再犯防止計画策定の手引き（改定版）令和3年3月法務省」によると、刑務所への再入所者のうち約7割が無職であり、仕事をしている人の再犯率より約3倍高く、不安定な就労が再犯に結び付きやすくなっています。刑務所出所者の約4割は住居がなく、このような場合の再犯までの期間が、住居が確保されている方と比較して短くなっています。高齢者が出所後2年以内に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内の再入所のうちの約4割が出所後6か月未満という短期間です。また、知的障がいがある場合、再犯までの期間が短くなっています。
- 地域での再犯防止等への取組は、秩父地区保護司会、秩父地区更生保護女性会により行われており、犯罪をした人等への指導・支援を行う保護司、社会復帰に向け幅広い活動を行う更生保護女性会など、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。
- 町民福祉意識調査の結果では、再犯防止への取組の認知は5割台であり、社会を明るくする運動の認知は2割台であることから、再犯防止の取組について町民への普及啓発が必要です。

再犯防止への取組の認知度

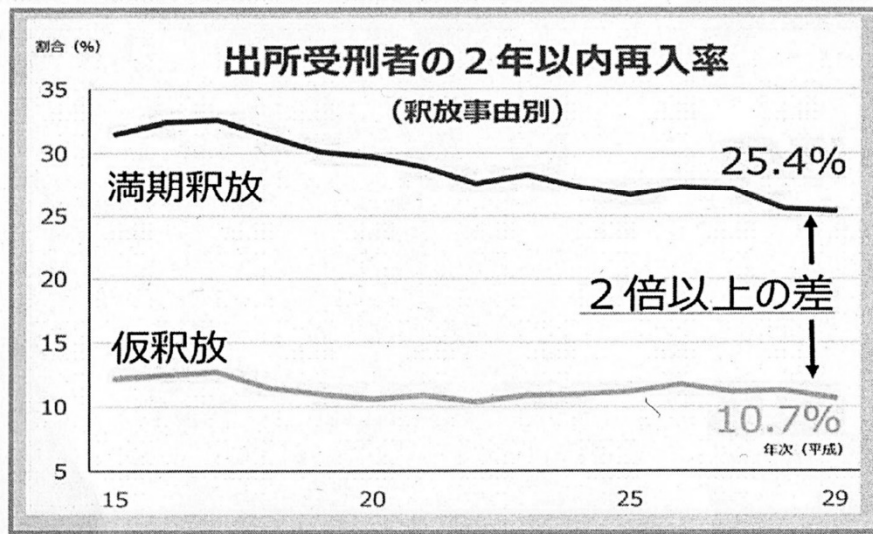
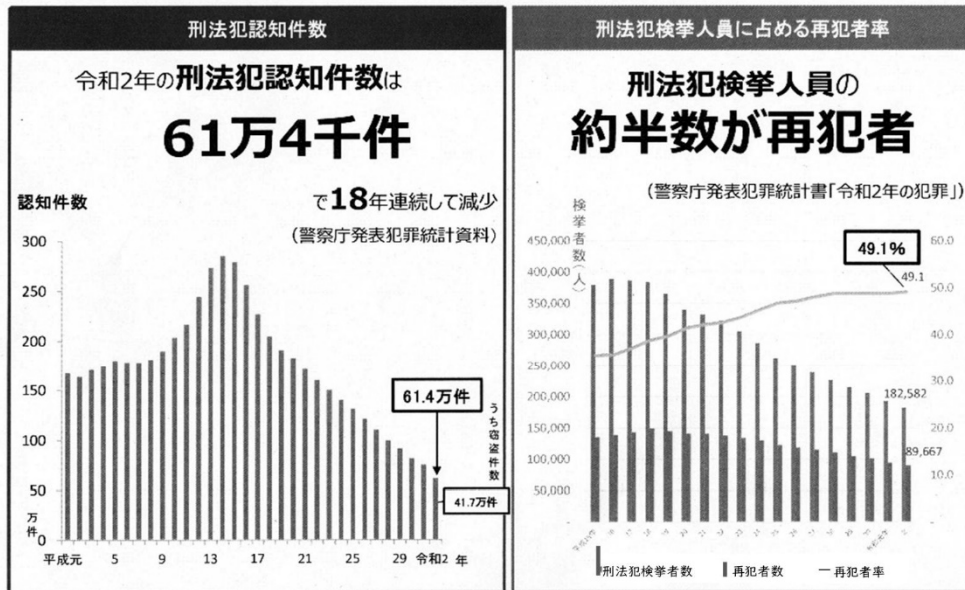


社会を明るくする運動の認知度



資料：令和4年度町民福祉意識調査

再犯者率の高い現状



資料：法務省さいたま保護観察所

■計画の内容■

(1) 地域理解の促進

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----|
| ①広報や啓発活動 | ・ 罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守れるよう、保護司及び更生保護女性会の活動や再犯防止への取組について普及啓発を図ります。 | 福祉課 |
| ②社会を明るくする運動の周知 | ・ 非行防止や犯罪予防を啓発するため、「社会を明るくする運動」を推進し、周知を図ります。 | 福祉課 |

(2) 福祉サービス等の利用支援

| 施策・事業 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|----------------|
| ①役場窓口での相談支援 | ・ 就労や経済的な支援、税金や年金、予防接種等の保健医療、水道などの公共サービスなど、町民生活の継続に必要な手続きや各制度の利用について、相談支援に努めます。 | 福祉課 関係各課 |
| ②各相談支援機関等との連携 | ・ 適切な福祉サービスの利用につなげるため、さいたま保護観察所、地域生活定着支援センター、秩父地域障がい者基幹相談支援センター「ビバーチェ」、*アスポート相談支援センター埼玉秩父、小・中学校等との連携を図ります。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ③就労の支援 | ・ 生活の安定に必要な就労を支援するため、民間事業所との連携による協力雇用主の確保を図ります。 ・ 就労を希望する障がい者の就業を支援するため、秩父障がい者就労支援センター、秩父障がい者就業・生活支援センター、秩父公共職業安定所との連携に努めます。 ・ 障がい者等の就労の継続及び定着を図るため、就労継続支援や就労定着支援等による支援に努めます。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ④住まいの確保 | ・ 地域生活の定着に必要な住まいを確保するため、民間事業所等との連携による住まいの確保を図ります。 | 福祉課 |
| ⑤少年・若年者への支援 | ・ 犯罪をした少年や若年者を支援するため、関係団体と連携し、教育的な働きかけに努めます | 福祉課 関係各課 |

第5章 計画の推進

1 推進体制

○*地域共生社会の実現を目指し、全町的に計画を推進するため、町民、福祉ボランティア団体、福祉サービス提供事業者、民間事業所、皆野町、社会福祉協議会、関係機関による連携を図ります。

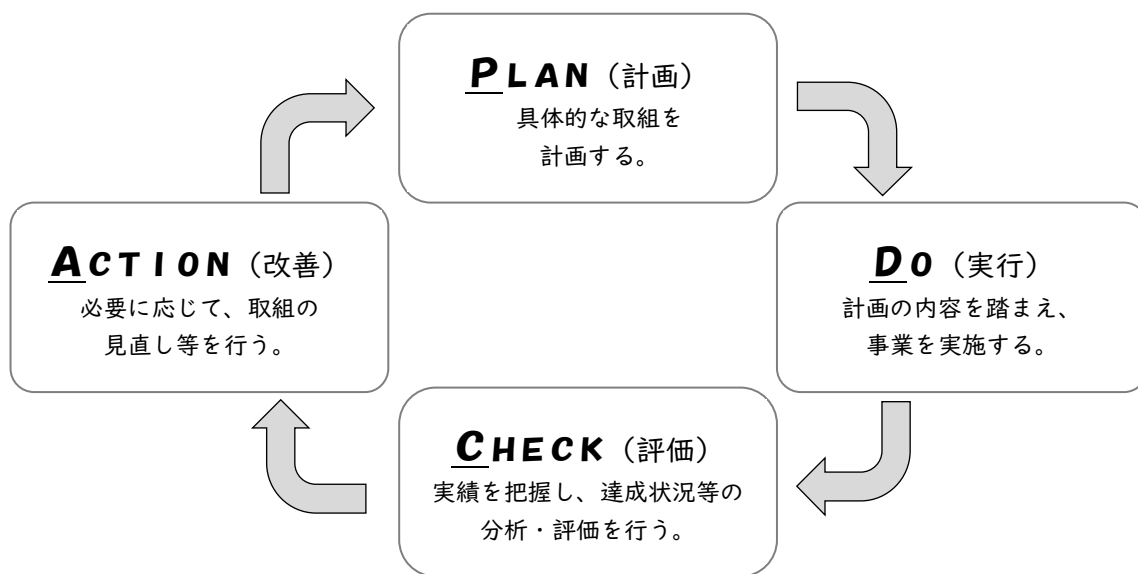
2 目標指標

○本計画を推進する上での目標指標として次の項目を設定し、次期計画の策定時点において到達状況を把握し評価を行います。

| 指標項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和9年度) | 備考 |
|--------------------------|----------------|----------------|--|
| 悩みごとの相談先として知っている割合 | | | 町民福祉意識調査 (「知っている」割合) |
| 皆野町役場 | 37.4% | 50% | |
| 民生委員・児童委員 | 32.5% | 50% | |
| 地域包括支援センター | 19.8% | 50% | |
| 社会福祉協議会 | 23.7% | 50% | |
| ボランティア活動の経験がある割合 | 44.5% | 50% | 町民福祉意識調査 (「現在している」と「現在はしていないがこれまでにしたことがある」の割合の合計) |
| 住民相互の助け合いや支え合いが十分と評価する割合 | 25.0% | 50% | 町民福祉意識調査 (「十分」と「まあ十分」の割合の合計) |
| *成年後見制度の認知度 | 39.8% | 50% | 町民福祉意識調査 (「内容も知っている」割合) |
| 社会を明るくする運動の認知度 | 22.4% | 50% | 町民福祉意識調査 (「知っている」割合) |

3 進行管理

○福祉課及び社会福祉協議会において、P D C Aのサイクルにより計画の進捗状況の把握・事業内容の見直しを行います。



資料

Ⅰ 策定委員会設置要綱

○皆野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 24 年 9 月 6 日

告示第 56 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく皆野町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、皆野町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年告示第 96 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年告示第 26 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定委員名簿

| 番号 | 選任区分 | 委員名 | | 備考 |
|----|--------------|-------|-------------------|-------------------------|
| 1 | 町議会議員 | 大澤金作 | 皆野町議会議長 | |
| 2 | 町議会議員 | 常山知子 | 総務教育厚生常任委員会委員長 | |
| 3 | 保健・医療・福祉等関係者 | 倉林光春 | 皆野病院事務長 | |
| 4 | 保健・医療・福祉等関係者 | 大隅徹 | 悠う湯ホーム施設長 | |
| 5 | 保健・医療・福祉等関係者 | 中田伶 | カーサミナノ施設長 | |
| 6 | 保健・医療・福祉等関係者 | 浅見幸弘 | 皆野町シルバー人材センター事務局長 | |
| 7 | 保健・医療・福祉等関係者 | 根岸みどり | 皆野町社会福祉協議会事務局長 | |
| 8 | 識見者・地域住民代表 | 中健治 | 皆野町区長会会長 | 副委員長 |
| 9 | 識見者・地域住民代表 | 吉橋守夫 | 皆野町区長会副会長 | |
| 10 | 識見者・地域住民代表 | 福田博 | 皆野町区長会副会長 | |
| 11 | 識見者・地域住民代表 | 大上晴夫 | 皆野町区長会副会長 | |
| 12 | 識見者・地域住民代表 | 久保田順一 | 皆野町民生・児童委員協議会会長 | 委員長 令和4年 11月30日まで |
| | | 宮前浩之 | 皆野町民生・児童委員協議会副会長 | 令和4年 11月30日まで |
| | | | 皆野町民生・児童委員協議会会長 | 委員長 令和4年 12月1日から |
| 13 | 識見者・地域住民代表 | 丸山俊一 | 皆野町民生・児童委員協議会副会長 | |
| 14 | 識見者・地域住民代表 | 山下雄一 | 皆野町民生・児童委員協議会副会長 | 令和4年 12月1日から |
| 15 | 行政関係者 | 黒澤栄則 | 皆野町副町長 | |
| 16 | 行政関係者 | 梅津順子 | 皆野町健康こども課長 | |

3 策定経過

| 年月日 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 令和4年8月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1回皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・策定方針案について ・策定スケジュールについて ・計画骨子案について ・町民福祉意識調査票について |
| 8月 | ○関係各課等ヒアリングの実施 |
| 9月 ～10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○町民福祉意識調査の実施 ○民生委員・児童委員調査の実施 ○福祉ボランティア活動団体等調査の実施 |
| 12月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ○第2回皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・町民福祉意識調査等結果について ・計画素案について ・今後のスケジュールについて |
| 令和5年1月19日 ～2月16日 | ○パブリックコメントの実施 |
| 3月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ○第3回策定委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・計画案について |

4 用語説明

| 行 | 用語 | 説明 |
|----|----------------|--|
| ●あ | アサポート相談支援センター | 「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、様々な困難の中で生活に困窮している方を包括的に支援する。 |
| ●か | 傾聴 | 相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のこと。悩みや不安、寂しさなどについてじっくり話を聴きその軽減を図り、相手の心のケアを行う活動。 |
| ●さ | 市民後見人 | 成年後見制度の利用の支援者として、専門的な研修を受けた地域の人。 |
| | 生活支援コーディネーター | 地域の専門職や住民で組織された協議体と協力しながら、地域で多様な活動を発掘・開発し、他の活動とつなげたり、組み合わせたりする調整役を担う。地域支え合い推進員とも呼ばれる。 |
| | 生活支援体制整備事業 | 住民、団体、事業所と行政の協働により、社会参加、介護予防、生活支援などの活動やサービスを充実するため、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などを行う。 |
| | 成年後見制度 | 知的障がい、精神障がい、認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護し、支援する制度。 |
| ●た | 地域共生社会 | 地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく社会。 |
| | ダブルケア | 育児期にある人（世帯）が、親や親族の介護も同時期に引き受ける状態のこと。 |
| ●は | 8050（ハチマルゴーマル） | 中高年の子どもの生活を支える高齢者の親の世帯（50代の子どもの生活を80代の親が支えること）。 |
| | ひきこもり | 仕事や学校、家庭外での交流などの社会参加を避け、半年以上家庭内にとどまっていること。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|----|---------|---|
| | 福祉教育 | 住民を対象に、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報などの手段により行う教育。学校でも児童・生徒に対して福祉教育が行われている。 |
| ●や | ヤングケアラー | 本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。 |
| ●ら | 老老介護 | 主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが介護者であり、もう一方が介護を受ける側となること。 |
| ●わ | 我が事・丸ごと | 地域共生社会への実現に向け、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくこと。 |

発行日／令和5年3月

発行／皆野町・皆野町社会福祉協議会

編集／皆野町福祉課

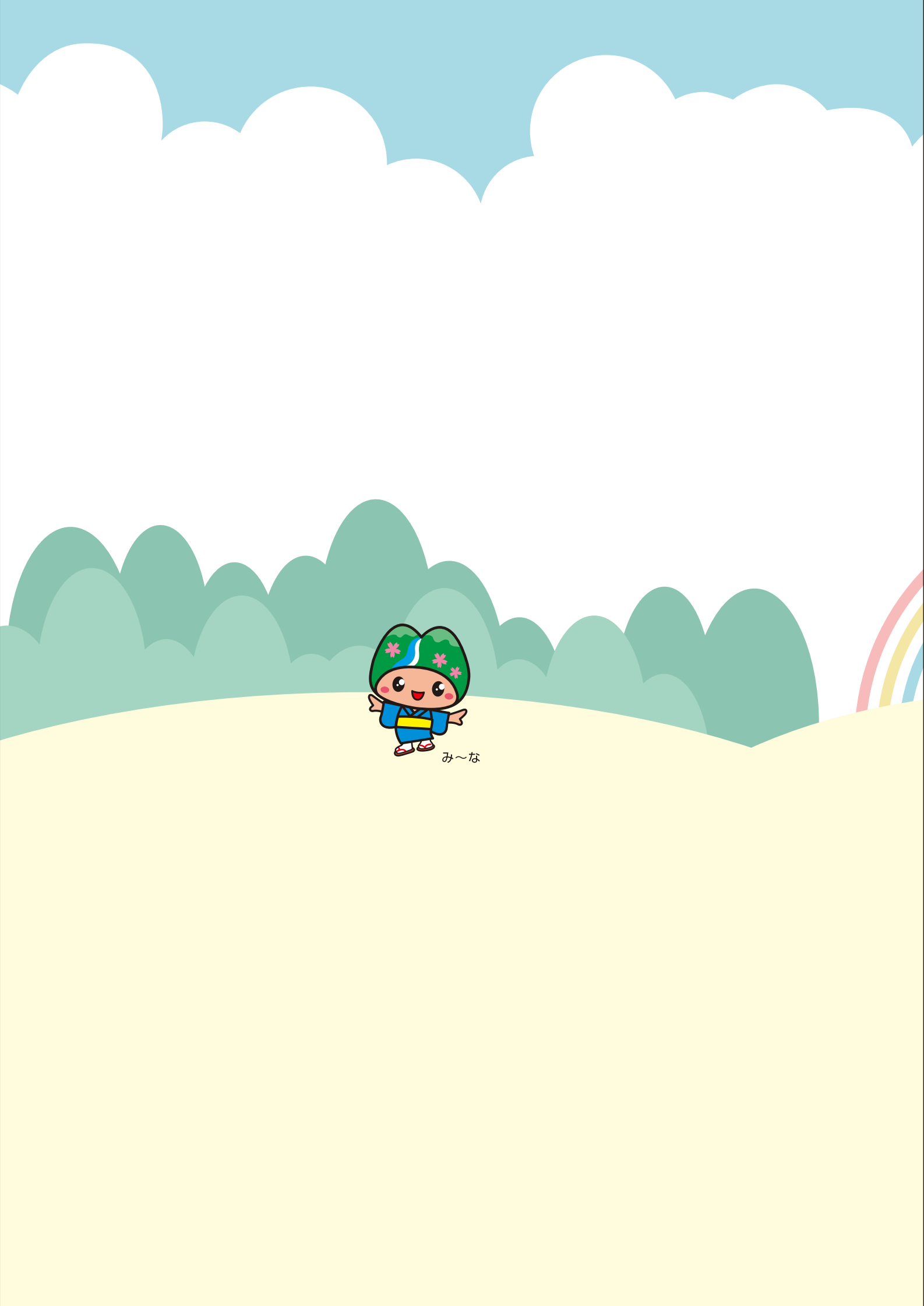
〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

TEL 0494-62-1230(代表) FAX 0494-62-2791

／皆野町社会福祉協議会

〒369-1623 埼玉県秩父郡皆野町大字大淵103番地1

TEL 0494-62-4615 FAX 0494-63-1577



みな